ISSN 1345-3092

自動車保険の概況

平成２６年度

（平成２５年度データ）

GIROJ

損害保険料率算出機構

（損保料率機構）

は　し　が　き

平成 26 年度版『自動車保険の概況』を刊行いたします。

本書『自動車保険の概況』は、当機構が収集したデータに基づく自賠責保険・任意自動車保険に関する基本的な統計資料の他、交通統計等の関連統計、自賠責保険の改定の推移等を掲載しております。

本書が皆様の自動車保険へのご理解の一助となることを心より願っております。

当機構は今後ともディスクロージャーへの取り組みを積極的に行う所存ですので、本書をより良いものにするために、皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

平成27年2月

損 害 保 険 料 率 算 出 機 構

凡　例

１．用語について

（１）本書において「自賠責保険」とは、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づいて契約締結が強制されている自動車損害賠償責任保険を指します。
また、同様に自動車損害賠償保障法については「自賠法」と表記します。

（２）本書において「任意自動車保険」とは、法律に基づく契約締結の強制を受けない自動車保険を指します。

（３）本書において「損保料率機構」または「当機構」とは、損害保険料率算出機構を指します。ただし、便宜上平成 14 年 7 月 1 日の旧損害保険料率算定会（損算会）との統合前の旧自動車保険料率算定会（自算会）を指す場合もあります。

（４）本書では、以下の共済組織を（ ）内の略称で表記します。
全国共済農業協同組合連合会（ＪＡ共済）
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）
全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）

２．記号について

（１）図表中の「△」印は、マイナス（－）を意味しています。

（２）図表中の「－」印は、該当数値がないことを意味しています。

３．各種統計数字について

（１）特にことわり書きのない場合は、リトン・ベーシス(注)の数値です。

（２）特にことわり書きのない場合は、自賠責保険（共済）において、ＪＡ共済を除く自賠責事業者について集計しています。

（３）特にことわり書きのない場合は、対人賠償責任保険の数値には自損事故保険および無保険車傷害保険を含みます。

（４）特にことわり書きのない場合は、人身傷害補償保険を含みません。

（５）単位未満は、四捨五入してある関係で、個々の数字の合計と総合計欄の数値とは必ずしも一致しません。

(注) 保険収支および損害率の計算を事業年度内に限って行う方法（同一期間中の収入保険料と支払保険金を基礎とする。）をいいます。

目　　次

［自動車保険の制度概要・基本用語］ ･･･ 1

第１部　平成25年度の事業概況

Ⅰ．自　賠　責　保　険

１．収支関係 ･･･ 6
（１）収入保険料 ･･･ 6
（２）支払保険金 ･･･ 7
（３）収支状況 ･･･ 9
（４）自賠責保険審議会 ･･･ 10

２．保険金支払関係 ･･･ 12
（１）自賠責保険（共済）の損害調査 ･･･････････････････････････････････････ 12
（２）請求事案の処理状況 ･･･ 12
（３）保険金の支払状況 ･･･ 14
（４）医療費の現況 ･･･ 16
（５）医療機関における現況 ･･･ 17
（６）柔道整復における現況 ･･･ 23
（７）後遺障害認定の現況 ･･･ 25
（８）自賠責保険（共済）から支払が行われない場合・減額される場合の取扱い ････ 27
（９）審査会における審査件数 ･･･ 29

Ⅱ．政 府 保 障 事 業

（１）保障事業の概要 ･･･ 32
（２）保障事業の受付状況 ･･･ 33

Ⅲ．　任 意 自 動 車 保 険

１．収支関係 ･･･ 34
（１）収入保険料 ･･･ 34
（２）支払保険金 ･･･ 34
（３）契約状況 ･･･ 35

２．保険金支払関係 ･･ 37
（１）保険金の支払状況 ･･ 37
（２）対人賠償責任保険の現況 ･･ 38
（３）搭乗者傷害保険の現況 ･･ 40
（４）対物賠償責任保険および車両保険の現況 ･･････････････････････････････････ 41

《第１部　掲載図一覧》

［Ⅰ．自賠責保険］

第１図　収入保険料と増減率の推移 ･･ 6
第２図　契約台数と増減率の推移 ･･ 7
第３図　支払保険金と増減率の推移 ･･ 7
第４図　交通事故死傷者数と保険金支払件数の推移 ･･････････････････････････････････ 8
第５図　自賠責保険・共済 収支状況（ポリシー・イヤー・ベーシス） ･･････････････ 10
第６図　損害調査受付件数の推移 ･･ 12
第７図　自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈平成25年度〉 ･･････････ 13
第８図　死亡・傷害事故別平均支払保険金の推移 ･･････････････････････････････････ 14
第９図　傷害による損害額の費目別構成比〈平成25年度〉 ･･････････････････････････ 15
第10図　施設別請求状況〈平成25年度〉 ･･ 16
第11図　医療機関の経営主体別診療状況〈平成25年度〉 ･･････････････････････････････ 17
第12図　総診療費および件数の推移 ･･ 18
第13図　平均診療費の推移 ･･ 18
第14図　受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈平成25年度〉 ･･････････････････････････ 19
第15図　傷害度別傷病数構成比（傷害）〈平成25年度〉 ･･････････････････････････････ 19
第16図　診療費の項目別構成比の推移（傷害） ･･････････････････････････････････････ 20
第17図　診療期間および診療実日数の推移 ･･ 21
第18図　診療期間別の件数構成比〈平成25年度〉 ･･････････････････････････････････ 21
第19図　社会保険利用率の推移 ･･ 22
第20図　柔道整復総施術費および件数の推移 ･･ 23
第21図　平均施術費の推移 ･･ 23
第22図　施術期間および施術実日数の推移 ･･ 24
第23図　施術期間別の件数構成比〈平成25年度〉 ･･････････････････････････････････ 24
第24図　後遺障害支払件数の推移 ･･ 25
第25図　後遺障害等級別件数構成比〈平成25年度〉 ･･････････････････････････････････ 26
第26図　後遺障害系列別件数構成比〈平成25年度〉 ･･････････････････････････････････ 26
第27図　無責・対象外事故件数の推移 ･･ 27
第28図　支払が減額される対象となる事故件数の推移 ･･････････････････････････････････ 28
第29図　有無責等の専門部会〈平成25年度〉 ･･ 30

第30図　後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会
〈平成25年度〉 ･･30
第31図　高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈平成25年度〉 ･･････30

［Ⅱ．政府保障事業］
第32図　受付件数の推移 ･･33
第33図　支払保障金の推移 ･･33

［Ⅲ．任意自動車保険］
第34図　収入保険料と増減率の推移 ･･34
第35図　支払保険金と増減率の推移 ･･34
第36図　年齢条件別契約台数構成比〈平成25年度〉 ････････････････････････････35
第37図　対人賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比〈平成25年度〉 ･･･････････35
第38図　対物賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比の推移 ･･････････････････36
第39図　補償種目別 平均支払保険金の推移 ･･･････････････････････････････････37
第40図　補償種目別 事故類型別支払件数構成比〈平成25年度〉 ････････････････38
第41図　対人賠償責任保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成25年度〉 ･･･････38
第42図　対人賠償責任保険 死亡事故認定額構成比〈平成25年度〉 ･･･････････････39
第43図　対人賠償責任保険 内払実施状況の推移 ････････････････････････････････40
第44図　搭乗者傷害保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成25年度〉 ･････････40
第45図　車両保険 事故形態別支払構成比〈平成25年度〉 ･･････････････････････････41
第46図　車両保険 都道府県別支払保険金構成比〈平成25年度〉 ････････････････42
第47図　１台当たり修理費費目別金額および構成比〈平成25年度〉 ･･････････････42

第２部　自動車保険関連情報

Ⅰ．自賠責保険における制度改定の推移

１．自賠責保険 制度の推移 ･･･44
２．自賠責保険 料率改定の推移 ･･50
３．自賠責保険 保険料表（北海道本島・本州・四国本島・九州本島用）抜粋 ･････････52
４．自賠責保険 保険金額ならびに仮渡金の変遷 ･･････････････････････････････････53
５．「自賠責保険支払基準」改定の推移 ･･･54
６．後遺障害等級表 ･･58

Ⅱ．海　外　関　係

１．主要各国の自動車損害賠償責任保険制度 ･････････････････････････････････････ 62
２．主要各国の交通事故の状況 ･･･ 64

第３部　平成25年度の事業概況（統計）

Ⅰ．自　賠　責　保　険

第１表　自賠責保険 収支の推移 ･･･ 66
第２表　自賠責保険 車種別収支〈平成25年度〉 ･････････････････････････････････ 68
第３表　自賠責保険 都道府県別収支〈平成25年度〉 ･････････････････････････････ 70
第４表　原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移 ･････････････ 72
第５表　原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数
〈平成26年３月末〉 ･･･ 73
第６表　自賠責保険（共済）　都道府県別損害調査受付件数の推移 ･････････････････ 74
第７表　自賠責保険（共済）　都道府県別医療機関総診療費〈平成25年度〉 ･････････ 75
第８表　自賠責保険（共済）　受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）
〈平成25年度〉 ･･･ 76
第９表　自賠責保険（共済）　事故類型別受傷部位別件数・構成比（傷害）
〈平成25年度〉 ･･･ 77
第10表　自賠責保険（共済）　診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）
〈平成25年度〉 ･･･ 78
第11表　自賠責保険（共済）　都道府県別柔道整復施術費〈平成25年度〉 ･････････････ 79

Ⅱ．政 府 保 障 事 業

第12表　政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈平成25年度〉 ･････････････････ 80

Ⅲ．任 意 自 動 車 保 険

第13表　任意自動車保険 収支の推移 ･･･ 81
第14表　任意自動車保険 用途・車種別統計表〈平成25年度〉 ･････････････････････ 82
第15表　任意自動車保険 対人賠償責任保険 保険金種類別統計表〈平成25年度〉 ･････ 86
第16表　任意自動車保険 搭乗者傷害保険 保険金種類別統計表〈平成25年度〉 ･････････ 88
第17表　任意自動車保険 都道府県別統計表〈平成25年度〉 ･････････････････････････ 90
第18表　任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈平成26年３月末〉 ･････････････････ 92

第19表　任意自動車保険 都道府県別普及率表〈平成26年３月末〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
第20表　任意自動車保険 対人賠償責任保険 都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉・・・・96
第21表　任意自動車保険 対人賠償責任保険 保険金額別契約構成表〈平成25年度〉・・・・98
第22表　任意自動車保険 対物賠償責任保険 保険金額別契約構成表〈平成25年度〉・・・100
第23表　任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈平成25年度〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
第24表　任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈平成25年度〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第25表　任意自動車保険 車両保険 都道府県別・事故形態別支払統計表
〈平成25年度〉・・106

Ⅳ．損 害 保 険 全 般

第26表　損害保険種目別元受正味保険料の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108

第４部　自動車保険関連統計

Ⅰ．共 済 関 係

第27表　自賠責共済 収支の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
第28表　自賠責共済 都道府県別収支〈平成25年度〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
第29表　自動車共済 補償種目別収支の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
第30表　自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈平成26年３月末〉・・・115

Ⅱ．交 通 事 故 関 係

第31表　交通事故発生状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
第32表　都道府県別交通事故発生状況〈平成25年〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
第33表　事故類型別交通事故件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
第34表　年齢層別死者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
第35表　状態別死者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
第36表　警察統計の死者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
第37表　車種別道路交通法違反取締件数〈平成25年〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
第38表　救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
第39表　男女別運転免許保有者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
第40表　交通事故高額賠償判決例（人身事故）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
第41表　交通事故高額賠償判決例（物損事故）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・123

Ⅲ．自動車保有登録関係

第42表　車種別自動車保有車両数の推移 …… 124
第43表　都道府県別自動車保有車両数〈平成26年３月末〉 …… 126
第44表　新車登録台数の推移 …… 127
第45表　車種別平均使用年数の推移 …… 127

損害保険料率算出機構（損保料率機構）の概要

Ⅰ．損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

１．使　命 …… 130
２．沿　革 …… 130
３．会　員 …… 130
４．主な業務 …… 131
（１）参考純率と基準料率の算出・提供 …… 131
（２）自賠責保険の損害調査 …… 131
（３）データバンク機能 …… 131
５．組　織 …… 131

Ⅱ．自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要

１．料率算出の概要 …… 134
（１）保険商品の特性（原価の事後確定性） …… 134
（２）損保料率機構における料率算出 …… 134
２．自動車保険参考純率 …… 135
（１）参考純率とは …… 135
（２）参考純率の原則 …… 135
（３）自動車保険参考純率の料率区分 …… 136
（４）参考純率の届出・審査 …… 137
３．自賠責保険基準料率 …… 137
（１）基準料率とは …… 137
（２）自賠責保険基準料率の原則 …… 138
（３）自賠責保険基準料率の料率区分 …… 138
（４）自賠責保険基準料率の届出 …… 139
（５）自賠責保険基準料率の審査 …… 139

Ⅲ．自賠責保険損害調査の概要

１．自賠責保険における損害調査 …… 141
２．組　織 …… 141
３．損害調査の流れ …… 141
（１）自賠責保険への請求 …… 141
（２）損害保険会社等における損害調査 …… 141
（３）自賠責損害調査事務所における損害調査 …… 142
（４）自賠責保険の支払 …… 142
４．損害調査体制 …… 142
（１）自賠責損害調査事務所における損害調査 …… 142
（２）地区本部・本部における審査 …… 142
（３）自賠責保険（共済）審査会制度 …… 142

Ⅳ．データバンク機能の概要

１．保険統計の作成・提供 …… 144
２．各種の調査・研究 …… 144
３．会員に対するコンサルティング …… 144
４．ディスクロージャー …… 144

Ⅴ．ディスクロージャー資料のご紹介 …… 145

［自動車保険の制度概要・基本用語］

●自動車保険の制度概要

自動車に関する保険は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険（自賠責保険）と任意に加入することができる任意自動車保険に大別することができます。

わが国における任意自動車保険の歴史は古く、大正 3 年（1914 年）に初めて営業が開始されました。当時の自動車保有台数はわずか 1,000 台程度でしたが、その後、第 2 次大戦後の復興に伴って保有台数も増大し、昭和 30 年（1955 年）には 150 万台を超えました。一方で、こうした自動車の急激な普及に伴って、交通事故の増加が問題となり、特に交通事故による被害者の救済が強く求められるようになりました。

このような背景から、昭和 30 年（1955 年）に「自賠法」が制定され、翌年から強制保険である「自賠責保険」が実施されました。これによって、自動車の保有者は、基本的に自賠責保険を付けていなければ自動車を運行することができなくなり、一方、自動車事故によって死傷した被害者は、その損害について自賠責保険により基本的補償を受けられるようになりました。また、加害者が任意自動車保険を付けていて、被害者の損害が自賠責保険では補償しきれない場合には、任意自動車保険からこれに上乗せして支払うという自動車保険システムが確立されました。

自賠責保険および任意自動車保険の補償内容は、次のとおりです。

［強制保険］

自賠責保険 … 自動車の運行によって、歩行者、同乗者、他の車の搭乗者などの他人を死傷（後遺障害を含みます。）させて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、法令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。なお、他人の財物に損害を与えた場合は対象になりません。

［任意自動車保険］

対人賠償責任保険 … 自動車事故によって、歩行者、同乗者、他の車の搭乗者などの他人を死傷（後遺障害を含みます。）させて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の補償額を超える部分に対して保険金が支払われます。

自損事故保険 … 自動車事故によって、契約した自動車の保有者、運転者または搭乗者が死傷（後遺障害を含みます。）し、この損害が自賠責保険の補償の対象とはならない場合（例えば、運転者が自らの責任で、電柱に衝突したり、崖から転落したり、センターラインを越えて対向車と衝突し、相手に過失がない場合など）に保険金が支払われます。

無保険車傷害保険 … 契約した自動車に搭乗中の者などが、他の自動車との事故で死亡または後遺障害を被り、相手に損害賠償を請求できる場合で、他の自動車が対人賠償責任保険を付けていない無保険車などのため十分な補償を受けられないときに保険金が支払われます。

対物賠償責任保険 … 自動車事故によって、他人の財物（自動車、建物、電柱など）に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金が支払われます。

搭乗者傷害保険 … 自動車事故によって、契約した自動車に搭乗中の運転者および同乗者が死傷（後遺障害を含みます。）した場合に、保険金が支払われます。

車　両　保　険 … 契約した自動車自体が、偶然な事故によって損害を被った場合に、保険金が支払われます。なお、支払の対象となる偶然な事故の範囲を限定して保険料負担を軽減するものもあります。

人身傷害補償保険 … 契約した自動車または他の自動車に搭乗中や歩行中に自動車事故で死傷（後遺障害を含みます。）した場合に、自己の過失による損害を含めて保険金が支払われます。

任意自動車保険では、上記の保険の組合せによって、補償内容の違いなどがある保険商品が構成されています。さらに、補償内容などを補充・変更・排除する特約を任意に付帯することができます（特約によっては自動的にセットされるものもあります)。例えば、車両保険の特約で、身の回り品損害、代車等費用、事故付随費用などを補償するものがあります。

（注）任意自動車保険については、損害保険会社によって補償内容が異なる場合があります。

●保険約款

保険契約の契約内容や条件を定めた条文のことで、保険契約者の保険料支払や通知義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定めています。なお、保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容や条件を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）があります。

●保険契約者

保険に加入するためには、保険会社と契約を結ぶことになります。この保険契約における一方の当事者として､保険会社と保険契約を締結する人を保険契約者といいます｡すなわち、保険契約者とは、保険契約の申込みを行い保険料を支払う人のことをいいます。

●被保険者

被保険者とは、保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる人のことをいいます。自賠責保険では、車の「保有者」（自賠法第 2 条第 3 項の定義によるもの）および「運転者」（同法同条第 4 項の定義によるもの）が被保険者になります。任意自動車保険では、一般に保険約款によって補償種目ごとに被保険者の範囲が詳細に定められています。

●被保険自動車

保険証券に記載され、保険契約の対象となる自動車をいいます。なお、車両保険においては、自動車本体の他に、その自動車に装備されている付属品等も含まれます。

●補償種目

任意自動車保険においては、その補償内容によって、対人賠償責任保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、対物賠償責任保険、車両保険、人身傷害補償保険などの種類があります。この保険の種類を、通称として補償種目といいます。

●保険料

保険契約について、被保険者の危険を保険会社が負担するための対価として保険契約者が支払う金銭をいいます。なお、一般的に保険料は、危険負担に充てられ保険金の原資となる部分（純保険料）と、保険会社の経費・代理店手数料・利潤等に充てられる部分（付加保険料）に分けられます。純保険料と付加保険料を合わせたものを営業保険料と呼びます。

●保険金

保険事故により被保険者に損害が発生したときに、保険会社が支払う金銭をいいます（なお、被害者からの請求を受けて、保険会社が被保険者を介さず直接被害者に支払う金銭は、保険金といわず損害賠償額といいます。）。

●保険金額

保険事故が発生した場合に保険会社が支払う最高限度として、あらかじめ保険会社と保険契約者間で定めた金額をいいます。

●保険価額

保険契約の対象となるものの評価額をいいます。車両保険では、被保険自動車と同一車種・年式で、同程度の損耗度の自動車の市場価格相当額が保険価額となります。保険事故により損害が生じた被保険自動車を事故発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費が、保険価額以上となる場合を全損、保険価額未満となる場合を分損といいます。

●免責

特定の事由により保険事故が発生した場合、保険会社が保険金の支払義務を免れることをいいます。免責となる事由は保険約款に定められています。代表的な事由の例としては、戦争や故意による事故などがあります。

●免責金額

免責金額とは、保険事故により損害が生じた際の被保険者の自己負担額のことをいいます。保険会社が保険金を支払うときには、損害額から免責金額を差引きます。

●内払

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。なお、自賠責保険においては、平成 20 年 10 月 1 日より廃止されています。⇒第Ⅱ部　Ⅰ－1．自賠責保険　制度の推移（49 ページ）参照

●仮渡金

仮渡金とは、自賠責保険において、損害賠償額が確定していない段階で、被害者が当座の費用にあてることを目的に支払われるものをいいます。損害賠償額の一部先渡しの性格を持っているため、後日損害賠償額が確定し、保険金が支払われる時には、仮渡金額が控除されます。

第１部　平成25年度の事業概況

Ⅰ．自賠責保険

Ⅱ．政府保障事業

Ⅲ．任意自動車保険

Ⅰ．自賠責保険

１．収支関係

（１）収入保険料

平成 25 年度の自賠責保険の収入保険料は、第 1 図のとおり 1 兆 283 億円となっており、前年度に比べ 920 億円（9.8%）の増加となりました。⇒第 1 表（66 ページ）参照

なお、平成 23 年度および平成 25 年度における収入保険料の大幅な増加は、基準料率の引上げ改定があったことによります。

また、自賠責保険は強制保険であり、自動車検査制度（車検）にリンクさせて契約する保険であることから、収入保険料は自動車保有車両数、新車登録台数の動向およびその年度に車検を迎える自動車台数の動向により増減して推移する傾向があります。⇒第 44 表（127 ページ）参照

第１図　収入保険料と増減率の推移

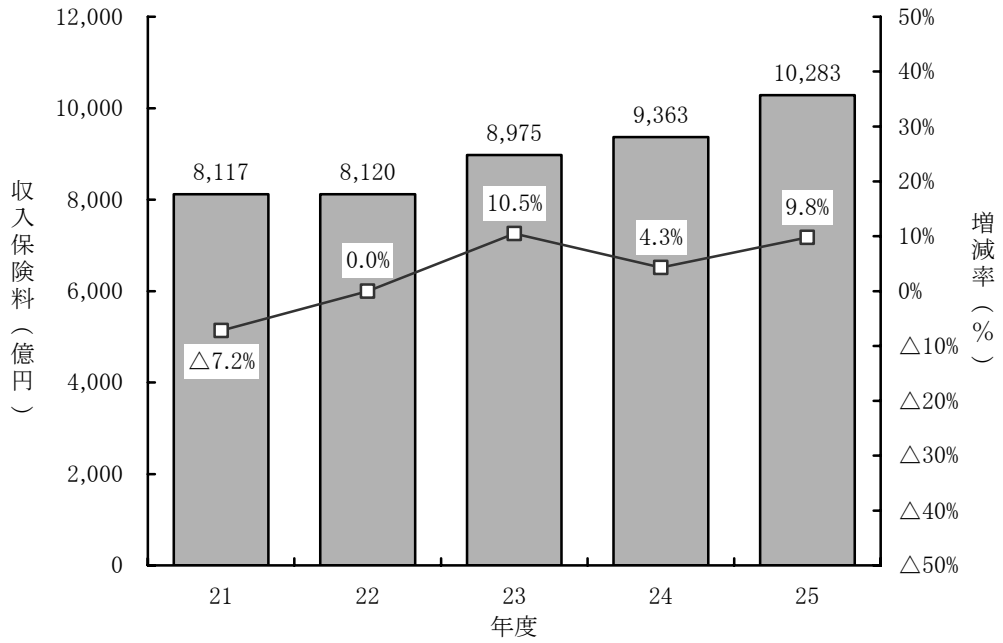

第２図　契約台数と増減率の推移

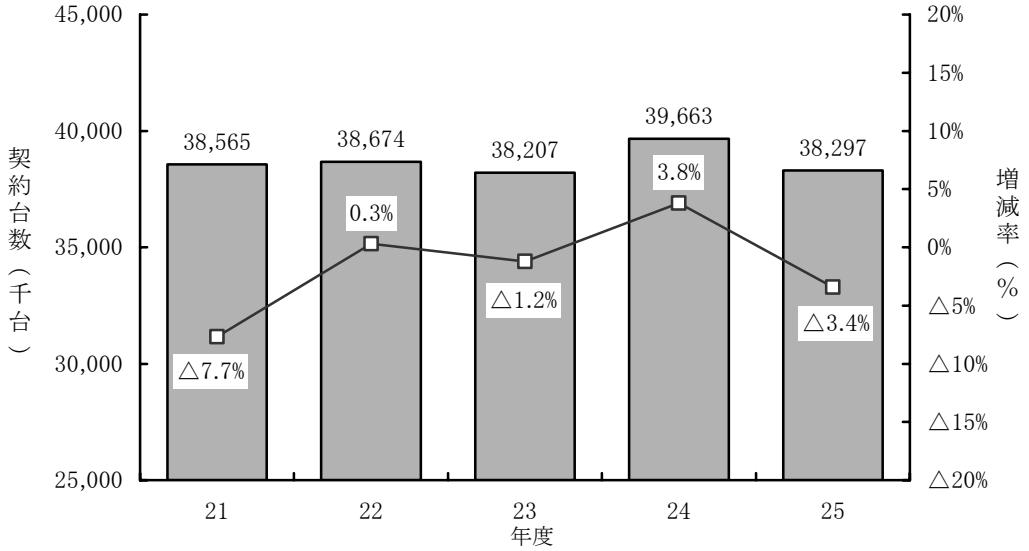

（２）支払保険金

平成 25 年度の自賠責保険の支払保険金は、第 3 図のとおり 8,075 億円となっており、前年度に比べ 75 億円（0.9%）の増加となりました。⇒第 1 表（66 ページ）参照

第３図　支払保険金と増減率の推移

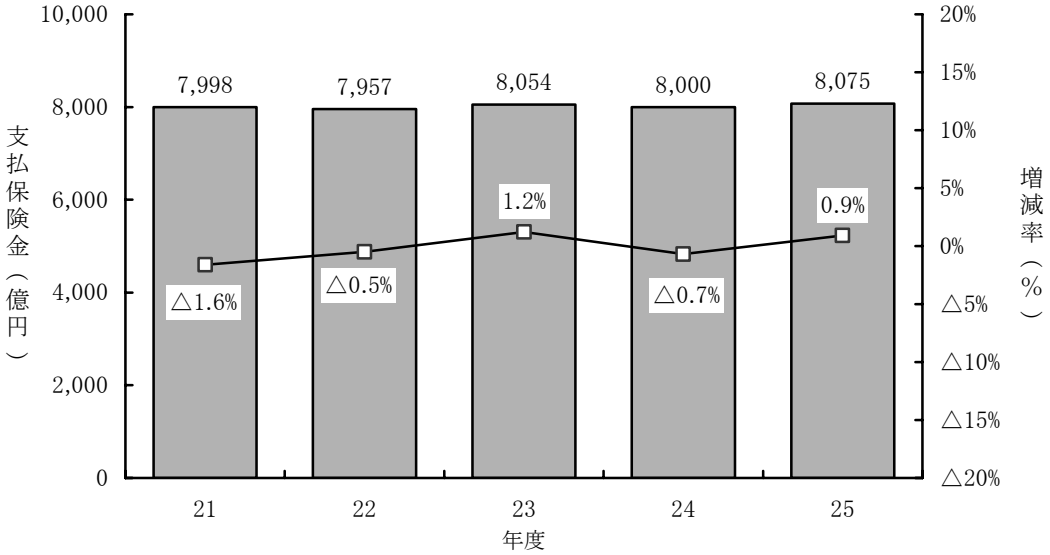

第 4 図は交通統計と自賠責保険統計の推移を比較したものです。交通事故死者数と自賠責保険における死亡の支払件数は、ともに減少傾向となっており、一致した傾向を示しています。

一方、交通事故負傷者数と自賠責保険における傷害の支払件数は、増減の傾向が一致してい

ません。

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、交通事故負傷者数は人身事故として届出がなされたものを集計しているのに対し、自賠責保険では、人身事故として届出がなされなかったものであっても支払いを行うことがあります。近年、このような支払いが増加傾向となっていることから、交通事故負傷者数と自賠責保険における傷害の支払件数の推移に差が生じています。

第４図　交通事故死傷者数と保険金支払件数の推移

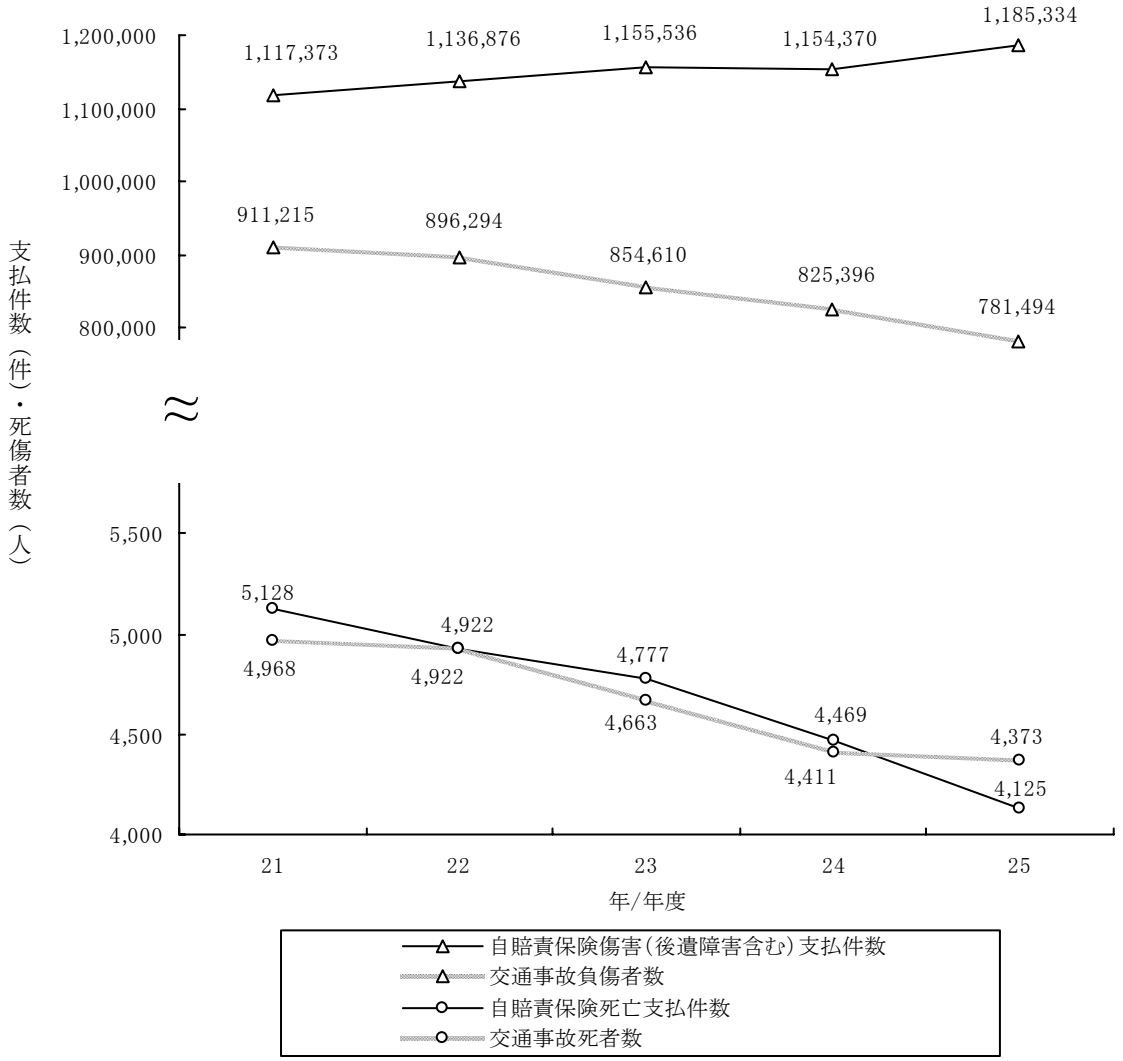

（注）交通事故死傷者数は暦年統計、「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）によります。また、自賠責保険支払件数は年度統計、当機構資料によります。

（３）収支状況

自賠責保険は、自動車事故被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法で規定されており、これは一般に「ノーロス・ノープロフィットの原則」と呼ばれています。

したがって、自賠責保険における保険料率（基準料率）は、必要なコスト（保険金の支払に充当する部分および営業費・損害調査費など）に過不足が生じないように算出する必要があります。

当機構は、この保険料率（基準料率）を算出するとともに、自賠責保険の収支を毎年検証しています。

①　料率検証

自賠責保険における保険料率（基準料率）は、上記のとおりノーロス・ノープロフィットを原則としており、料率検証にあたっては、ポリシー・イヤー・ベーシスという方式を採用しています。

このポリシー・イヤー・ベーシスとは、ある年度に引受けられた契約による収入純保険料（保険金の支払に充当する保険料）と、これらの契約に基づき支払われる保険金とを対比させる方式です。この方式は契約引受年度ごとの収支の状況を最終的に正確に把握するうえで優れていますので、ノーロス・ノープロフィットを原則とする自賠責保険では、この方式により料率検証を行っています。

なお、自賠責保険の保険期間は、自動車検査証の有効期間をカバーするように定められているため、保険期間が 1 年間のみならず 2 年間または 3 年間（原動機付自転車等においては最長 5 年間）にわたることが多く、それらの保険期間に生じた事故について支払われるべき保険金の額が最終的に確定するまでには長期間を要します。そこで、料率検証等を行うにあたっては、実績が確定した期間の保険成績を把握したうえで、それを基礎として実績が確定していない期間の保険収支を推計するという方法を採っています。

②　収支状況

平成 25 年度の料率検証結果では、第 5 図のとおり平成 24 契約年度の収支（損害率）は 120.6%、平成 24 年度末における累計収支残高は 5,176 億円の赤字になると見込まれています。

第５図　自賠責保険・共済 収支状況（ポリシー・イヤー・ベーシス）

契約年度	収入純保険料 A	支払保険金 B	収支残 当年度収支残 (A－B)	収支残 累計収支残	損害率 (B/A×100)
	（億円）	（億円）	（億円）	（億円）	（%）
19	8,641	7,428	1,213	5,327	86.0
20	6,469	8,944	△2,475	2,853	138.3
21	6,023	8,386	△2,362	490	139.2
22	6,022	8,557	△2,534	△2,044	142.1
23	6,997	8,400	△1,403	△3,673	120.0
24	7,304	8,808	△1,503	△5,176	120.6

（注）1. 本図は、ポリシー･イヤー・ベーシスによる数値であり、他図表の収入保険料・支払保険金とは一致しません。
2. 本図は、自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
3. 平成 23 契約年度の累計収支残（△3,447 億円）から、平成 23 年度決算における法人税率変更に伴う調整準備金の取崩額 226 億円を控除しています。

（４）自賠責保険審議会

①　自賠責保険審議会の概要

自賠責保険審議会は、自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて自賠責保険に関する事項を調査・審議します。

自賠責保険審議会の概要

1. 自賠責保険は、被害者保護を目的とした公共性の強い保険であることから、適正な運営や合理的な行政の処分に資するため、金融庁に自賠責保険審議会が設置されています（自賠法第 31 条）。

2. 内閣総理大臣は、次のような処分をしようとするときは、自賠責保険審議会に諮問しなければなりません（自賠法第 33 条）。
   (1) 自賠責保険事業免許の申請に対し免許をしようとするとき
   (2) 一部の基礎書類の変更認可または変更命令をしようとするとき
   (3) 保険料率または基準料率の変更命令をしようとするとき
   (4) 届出のあった基準料率の審査期間を短縮しようとするとき
   (5) 届出のあった基準料率の撤回・変更命令をしないこととするとき
   (6) 各自賠責共済組合の共済契約、共済掛金等の所管行政庁の処分に同意しようとするとき

3. 自賠責保険審議会の委員の構成は以下のとおりです（自動車損害賠償責任保険審議会令第 2 条）。委員は、内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て任命します（自賠法第 35 条）。
   (1) 学識経験者　7 名
   (2) 自動車交通または自動車事故に関し深い知識および経験を有する者　3 名
   (3) 保険業に関し深い知識および経験を有する者　3 名

4. 自賠責保険審議会には会長が置かれますが、会長は委員の互選によって選任されます（自動車損害賠償責任保険審議会令第 4 条）。特別の事項を調査審議する必要があるときは、特別委員を置くことができることになっています（自動車損害賠償責任保険審議会令第 1 条第 2 項）。

② 自賠責保険審議会の動向

平成 25 年度は、平成 26 年 1 月 29 日に第 133 回自賠責保険審議会が開催され、以下の点について報告・審議がなされました。

《第 133 回自賠責保険審議会》

- ❑ 自賠責保険事業に係る認可（諮問事項）
- ❑ 平成 25 年度料率検証結果
- ❑ 平成 26 年度自動車安全特別会計の運用益の使途
- ❑ 平成 26 年度民間保険会社の運用益の使途
- ❑ 平成 26 年度ＪＡ共済の運用益の使途
- ❑ 自賠責診療報酬基準案

なお、金融庁長官からの諮問事項については、異議はない旨の答申がなされました。

２．保険金支払関係

（１）自賠責保険（共済）の損害調査

当機構では、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく事業活動の一環として自賠責保険（共済）に関する損害調査を行っています。被害者救済を目的とする自賠責保険（共済）では、年間 100 万件以上の大量の請求事案を公平、均質かつ客観的に処理し、支払を行う必要があることから、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（金融庁・国土交通省告示）」（以下、「自賠責保険支払基準」といいます。）に基づいて損害調査が行われています。

平成 27 年 1 月 1 日現在、当機構では全国に 7 か所の地区本部と 54 か所の自賠責損害調査事務所を設置し、損害保険会社 26 社、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合の引受けた自賠責保険（共済）に対する請求事案を対象として、損害調査を行っています。⇒巻末「Ⅲ．自賠責保険損害調査の概要」（141 ページ）参照

（２）請求事案の処理状況

①　自賠責損害調査事務所における受付件数

平成 25 年度に自賠責損害調査事務所で受付けた自賠責保険（共済）の請求事案の件数は、第 6 図のとおり約 135 万件となっており、前年度に比べ 2.2％の増加となっています。⇒第 6 表（74 ページ）参照

第６図　損害調査受付件数の推移

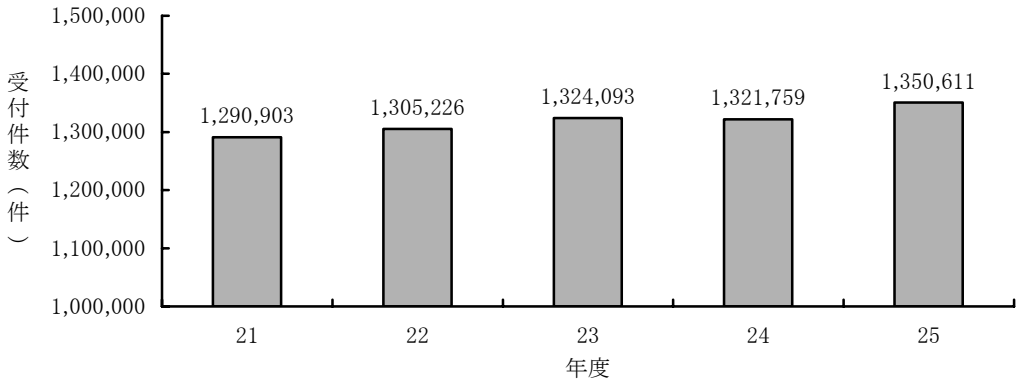

（注）「受付件数」は、被害者などが自賠責保険（共済）に対して行った 1 回の請求を 1 件として集計しています。したがって、例えば 1 人の被害者が自賠責保険（共済）に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります（治療費や休業損害の請求を行った後、後遺障害の請求を行った場合はそれぞれを 1 件として集計しています。）。

② 損害調査の所要日数

平成 25 年度の自賠責損害調査事務所において、受付から 30 日以内に調査が完了した自賠責保険（共済）の事案は、傷害事故では全体の 98.5%（1,221,350 件）、後遺障害事故では同 85.2%（88,671 件）、死亡事故では同 76.2%（4,649 件）となっています。

第７図　自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈平成 25 年度〉

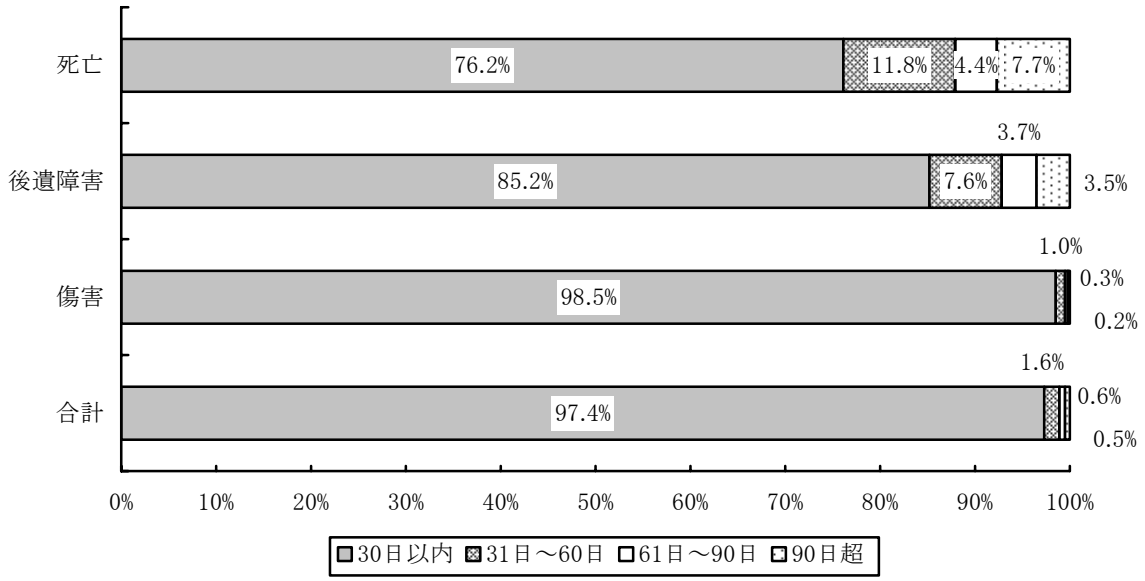

（３）保険金の支払状況

① 平均支払保険金（合計）の推移

自賠責保険から被害者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は、第 8 図のとおり平成 25 年度は 67.9 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

② 死亡平均支払保険金の推移

死亡者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は 2,411 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

③ 傷害平均支払保険金の推移

負傷者 1 名に対して支払われた平均支払保険金（後遺障害を含む。）は 59.7 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

第８図　死亡・傷害事故別平均支払保険金の推移

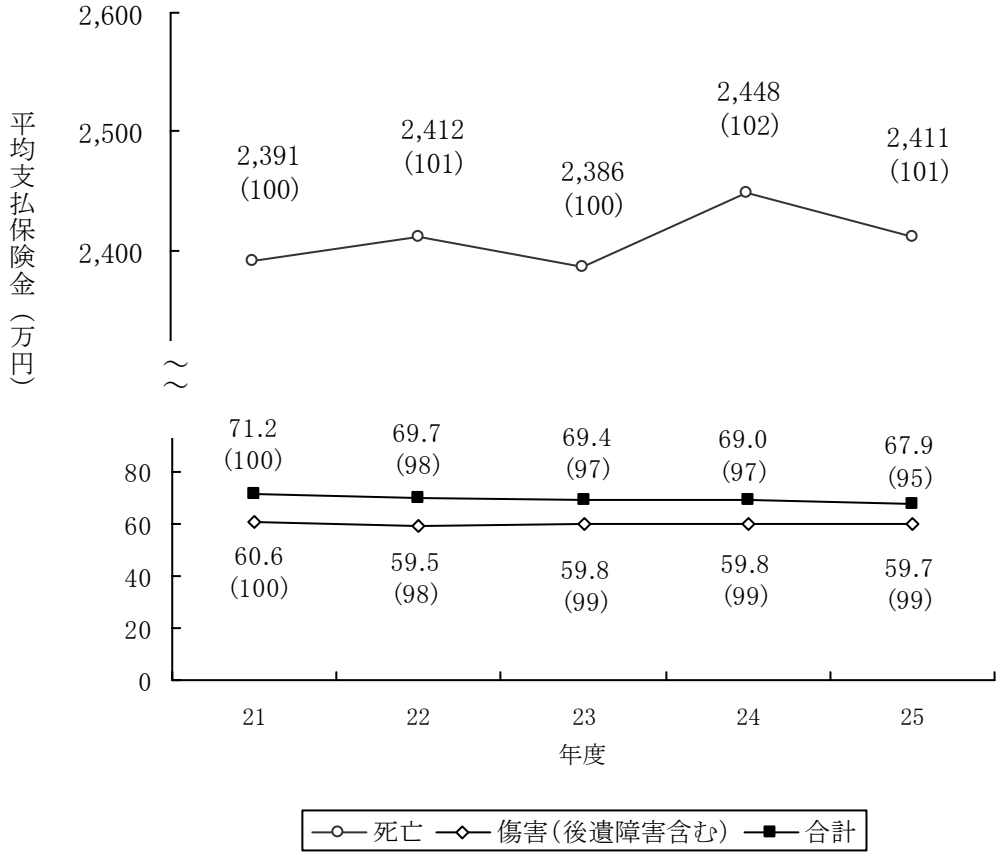

（注）（ ）内の数値は、平成 21 年度を 100 とした指数です。

④　損害（支払保険金）の内訳

平成 25 年度において自賠責保険から支払われた保険金 8,075 億円のうち、約 12%の 995 億円が死亡者に対して支払われ、残りの約 88%の 7,080 億円が負傷者に対して支払われています。

⇒第 1 表（66 ページ）参照

また、被害者の傷害による損害額の費目別構成比は第 9 図のとおり、治療関係費（治療費＋その他）が 48.9%と約半数を占め、慰謝料が約 4 割、休業損害が残りの約 1 割となっています。

第９図　傷害による損害額の費目別構成比〈平成 25 年度〉

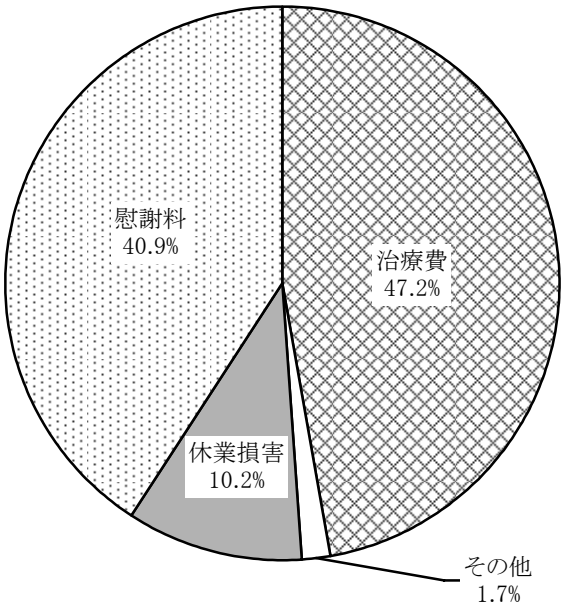

（注）後遺障害の損害費目（逸失利益（事故にあわなければ将来得たであろう収入を失ったことによる損害）、慰謝料等）を除いています。

（４）医療費の現況

自賠責保険（共済）の医療費の適正化については、従来より自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険（共済）における医療費の施設別請求状況は第 10 図のとおり平成 25 年度は総医療費 3,566 億円のうち、医療機関が 79.3%（2,826 億円）、柔道整復が 20.1%（717 億円）となっています。

第 10 図　施設別請求状況〈平成 25 年度〉

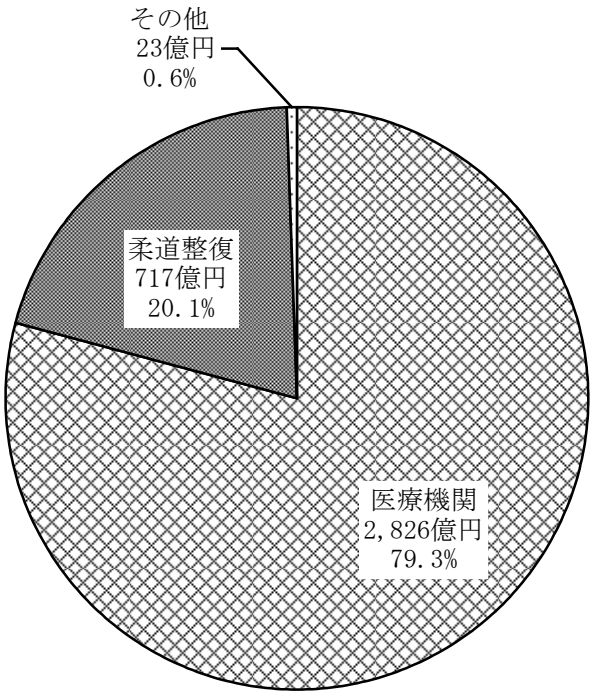

（注）1. 自賠責保険（共済）に請求のあった費用を集計したものであり、支払保険金ベースの集計とは一致しません。
2. 「医療機関」には、薬局を含みます。
3. 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

（５）医療機関における現況

平成 25 年度の病院、診療所別の医療機関数の割合は第 11 図のとおり病院が 23.6%、診療所が 75.7%ですが、取扱件数の割合は病院が 49.6%、診療所が 49.0%となっています。

また、取扱件数の割合について経営主体別にみると、私的医療機関が全体の 82.3%(法人 47.0%、個人 35.3%)と大きなウェイトを占めています。

第 11 図　医療機関の経営主体別診療状況〈平成 25 年度〉

（単位：%）

経営主体		国	公　的	社会保険団体	法　人	個　人	合　計
医療機関数割合	病　院	1.0	4.1	0.4	15.2	3.0	23.6
	診療所	0.0	1.0	0.1	23.1	51.6	75.7
	不　明	0.6					0.6
	合　計	1.0	5.1	0.5	38.2	54.6	100.0
取扱件数割合	病　院	2.1	12.7	1.2	29.8	3.7	49.6
	診療所	0.0	0.3	0.0	17.2	31.6	49.0
	不　明	1.4					1.4
	合　計	2.1	12.9	1.2	47.0	35.3	100.0

（注）1.「病院」とはベッド数が 20 以上の医療機関をいい、「診療所」とはベッド数が 19 以下の医療機関をいいます。

2. 1 人の被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ 1 件として集計しています。

3. 経営主体の区分はおおむね次のとおりです。

国　……国立、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院、独立行政法人労働者健康福祉機構など

公　的……地方自治体、地方独立行政法人、日赤、済生会、国民健康保険団体連合会など

社会保険団体……健康保険組合、同連合会、共済組合、同連合会、国民健康保険組合、船員保険会など

法　人……上記以外の公益法人、医療法人、学校法人、会社など

① 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険（共済）に対して請求のあった総診療費、件数および平均診療費の推移は、それぞれ第 12 図、第 13 図のとおりとなっています。⇒第 7 表（75 ページ）参照

第 12 図　総診療費および件数の推移

年　度	総診療費	指数	件　数	指数	平均診療費
	（千円）		（件）		（円）
21	268,875,832 (259,316,896)	100.0	1,130,028	100.0	237,937 (229,478)
22	270,975,335 (260,910,112)	100.8	1,149,966	101.8	235,638 (226,885)
23	276,863,827 (266,113,029)	103.0	1,169,061	103.5	236,826 (227,630)
24	278,263,658 (266,895,769)	103.5	1,168,939	103.4	238,048 (228,323)
25	282,612,558 (270,662,631)	105.1	1,192,265	105.5	237,038 (227,015)

（注）1. 自賠責保険（共済）に請求のあった費用・件数を集計した推移です。
2. 指数は平成 21 年度を 100 としたものです。
3. 1 人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1 件として集計しています（例えば、2 つの医療機関に受診した場合も 1 件となります）。
4. （　）内の数値は院外薬局を除いた数値です。

第 13 図　平均診療費の推移

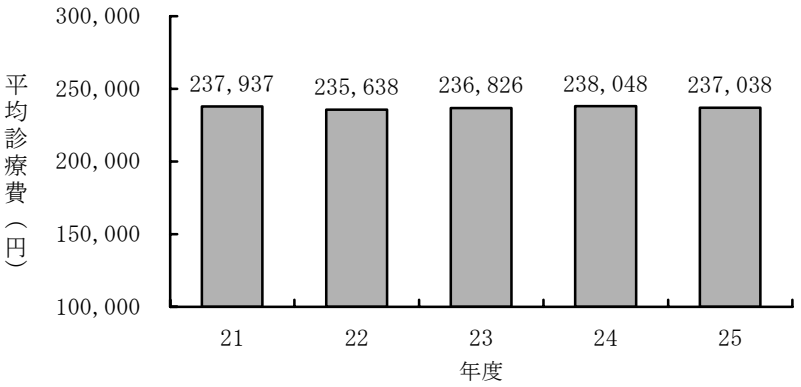

（注）1. 自賠責保険（共済）に請求のあった費用・件数を集計した推移です。
2. 1 人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1 件として集計しています（例えば、2 つの医療機関に受診した場合も 1 件となります）。

② 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者について、受傷した身体を部位別の傷病数でみると、第14図のとおり、平成25年度においては頚部が33.0%と最も高い割合になっており、以下、腰背部が18.7%、上肢が15.9%、下肢が13.2%となっています（身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1件として集計しています。）。

また、受傷の程度別にみると、第15図のとおり軽度の傷害（傷害度1）が82.9%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます（1人の被害者で複数の傷害度がある場合は、それぞれの傷害度を1件として集計しています。）。⇒第8表（76ページ）参照

第14図　受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈平成25年度〉

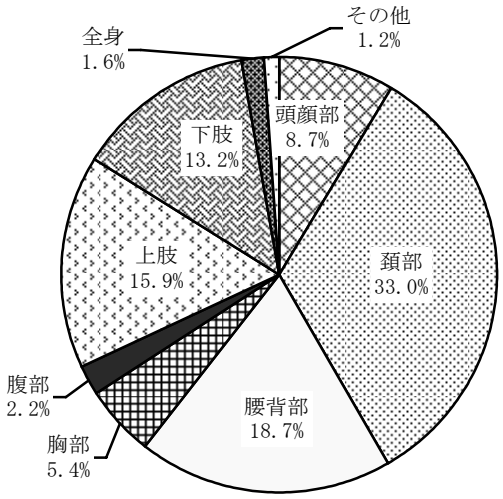

第15図　傷害度別傷病数構成比（傷害）〈平成25年度〉

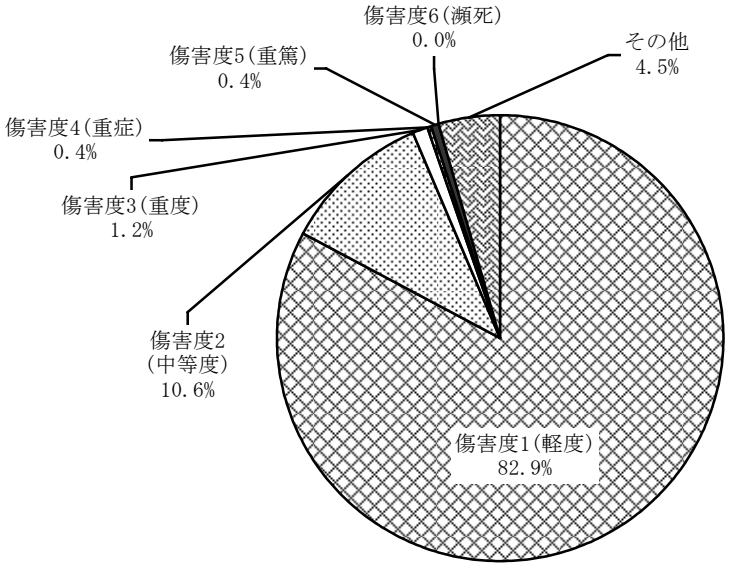

③　診療費の項目別構成比

自賠責保険（共済）に対して請求のあった診療費について、項目別の構成比をみると、第16図のとおり平成25年度は診察料が24.2%と最も高く、次いで入院料が17.9%となっています。

第16図　診療費の項目別構成比の推移（傷害）

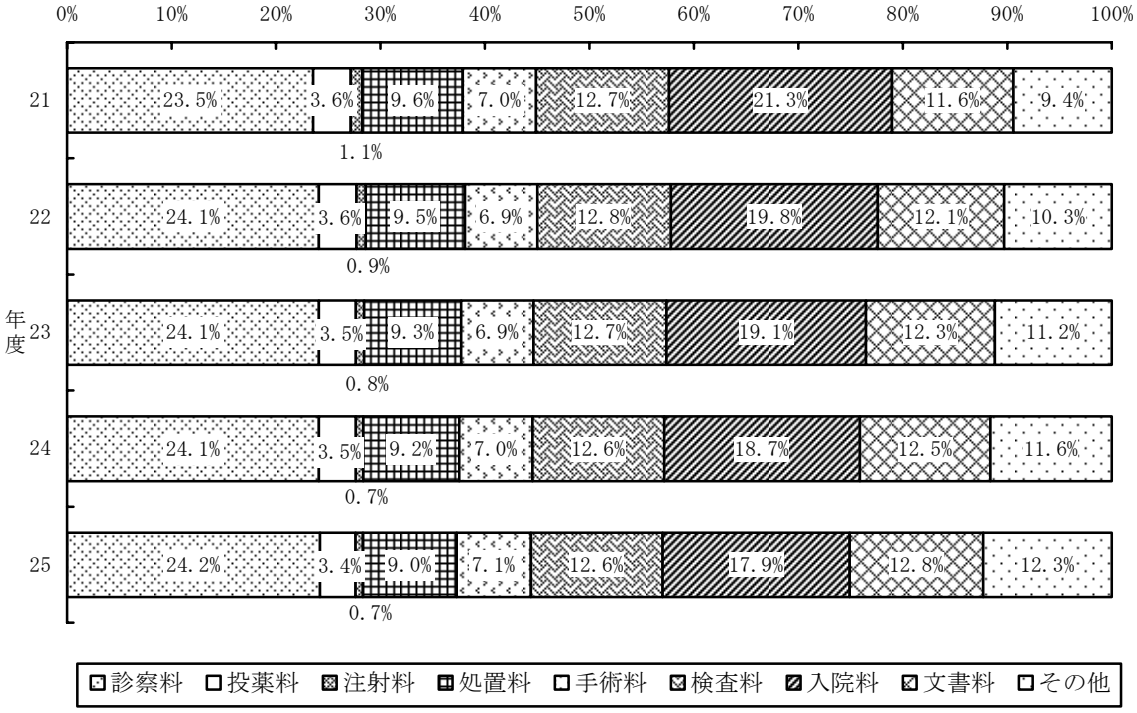

④　診療期間および診療実日数の推移

請求１件当たりの診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、第 17 図のとおりゆるやかな減少傾向が続いています。⇒第７表（75 ページ）参照

また、平成 25 年度における診療期間別の件数構成比をみると、第 18 図のとおり 30 日以内が 49.0％と最も多くなっています。

第 17 図　診療期間および診療実日数の推移

年　度	診　療　期　間	診 療 実 日 数
	（日）	（日）
21	68.3	21.1
22	67.5	20.7
23	68.1	20.4
24	68.8	20.2
25	68.9	20.0

（注）１人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、１件として集計しています（例えば、２つの医療機関に受診した場合も１件となります）。

第 18 図　診療期間別の件数構成比〈平成 25 年度〉

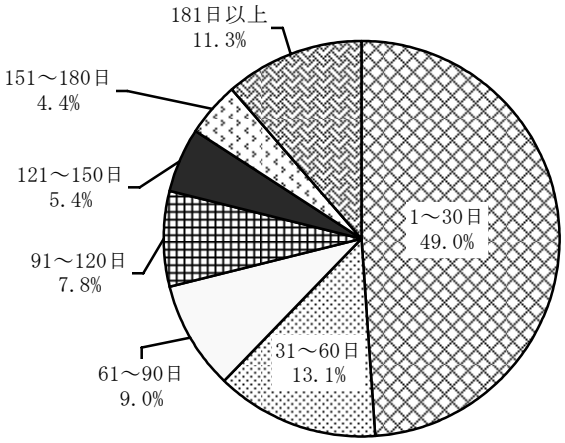

（注）１人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、１件として集計しています（例えば、２つの医療機関に受診した場合も１件となります）。

⑤　社会保険の利用状況

第 19 図は、自動車事故における社会保険利用率の推移を示したものであり、ほぼ同水準で推移しています。

第 19 図　社会保険利用率の推移

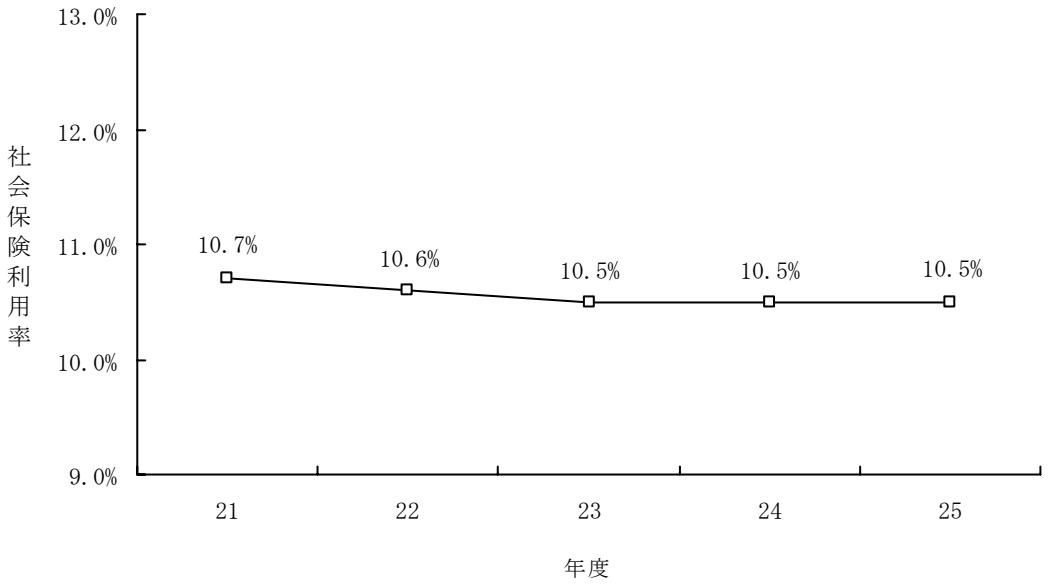

⑥　自賠責保険診療報酬基準案の策定および実施状況

自賠責保険診療報酬基準案は、昭和 59 年 12 月の自賠責保険審議会答申に基づき、平成元年 6 月、自算会および(社)日本損害保険協会により、(社)日本医師会（組織名はいずれも当時のもの）の協力を得て、交通事故医療がいわゆる自由診療で行われた場合の診療費請求の目安（ガイドライン）として作成されました。

平成 27 年 1 月 1 日現在 46 都道府県においてこの基準案が実施されており、未実施地区においても、実施に向けた取り組みが行われています。

（６）柔道整復における現況

① 柔道整復総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険（共済）に対して請求のあった総施術費、件数および平均施術費の推移は、それぞれ第 20 図、第 21 図のとおりとなっています。⇒第 11 表（79 ページ）参照

第 20 図　柔道整復総施術費および件数の推移

年　度	総施術費	指数	件　数	指数	平均施術費
	（千円）		（件）		（円）
21	47,836,080	100.0	153,231	100.0	312,183
22	53,395,305	111.6	170,550	111.3	313,077
23	61,259,004	128.1	192,778	125.8	317,770
24	67,339,374	140.8	213,313	139.2	315,683
25	71,723,016	149.9	230,496	150.4	311,168

（注）1. 自賠責保険（共済）に請求のあった費用・件数を集計した推移です。
2. 指数は平成 21 年度を 100 としたものです。
3. 1 人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1 件として集計しています（例えば、2 つの施術所に通所した場合も 1 件となります）。

第 21 図　平均施術費の推移

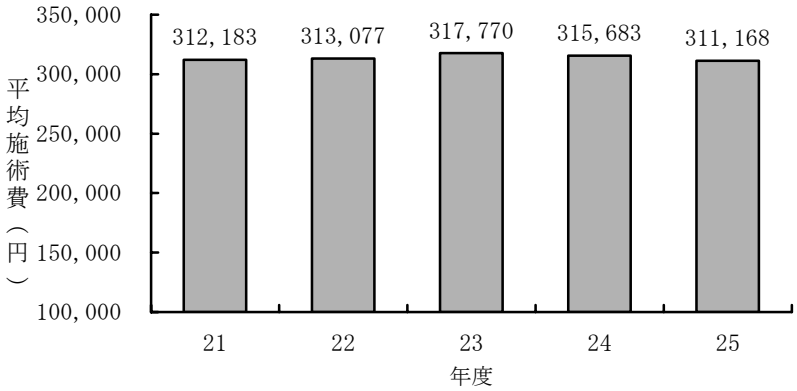

（注）1. 自賠責保険（共済）に請求のあった費用・件数を集計した推移です。
2. 1 人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1 件として集計しています（例えば、2 つの施術所に通所した場合も 1 件となります）。

② 施術期間および施術実日数の推移

請求1件当たりの施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、第22図のとおりここ数年約53日で推移しています。⇒第11表（79ページ）参照

また、平成25年度における施術期間別の件数構成比をみると、第23図のとおり91日以上120日以内が20.0%と最も多くなっています。

第22図　施術期間および施術実日数の推移

年　度	施　術　期　間	施 術 実 日 数
	（日）	（日）
21	103.7	52.6
22	104.5	52.5
23	106.5	53.2
24	107.7	53.2
25	108.4	52.9

（注）1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

第23図　施術期間別の件数構成比〈平成25年度〉

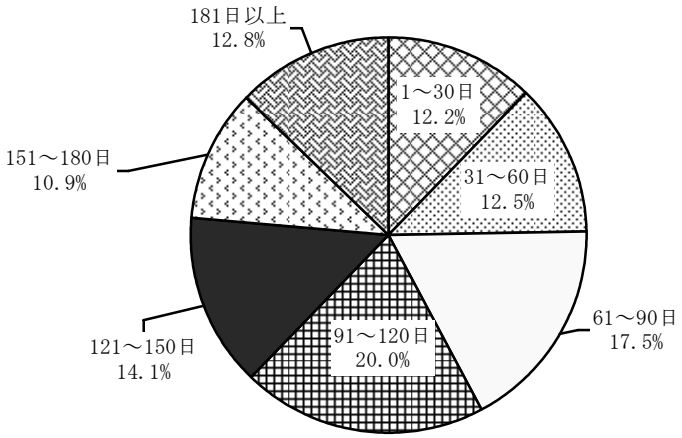

（注）1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

（７）後遺障害認定の現況

①　後遺障害支払件数の推移

第 24 図は自賠責保険の後遺障害支払件数の推移を示したものです。平成 25 年度の後遺障害支払件数は 59,422 件となっており、傷害支払件数における割合はここ数年 5%台で推移しています。

第 24 図　後遺障害支払件数の推移

年 度	傷　害		割 合
	A	後遺障害 B	(B/A)
	(件)	(件)	(%)
21	1,117,373	62,452	5.6
22	1,136,876	61,037	5.4
23	1,155,536	61,824	5.4
24	1,154,370	60,180	5.2
25	1,185,334	59,422	5.0

② 後遺障害の等級別・系列別構成比

自賠責保険の後遺障害は、介護を要する後遺障害（第 1 級・第 2 級）および後遺障害（第 1 級～第 14 級）に区分され、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて 35 の系列に区分されています。なお、自動車損害賠償保障法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一」、後遺障害は「別表第二」に定められています。⇒第２部６.後遺障害等級表（58 ページ）参照

自賠責保険の後遺障害等級別の件数構成比、主たる系列別の件数構成比は、それぞれ下図のとおりとなっています。

第 25 図　後遺障害等級別件数構成比〈平成 25 年度〉

（単位：%）

等級	別表第一（介護を要する後遺障害）		別表第二（後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
構成比	1.25	0.67	0.06	0.17	0.50	0.32	0.67	0.87	1.67	3.04	3.36	3.28	6.72	17.57	0.93	58.91	100.00
	(1.25)	(0.67)	(0.06)	(0.18)	(0.53)	(0.27)	(0.68)	(0.90)	(1.82)	(2.91)	(3.11)	(3.27)	(6.50)	(17.57)	(0.92)	(59.37)	(100.00)

（注）1. 平成 14 年 3 月 31 日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第 1 級・第 2 級として集計しています。
2. （　）内は平成 24 年度の構成比です。

第 26 図　後遺障害系列別件数構成比〈平成 25 年度〉

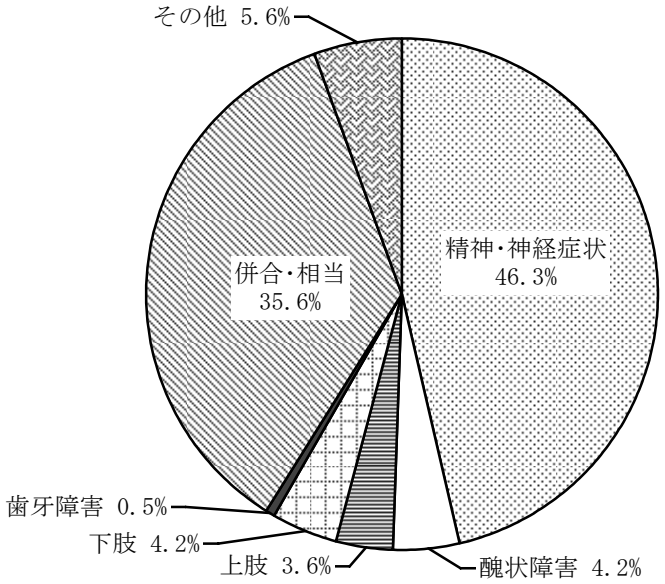

（注）「併合・相当」とは、後遺障害等級を 2 つ以上有する場合に 1 つの等級に認定したもの（併合）、または、各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって各等級の後遺障害を準用して認定したもの（相当）です。そのため、個々の系列には区分できません。

（８）自賠責保険（共済）から支払が行われない場合・減額される場合の取扱い

① 支払が行われない場合

自賠責保険（共済）は、自動車の運行によって他人を死傷させ、加害者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払が行われるものです。したがって、加害者に法律上の損害賠償責任が発生しない事故（いわゆる「無責」事故）(注) 1 や自賠責保険（共済）の対象とならない事故（いわゆる「対象外」事故）(注) 2 については、自賠責保険（共済）は支払われません。

「無責」および「対象外」事故の件数の推移は、第 27 図のとおりとなっています。

(注) 1.「無責」事故：加害者が次の 3 条件をすべて立証できる場合、法律上の損害賠償責任を負いません。
(1) 自己および運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと
(2) 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
(3) 自動車に構造上の欠陥または機能上の障害がなかったこと

2.「対象外」事故：次のようなケースが考えられます。
(1) 自動車の運行によって死傷したものでない場合（例えば、駐車場に駐車している自動車に、遊んでいる子どもがぶつかって死傷した場合）
(2) 被害者が「他人」でない場合（例えば、被害者所有の自動車を友人が運転中に自損事故を起こし、その自動車に同乗していた自動車の所有者が死傷した場合）

第 27 図　無責・対象外事故件数の推移

（単位：件）

年　度	死　亡		傷　害	
	無　責	対象外	無　責	対象外
21	463	73	7,155	1,228
22	412	75	7,455	1,352
23	478	56	7,818	1,401
24	345	58	6,437	1,233
25	426	62	6,161	1,268

（注）被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

② 支払が減額される場合

ア．重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険（共済）においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、その過失割合に応じて、次のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が保険金額を超える場合には、保険金額から減額されます。

減額適用上の 被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

イ．因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険（共済）では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の 50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、第28図のとおりとなっています。

第28図　支払が減額される対象となる事故件数の推移

（単位：件）

年　度	減額適用上の被害者の過失割合			計	因果関係判断困難 （死亡事案）
	7割以上 8割未満	8割以上 9割未満	9割以上 10割未満		
21	5,224	10,372	2,582	18,178	40
22	5,140	10,826	2,662	18,628	41
23	5,200	10,710	2,625	18,535	57
24	4,963	10,996	2,499	18,458	43
25	4,792	11,421	2,640	18,853	68

（注）被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

（９）審査会における審査件数

前記（８）のように、自賠責保険（共済）からの支払が行われない無責事案や重大な過失による減額の適用事案となる可能性があるケース、後遺障害の等級認定が困難なケース、および異議申立てがあったケースなどにおいては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。

そこで、当機構では、平成 10 年 4 月以降、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として、「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置し審査を行ってきました。さらに、それぞれの審査会の結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行ってきました。

また、平成 12 年 6 月の自賠責保険審議会答申に沿って被害者救済を一層充実させる観点から、平成 13 年 1 月より、本部および全国 9 か所（当時）の地区本部に順次「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました(注)。

なお、平成 14 年 4 月 1 日の自賠法改正に伴い、従来の「自賠責保険有無責等再審査会／自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止し、「自賠責保険有無責等審査会／自賠責保険後遺障害審査会」については、専門部会を設置して審査体制をより一層充実させた「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制となっています。上記の「自賠責保険高次脳機能障害審査会」もこれに伴い後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。また、脳の損傷を伴わない精神障害（非器質性精神障害）については、「非器質性精神障害専門部会」を設け、審査を行う体制となっています。

⇒巻末「Ⅲ．自賠責保険損害調査の概要」（141 ページ）参照

平成 25 年度に「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数は、第 29 図、第 30 図、第 31 図のとおりとなっています。

（注）　高次脳機能障害とは、事故などで脳が損傷されたために認知障害、人格変化等の症状が発現する障害です。仕事や日常生活に支障を来し、また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの神経症状を伴うことがあるとされています。

第 29 図　有無責等の専門部会〈平成 25 年度〉

（単位：件）

<table>
<tr><th rowspan="2">死傷別</th><th colspan="5">審査結果</th><th rowspan="2">審査件数</th></tr>
<tr><th>減額なし</th><th>重大な過失による減額</th><th>無責</th><th>再調査</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>死　亡</td><td>100
(88)</td><td>326
(389)</td><td>423
(345)</td><td rowspan="3">98
(111)</td><td rowspan="3">566
(528)</td><td rowspan="3">2,934
(2,869)</td></tr>
<tr><td>傷　害</td><td>174
(217)</td><td>625
(672)</td><td>622
(519)</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>274
(305)</td><td>951
(1,061)</td><td>1,045
(864)</td></tr>
</table>

（注）1.（ ）内は平成 24 年度の件数です。

2.「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

第 30 図　後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会〈平成 25 年度〉

（単位：件）

<table>
<tr><th colspan="4">審査結果</th><th rowspan="2">審査件数</th></tr>
<tr><th>等級変更あり</th><th>等級変更なし</th><th>再調査</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>588
(705)</td><td>11,193
(10,683)</td><td>182
(196)</td><td>81
(58)</td><td>12,044
(11,642)</td></tr>
</table>

（注）1.（ ）内は平成 24 年度の件数です。

2.「その他」は、時効等が問題となった件数です。

第 31 図　高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈平成 25 年度〉

高次脳機能障害

（単位：件）

地区本部 審査件数	本部 審査件数
4,276 (4,188)	705 (765)

（注）（ ）内は平成 24 年度の件数です。

非器質性精神障害

（単位：件）

地区本部 審査件数	本部 審査件数
501 (532)	607 (631)

（注）（ ）内は平成 24 年度の件数です。

Ⅱ．政府保障事業

（１）保障事業の概要

①　目的

保障事業は、「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下同じ）」(注) にあったために、自賠責保険・共済による救済の対象にならない被害者について、政府（国土交通省）がその損害のてん補を行う制度です。

なお、政府（国土交通省）は、損害のてん補をしたときは、その支払った金額を限度として、被害者が賠償責任のある者（加害運転者等）に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府はその者に求償を行います。

（注）「ひき逃げ事故」とは、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含みます。
「無保険事故」とは、加害車両に有効な自賠責保険・共済が契約されていない場合の事故を指します。

②　支払限度額

保障事業から支払われるてん補金の限度額は自賠責保険・共済と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払や社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他 21 法令による制度）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額をてん補金の限度額から控除します。

③　保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、てん補額の決定以外の支払請求の受理・損害額に関する調査・損害てん補額の支払等の業務を、損害保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。

④　財源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

（２）保障事業の受付状況

平成25年度における当機構の保障事業受付件数は、第32図のとおり1,570件となっており、前年度に比べ10.4％の減少となっています。⇒第12表（80ページ）参照

また、平成25年度に支払われた保障金は、第33図のとおり合計約20億円であり、前年度とほぼ同水準となっています。

第32図　受付件数の推移

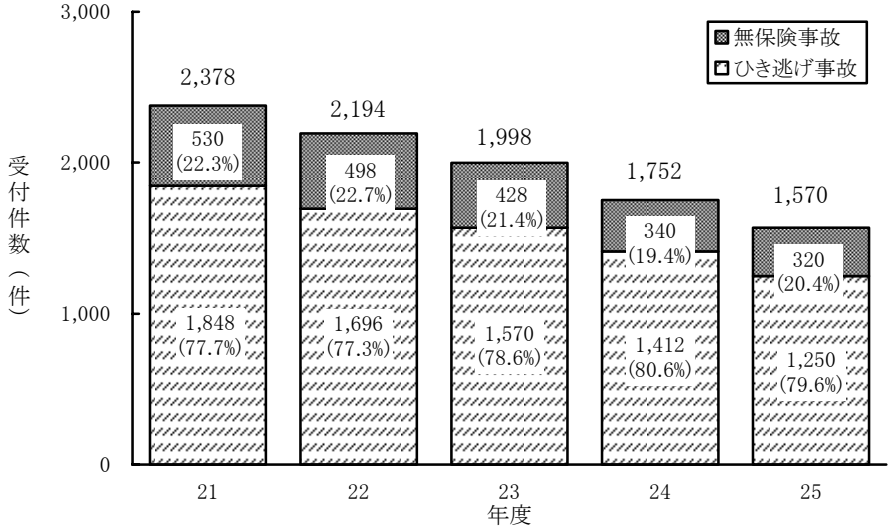

（注）本図の数値は、ＪＡ共済における取扱いを含みません。

第33図　支払保障金の推移

年度	死亡		傷害		合計	
	人数	平均支払額	人数	平均支払額	人数	総支払額
	（人）	（千円）	（人）	（千円）	（人）	（百万円）
21	67	22,090	2,163	853	2,230	3,325
22	52	22,769	1,954	829	2,006	2,802
23	55	23,344	2,033	753	2,088	2,816
24	29	21,229	1,651	803	1,680	1,942
25	33	24,562	1,374	859	1,407	1,991

（注）1．本図の数値は、国土交通省統計資料「政府保障事業の保障金支払状況の推移」によります。
2．「傷害」は、「後遺障害」を含みます。
3．本図の数値は、ＪＡ共済を含め全ての共済における取扱いを含みます。

Ⅲ.　任意自動車保険

１．収支関係

（１）収入保険料

平成 25 年度の任意自動車保険の収入保険料は、第 34 図のとおり 3 兆 3,582 億円となっており、前年度に比べ 963 億円（3.0%）の増加となりました。⇒第 13 表（81 ページ）参照

第 34 図　収入保険料と増減率の推移

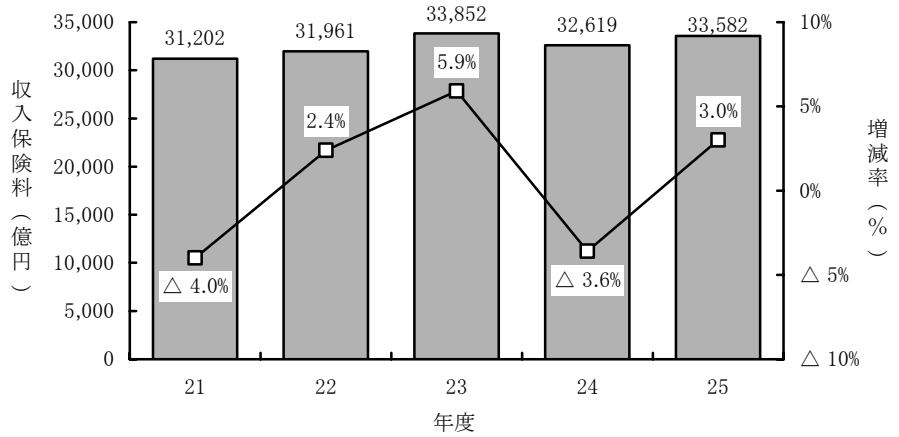

（２）支払保険金

平成 25 年度の任意自動車保険の支払保険金は、第 35 図のとおり 1 兆 8,311 億円となっており、前年度に比べ 1,048 億円（5.4%）の減少となりました。⇒第 13 表（81 ページ）参照

第 35 図　支払保険金と増減率の推移

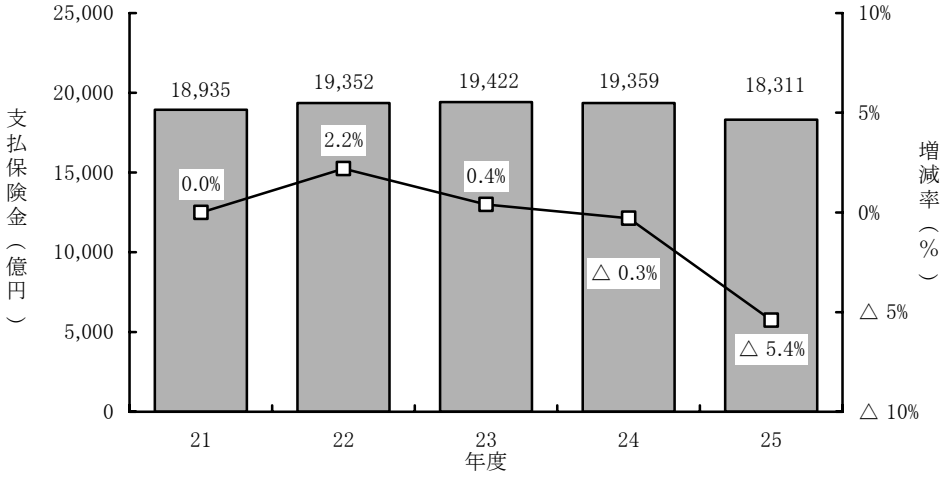

（３）契約状況

任意自動車保険における主な契約引受状況は、次のとおりです。

① 年齢条件別の契約状況

年齢条件とは、保険金支払の条件として被保険自動車の運転者の年齢を設定したものをいい、例えば「21 歳以上補償」とした場合は、原則として運転者が 21 歳以上の場合にのみ保険金が支払われます。平成 25 年度の年齢条件別契約台数構成比は第 36 図のとおりです。⇒第 23 表（102 ページ）参照

第 36 図　年齢条件別契約台数構成比〈平成 25 年度〉

（単位：%）

年齢を問わず補　償	21 歳以上補　償	26 歳以上補　償	30 歳以上補　償	その他	合　計
2.7 (2.8)	9.1 (9.4)	27.3 (24.2)	9.2 (13.4)	51.7 (50.2)	100.0 (100.0)

（注）（ ）内は平成 24 年度の構成比です。

② 対人賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成 25 年度の対人賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第 37 図のとおり「無制限」の構成比が全体の 99.4%を占めています。⇒第 21 表（98 ページ）参照

第 37 図　対人賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比〈平成 25 年度〉

（単位：%）

2,000 万円まで	2,000 万円超 5,000 万円まで	5,000 万円超 1 億円まで	1 億円超 2 億円まで	無制限	合　計
0.2 (0.2)	0.1 (0.1)	0.3 (0.3)	0.0 (0.0)	99.4 (99.3)	100.0 (100.0)

（注）（ ）内は平成 24 年度の構成比です。

③　対物賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成 25 年度の対物賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第 38 図のとおり「無制限」の構成比が全体の 91.5%を占めており、過年度から増加傾向が続いています。⇒第 22 表（100 ページ）参照

第 38 図　対物賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比の推移

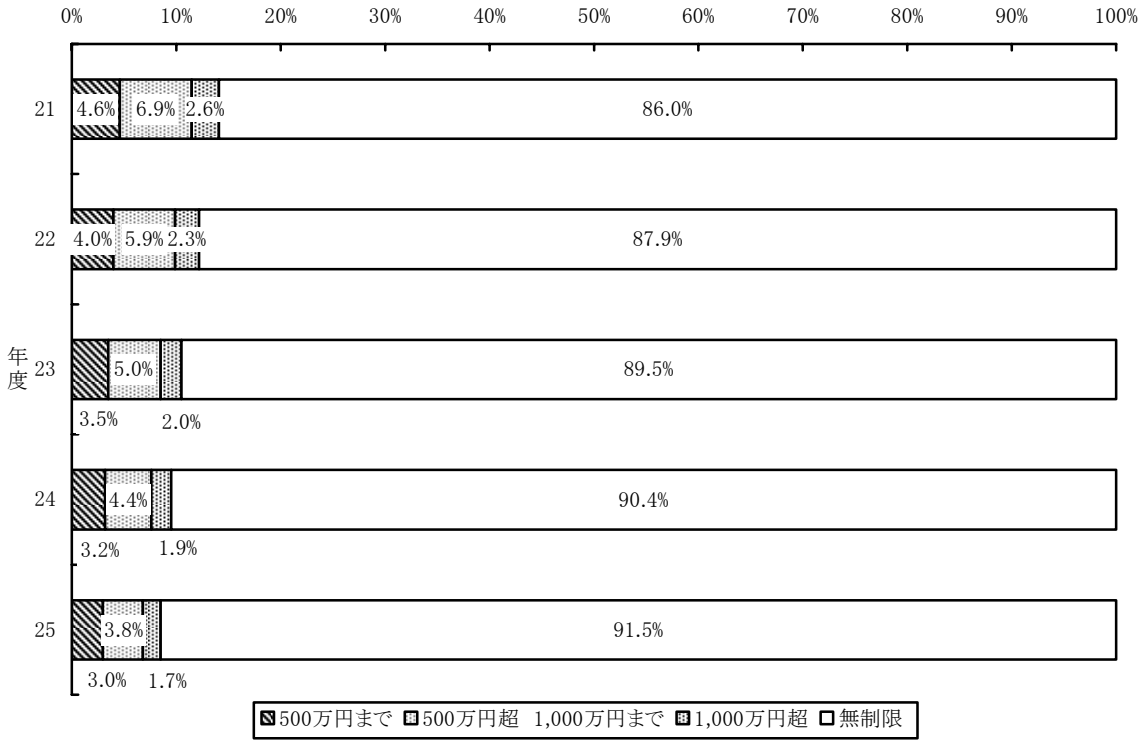

２．保険金支払関係

（１）保険金の支払状況

① 補償種目別の平均支払保険金

補償種目別の請求 1 件当たり（対人賠償責任保険および搭乗者傷害保険においては死傷者 1 名当たり、対物賠償責任保険においては 1 事故当たり、車両保険においては 1 事故 1 台当たり）の平均支払保険金は、第 39 図のとおりとなっています。⇒第 14 表（82 ページ）参照

第 39 図　補償種目別 平均支払保険金の推移

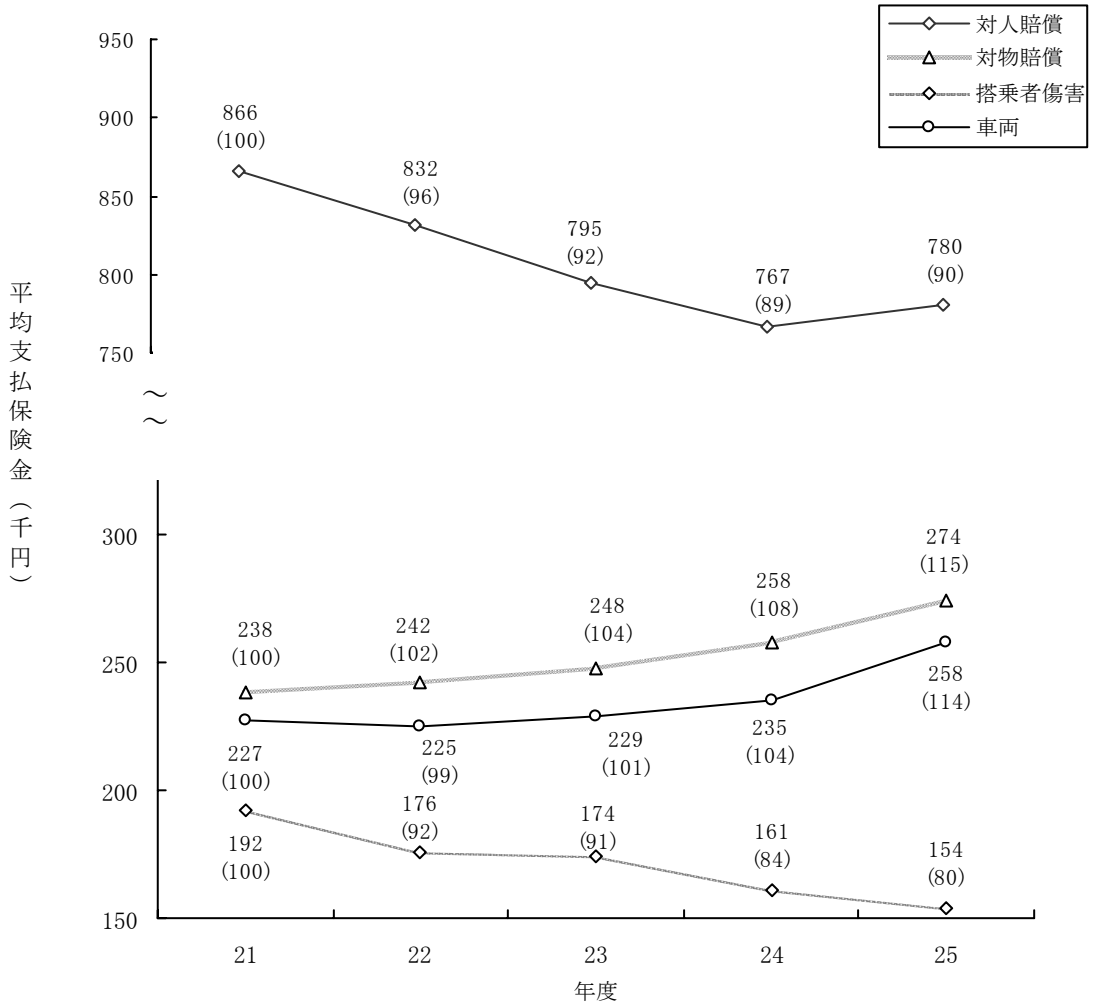

（注）1. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償責任等を担保する保険契約）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除いています。

2. （ ）内の数値は、平成 21 年度を 100 とした場合の指数です。

② 補償種目別の事故類型別支払状況

平成 25 年度の事故類型別支払件数構成比は、第 40 図のとおり全体的には「自動車」対「自動車」の事故が多数を占めていますが、補償種目別にみるとその構成比に差異がみられます。

⇒第 24 表（104 ページ）参照

第 40 図　補償種目別 事故類型別支払件数構成比〈平成 25 年度〉

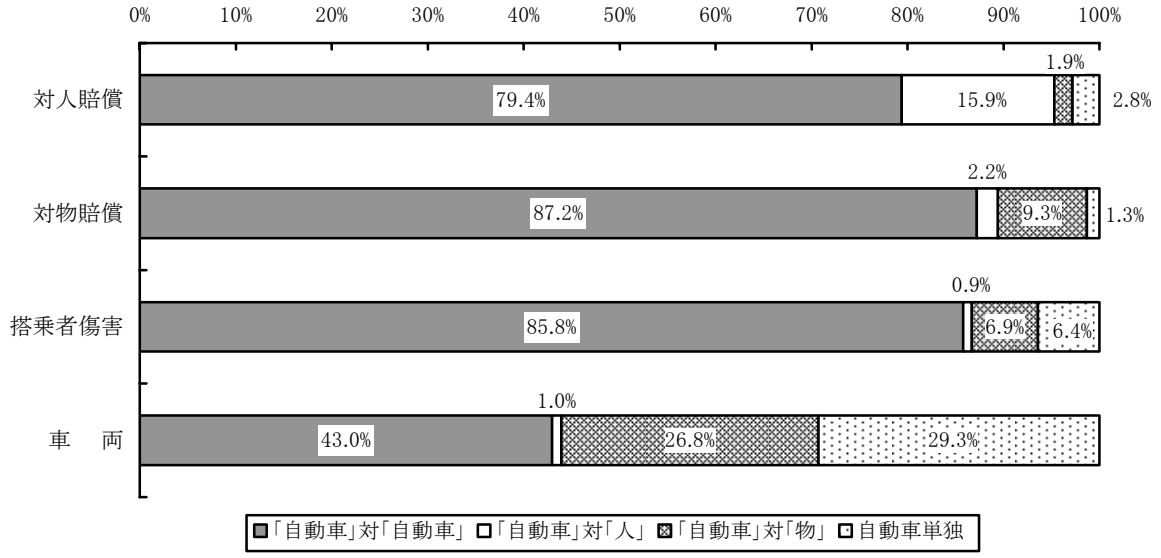

（２）対人賠償責任保険の現況

① 対人賠償責任保険の保険金種類別支払状況

平成 25 年度の対人賠償責任保険の保険金種類別（死亡、傷害別）支払保険金構成比は、第 41 図のとおり傷害（後遺障害を含む。）が 90.6％を占めています。⇒第 15 表（86 ページ）参照

第 41 図　対人賠償責任保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成 25 年度〉

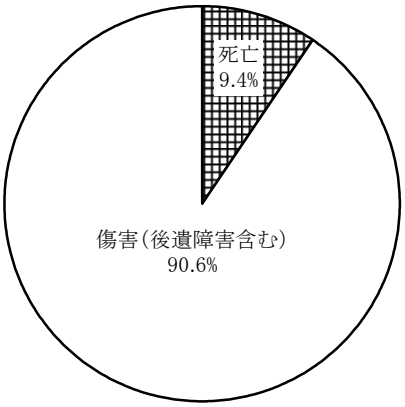

② 一括払制度

自動車事故の対人賠償責任をカバーする保険は、自賠責保険とこれを補完する任意自動車保険における対人賠償責任保険の 2 つがあります。

このように対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、昭和 48 年 8 月より自賠責保険と任意自動車保険の一括払制度が導入されています。本制度は、任意自動車保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

③ 対人賠償責任保険における死亡事故認定額構成比

平成 25 年度の対人賠償責任保険における死亡事故認定額 (注) の構成比は、第 42 図のとおりとなっており、これによれば 4,000 万円超の認定額事案はおよそ 4 割を占めています。

(注) 「認定額」とは、下積み部分の自賠責保険と上積み部分の任意自動車保険の双方で認定された積極的財産損害（治療関係費・葬儀関係費等）、消極的財産損害（死亡による逸失利益等）と精神的損害の合計額です。

第 42 図 対人賠償責任保険 死亡事故認定額構成比〈平成 25 年度〉

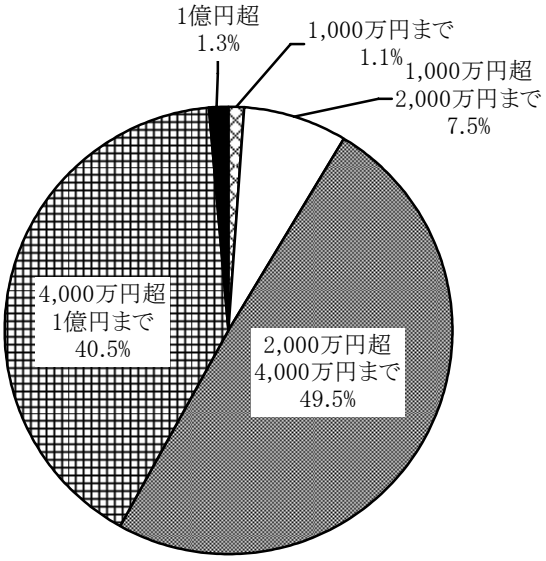

④　対人賠償責任保険における保険金内払実施状況

平成 25 年度における内払の実施状況は、第 43 図のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払があったもののうち、95.2%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払が実施されているものと考えられます。

第 43 図　対人賠償責任保険 内払実施状況の推移

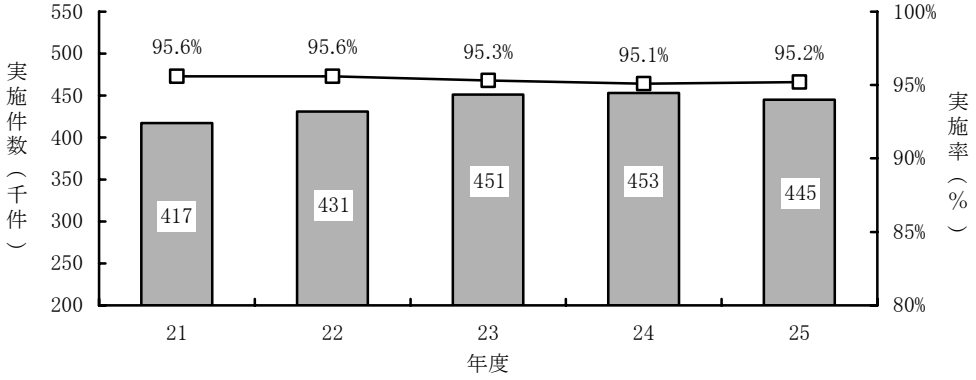

（３）搭乗者傷害保険の現況

①　搭乗者傷害保険の保険金種類別支払状況

平成 25 年度の搭乗者傷害保険の保険金種類別（死亡、傷害別）支払保険金構成比は、第 44 図のとおり傷害（後遺障害を含む。）が 92.3%を占めています。⇒第 16 表（88 ページ）参照

第 44 図　搭乗者傷害保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成 25 年度〉

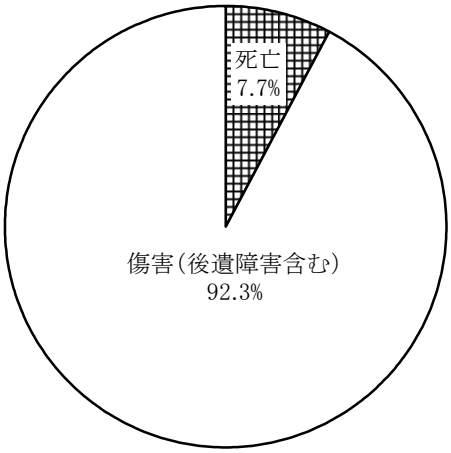

（４）対物賠償責任保険および車両保険の現況

① 車両保険の事故形態別支払状況

平成 25 年度の車両保険の事故形態別支払件数・支払保険金の構成比は、第 45 図のとおりです。支払保険金ベースでみると、「他車・物・人との衝突、接触、転覆、墜落」事故が全体の 80.4%を占めています。また、「盗難」事故は支払件数ベースでは 0.9%となっていますが、支払保険金ベースでは 2.4%となっており、1 件当たりの支払保険金の大きさがうかがえます。また、事故形態合計と盗難事故の都道府県別支払保険金構成比は第 46 図のとおりとなっています。

⇒第 25 表（106 ページ）参照

第 45 図　車両保険 事故形態別支払構成比〈平成 25 年度〉

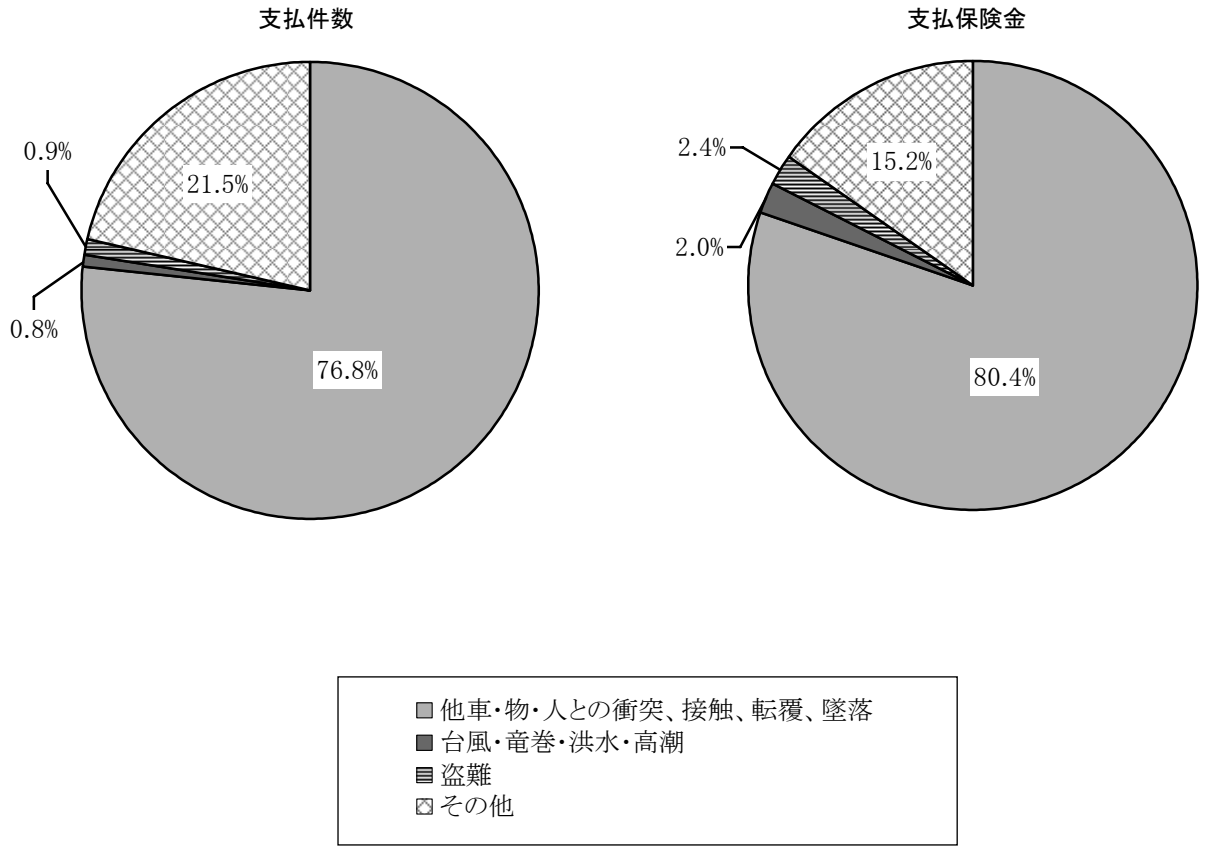

第 46 図　車両保険 都道府県別支払保険金構成比〈平成 25 年度〉

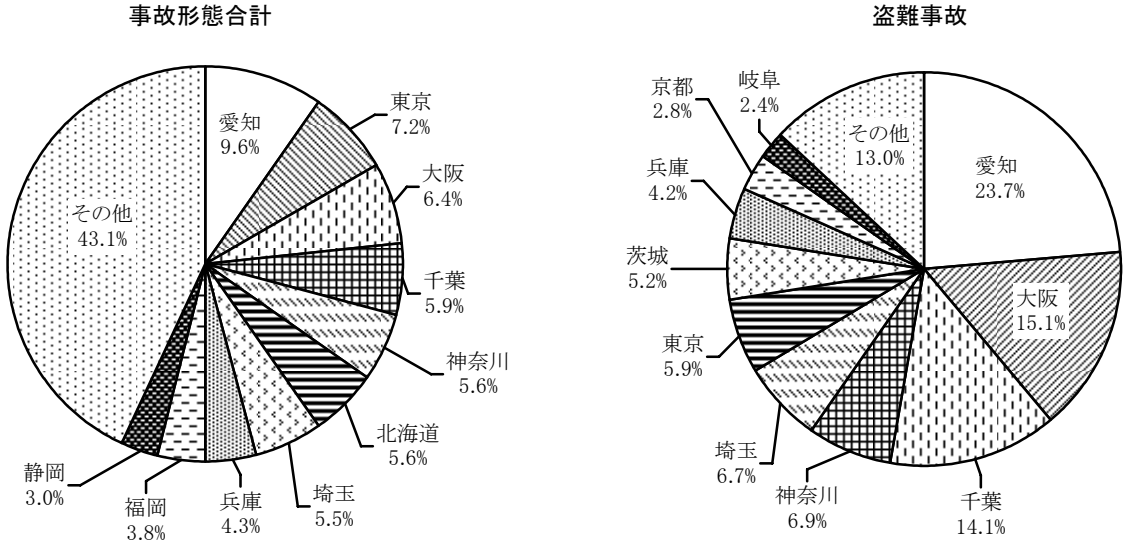

② 修理費費目別構成比

事故の被害物については、車両保険はもちろんのこと、対物賠償責任保険においてもほとんどが自動車の損害となっています。また、自動車の損害のほとんどが分損であり、その支払保険金の大半は「修理費」(注) が占めています。この修理費は部品費・工賃・塗装費から構成されています。

平成 25 年度における修理費全体に占める各費目の割合は、第 47 図のとおり部品費の割合が対物賠償責任保険において 52.7%、車両保険において 55.1%を占めており、部品費が修理費全体に最も大きな影響を与えているといえます。

（注）修理費とは、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引いていない金額です。

第 47 図　１台当たり修理費費目別金額および構成比〈平成 25 年度〉

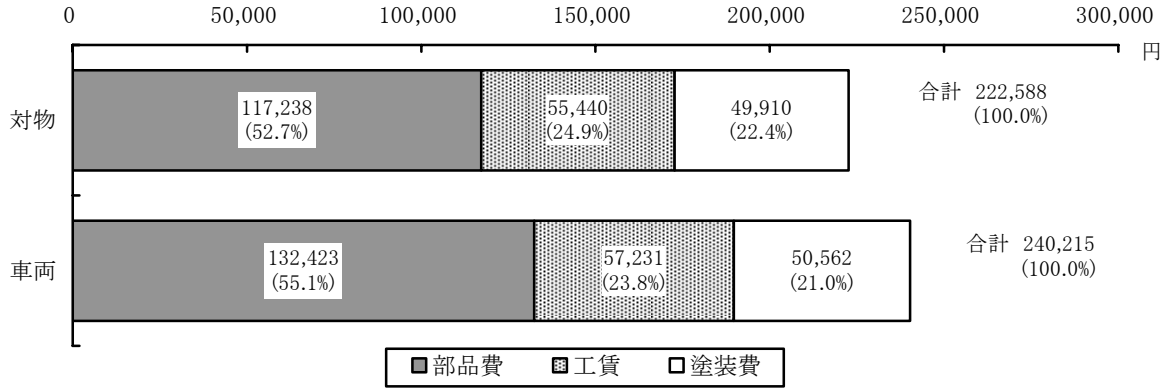

第２部　自動車保険関連情報

Ⅰ．自賠責保険における制度改定の推移

Ⅱ．海外関係

Ⅰ．自賠責保険における制度改定の推移

１．自賠責保険 制度の推移

年 月 日	事　　項	摘　　要
昭和 30年 7月29日	自動車損害賠償保障法（自賠法）公布	自賠法が公布された。ただし、施行については昭和 30 年 8 月から翌 31 年 2 月までの間、段階的に行われた。
30年12月 1日	自賠責保険の引受開始	自賠責保険契約に関する規定の施行に伴い、各損害保険会社が、自賠責保険事業の免許ならびにその普通保険約款および保険料率の認可を受け、自賠責保険の引受を開始した。
	共同査定事務所の開設	共同査定事務所は、自賠責保険の損害査定を行う機関として、昭和 30 年 12 月から翌 31 年 1 月末までの間に、全国主要都市 53 か所に設置された（昭和 39 年 2 月 1 日、自動車保険料率算定会（当時）の設立に伴い同会に継承されるとともに、「査定事務所」と改称された。その後、昭和 47 年 1 月には「調査事務所」へ、さらに平成 14 年 7 月には「自賠責損害調査事務所」へと改称された。）。
31年 2月 1日	自賠責保険契約の締結強制の実施（自賠法第 5 条の施行）	乗合、営業用乗用、自家用乗用および普通貨物等の 8 車種について、自賠責保険の締結強制が実施された。小型貨物車 3 車種については 2 月 11 日から、小型二輪自動車、軽自動車、その他については 2 月 21 日から実施された。
37年 8月 1日	保険期間と車検証有効期間とのリンク	自賠責保険の付保率向上のため関係法令が改正され、自動車登録および自動車検査を受ける際には、自動車検査証の有効期間をカバーする自賠責保険証明書の提示を必要とする制度が設けられた。
	軽自動車へのステッカー制度の導入	軽自動車には自動車検査制度が導入されていなかったため、保険契約締結車に保険期間を表示した保険標章（保険ステッカー）を貼付させ、自賠責保険付保の有無を一目で判別できるようにした。
39年 2月 1日	後遺障害保険金額の別建	被害者救済を保険給付面から一層充実させることを目的として、後遺障害による損害について、傷害の保険金額とは別枠で、後遺障害の程度に応じ第 1 級～第 12 級までの保険金額が新設された。また、死亡の保険金額とは別枠で、死亡に至るまでの傷害による損害の保険金額が新設された。 なお、傷害の保険金額には重傷・軽傷の区分があったが、その区分の基準が不明確であるなどの理由から、この区分は廃止された。
41年 4月 1日	内払制度の実施	保険金は総損害額が確定してから支払われるが、傷害事故で治療期間が長期にわたるような場合、請求者（被害者・加害者の双方）に経済的負担が生じる。この負担を少しでも軽減し、被害者救済ならびに被保険者保護を図るため、保険会社の自主的サービスとして、既に発生した損害額が 10 万円以上であることが確認された場合に、10 万円を単位として保険金の内払が実施されることとなった。
41年 7月 1日	農耕用小型特殊自動車の自賠法適用除外	農耕用小型特殊自動車は、道路上を運行することが比較的少なく、構造・性能の上からも事故発生の可能性が極めて小さい等の理由により、自賠法の対象から除外された。
	離島料率の新設	離島地区は、自動車数が少なく、事故率も離島以外と比較して低いとの理由により、新たに離島料率が設けられた。

年 月 日	事　　項	摘　　要
昭和 41年 8月 1日	自賠責共済の実施	自賠法が改正され、農業協同組合および同組合の連合会の自賠責共済制度が実施された。これにより、農業協同組合および同組合の連合会が保有するすべての自動車ならびに農業協同組合の組合員および組合に関係する者が保有する軽自動車、原動機付自転車については、農業協同組合または同組合の連合会が取扱う自賠責共済に加入すれば、自賠責保険の強制付保の対象から除外されることとなった。
	原動機付自転車への自賠法適用	自賠法制定当初は、原動機付自転車は自賠法の対象となる「自動車」の定義の中に含まれていなかったが、原動機付自転車の普及および高性能化に伴ってその事故件数が増大し、被害者救済の面で問題となった。このため自賠法が改正され、新たに原動機付自転車が同法の対象となる「自動車」に含められ、自賠責保険の対象車種とされた（締結強制が実施されたのは同年10月1日）。 なお、原動機付自転車には自動車検査制度が適用されないため、保険標章（保険ステッカー）を貼付することとなっている。
42年 8月 1日	後遺障害等級区分の改定	昭和39年の後遺障害保険金額の新設以来、12等級区分であった後遺障害等級区分が14等級区分に改定された。
44年11月 1日	自賠責共済適用車種の拡大	昭和41年の自賠責共済の実施以来、農業協同組合の組合員および組合に関係する者が自賠責共済契約を締結できる車種は、軽自動車および原動機付自転車に限定されていたが、全車種に拡大された。
45年 1月 1日	医療費支払の適正化措置	一部医師の過剰診療による不適正な医療費が生じていたため、被害者に対し適正な保険給付が行われるよう、医療費支払の適正化措置を講じる必要があるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自動車保険料率算定会（当時）内に医療費調査室が新設された。これにより、過当な医療費のチェックを行う等、医療費支払の適正化が図られることとなった。
45年10月 1日	休業補償費 1 日当たり限度額の設定	自賠責保険は最低保障の確保を目的とするものであること、また死亡および後遺障害の保険金について限度が設けられていることから、休業補償費についても1日当たりの最高限度額を設けるべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、休業による損害については1日当たりの限度額が3,000円に設定された。
	自家保障制度の廃止および自賠責保険の締結強制除外範囲の縮小	自家保障制度については、従来、200台以上の自動車所有者で賠償資力がある者に認められ、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、被害者間の賠償金額の均衡、自動車所有者間の保険料負担の公平の見地から廃止された。 また、国、3公社（日本電信電話公社、日本専売公社、日本国有鉄道）、都道府県、地方自治法に規定する指定都市、在日外交官等の自動車は、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、やむを得ないものを除き原則として当該制度は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、これらの自動車についても自賠責保険締結強制の対象に加えられた。その結果、自賠責保険締結強制の除外範囲は縮小され、次のとおりとなった。 1. 専ら道路以外の場所で運行する自動車 2. 自衛隊法により道路運送車両法の適用が除外される自動車 3. アメリカ合衆国の軍隊の自動車 4. 国連軍の自動車

年 月 日	事　　項	摘　　要
昭和 45年10月 1日	重複契約の免責規定の新設	最低保障の確保を目的とする自賠責保険の性格上、重複支払は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、1台の自動車に2以上の自賠責保険契約または自賠責共済契約が重複している場合は、契約締結時が最も早い契約のみが有効で、他は免責とする規定が設けられた。
	死亡事故に対する追加保険料の徴収制度の新設	自賠法制定以来、自賠責保険は保険期間中に何回事故を起こしても、保険金の支払によって契約が失効することなく、自動復元することになっていたが、契約者間に不公平が生じることから、契約の自動復元を廃止し、契約失効させることが妥当であるとの自賠責保険審議会の答申が出された。しかしながら自動復元を廃止し契約を失効させると、無保険車が発生するおそれがあることから、これに代わる方法として、自動車の運行によって他人を死亡させた場合に保険契約者にその日以降の残存期間に対応する追加保険料の支払義務を負わせる制度が新設された。
47年 5月15日	沖縄料率の新設	沖縄復帰に伴い、同地域の約20万台の自動車が、新たに自賠法に基づく自賠責保険の対象となったため、沖縄本島料率と沖縄離島料率が新設された。
48年 8月 1日	一括払制度の導入	対人賠償事故にかかわる自動車保険が自賠責保険および任意自動車保険の二本建てになっているため、被保険者または被害者は、両保険のそれぞれに保険金請求手続等が必要であり、また自賠責保険の支払額が確定しなければ任意自動車保険の保険金支払が受けられないという問題があった。これらの問題を改善し、被害者救済の迅速化を図るために「自動車保険（任意）・自賠責保険の一括払」制度が導入された。これにより、保険金請求者は、任意自動車保険を引受けている保険会社から自賠責保険分も含めて一括して支払を受けることが可能となった。
48年10月 1日	軽自動車への自動車検査制度の導入および料率区分の新設	道路運送車両法の改正により、軽自動車の大半を占める三輪以上の軽自動車に自動車検査制度が導入され、経過措置が終了する昭和50年10月以降は、当該車両について付保漏れの解消が期待できることとなった。これに伴い、自賠責保険上の軽自動車料率が検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分された。
49年 2月 1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への 2年および 3 年契約料率の新設	自動車検査制度のない原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、2年および3年契約料率が新設された。
50年 9月 1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、歯牙、聴力、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
56年 2月 1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
58年 7月 1日	自家用乗用車への 3 年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された自家用乗用車については、その有効期間が3年に延長されたため、自家用乗用車（検査対象軽自動車を含む。）に3年契約料率が新設された。

年 月 日	事　　項	摘　　要
平成 4年 8月 1日	親族間事故による減額制度の廃止	自賠責保険制度を前提に他人性を拡大解釈する判例が出されるなど被害者有利の社会動向にあったことから、親族間事故による慰謝料の減額制度が廃止された。
7年 1月 1日	商品自動車への4か月、5か月、6か月契約料率の新設	道路運送車両法が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が3か月から6か月に延長されたため、商品自動車に4か月、5か月および6か月契約料率が新設された。
7年 4月 1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への 4年および 5 年契約料率の新設	原動機付自転車の平成5年度末における自賠責保険の付保・加入率が 73.9%に止まっていたため、原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、4年および5年契約料率が新設された。
8年12月 1日	協同組合等の自賠責共済事業への参入措置施行	自賠法の改正により、消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合等および中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等が自賠責共済事業を行うことができるようになった。 また、次の事項等についても共済に適用されるよう改正がなされ、保険会社と協同組合のイコールフッティングが確保されることとなった（農業協同組合については、一部に経過措置が設けられた。）。 1. ノーロス・ノープロフィットの原則の適用 2. 準備金の積立 3. 共同プール事務の義務付け 4. 料率団体へのデータ報告義務 5. 政府再保険対象車種の統一
9年 4月 1日	全労済グループによる自賠責共済事業開始	全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）等の消費生活協同組合8団体が、自賠責共済事業を開始した。
10年 4月 1日	全自共による自賠責共済事業開始	全国自動車共済協同組合連合会（全自共）ならびに会員事業協同組合の7団体が自賠責共済事業を開始した。
12年 5月 1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車への 2 年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された車両総重量8トン未満の貨物車について、その有効期間が2年に延長されたことに伴い、普通貨物自動車および小型貨物自動車に2年契約料率が新設された。
13年10月 1日	交協連による自賠責共済事業開始	全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）ならびに会員事業協同組合の16団体が自賠責共済事業を開始した。
14年 4月 1日	政府再保険制度の廃止	自賠法制定以来、政府はリスクヘッジおよび被害者保護の観点から、再保険により自賠責保険の責任の 6 割を負担していたが、保険会社の経営基盤が強化されたこと等から、政府再保険制度は廃止されることとなった。
	保険金等の支払基準の法定化	自賠法制定以来、支払基準は、国土交通省からの通達において、政府再保険制度の中で再保険金等の支払方針として定められており、保険会社ではそれを自社の損害査定要綱として事業方法書に反映し、内閣総理大臣の認可を得る形式がとられていた。しかしながら、政府再保険制度廃止後は、再保険金等の支払段階において支払基準への適合性をチェックできなくなることから、支払基準の被害者保護に果たしてきた役割に鑑み、その位置付けを改め、自賠法上に支払基準の根拠規定が設けられ、保険会社は国土交通大臣および内閣総理大臣が定める支払基準に従って保険金等を支払わなければならないこととなった。

年 月 日	事　　項	摘　　要
平成 14年 4月 1日	被害者等に対する保険金等の支払に関する情報提供の義務化	保険金等が適正に支払われているか否かを被害者または被保険者が自ら判断できるようにするため、被保険者または被害者への情報提供が保険会社に義務付けられた。これにより、保険金等の請求があったとき、保険金等の支払を行ったとき、保険金等を支払わないこととしたときは、保険会社から書面によって情報提供が行われることとなった。
	重要事案の保険金等の支払に関する国土交通大臣への届出の義務化	政府再保険制度の廃止に伴い、国による支払案件の全件チェックは廃止されたが、保険金等の支払の適正化を図る必要性が特に高い死亡事案等の重要事案については、保険金等の支払に関して国土交通大臣への事後の届出が保険会社に義務付けられた。
	保険金等の支払に関する紛争処理の枠組の整備および「(財) 自賠責保険・共済紛争処理機構」の業務開始	被保険者または被害者と保険会社との間の保険金支払の適正性をめぐる紛争解決のため、通常の裁判による救済に比べて迅速な対応が可能であり、かつ、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関による紛争処理の仕組みが設けられた。これを受け、「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」が自賠法に基づく指定紛争処理機関として業務を開始した。
	自動車事故対策計画の作成および保険料等充当交付金の交付	政府再保険制度の廃止に伴い、自賠責再保険特別会計の累積運用益は下記の 2 つの使途に充てられることとなった。 ・自動車事故対策計画に基づく被害者保護増進対策事業および自動車事故発生防止対策事業の実施（累積運用益の 20 分の 9） ・保険料の負担軽減を通じたユーザー還元としての保険料等充当交付金の交付（累積運用益の 20 分の 11）
	死亡事故に対する追加保険料徴収制度の廃止	昭和 45 年に導入された死亡事故追加保険料制度は、事故抑制効果としての実効性が上がっているとは言い難かったこと、また、追加保険料を徴収するための事務負担が大きかったことから廃止し、平成 14 年 4 月 1 日以降の死亡（被害者の死亡日を基準とする。）については追加保険料を徴収しないこととなった。
	介護を要する後遺障害保険金額の改定	介護を要する重度の後遺障害については、介護に多額の費用を要するため、死亡した場合よりも損害額が高額となることから、介護を要する後遺障害を従来の後遺障害等級表から切り離し、その保険金額を 1 級 4,000 万円、2 級 3,000 万円へ引上げる改定が行われた。
16年 7月 1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、手指、視力に係る後遺障害等級、および後遺障害等級表上の用語が一部改正された。
17年 5月25日	商品自動車への 7 か月から 12 か月契約料率の新設	道路運送車両法等が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が 6 か月から 1 年に延長されたため、商品自動車に 7 か月から 12 か月契約料率が新設された。
18年 4月 1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、胸腹部臓器の障害に係る後遺障害等級表が改正された。
19年 4月 1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車への 3 年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された小型二輪自動車については、その有効期間が 3 年に延長されたため、小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に 3 年契約料率が新設された。

年 月 日	事　　項	摘　　要
平成 20年 3月31日	保険料等充当交付金の交付終了	平成14年度から平成19年度までの間は、政府再保険制度の廃止（平成13年度末）に伴い、自賠責再保険特別会計の累積運用益の20分の11が保険料等充当交付金として交付されてきたが、平成19年度末の契約に係る保険料等充当交付金の交付をもって終了した。
20年10月 1日	内払制度の廃止	内払制度は治療期間が長期にわたる場合に請求者に生じる経済的負担を軽減するために設定されたが、実務として治療継続中でも本請求を認めており、本請求の方が請求者の利便性が高く被害者救済に資することから、平成20年10月1日より廃止された。
22年 4月 1日	自賠責保険普通保険約款の改正	保険法の施行及び自賠法の一部改正に伴い、自賠責保険普通保険約款の告知義務、保険給付の履行期、請求権代位等の規定が改定された。
23年 5月 2日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、外貌の醜状障害に係る後遺障害等級が改正された。（平成22年6月10日以降発生の事故に適用）

２．自賠責保険 料率改定の推移

改定年月日	概　　要	改定率
昭和30年12月 1日	保険料率につき認可取得	
34年 8月 1日	損害率上昇による料率改定	純保 ＋41.43%
35年 9月 1日	保険金額改定による料率改定	純保 ＋12.25%
37年 8月 1日	事業費上昇による料率改定	
39年 2月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 ＋210.1%
41年 7月 1日	離島料率の新設　保険金額改定による料率改定	営保　据置
41年 8月 1日	原動機付自転車料率の新設	
42年 8月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 ＋13.4% （除く原動機付自転車）
44年11月 1日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定（最高引上率 2.5 倍頭打）	営保 ＋96.5%
45年11月 1日	昭和 44 年 11 月に設けた引上率頭打の撤廃による料率改定	
46年 1月 1日	教習用自動車料率の新設 普通貨物自動車料率を積載量（2 トン超・2 トン以下）により区分	
47年 5月15日	沖縄料率の新設（本島・離島）	
47年10月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
48年10月 1日	軽自動車料率を検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分	
48年12月 1日	保険金額改定による料率改定	営保　据置
49年 2月 1日	原動機付自転車・検査対象外軽自動車に 2 年契約および 3 年契約料率の新設	
49年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
50年10月 1日	軽自動車料率の改定	
50年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
52年 1月20日	営業用乗用自動車料率の改定	
53年 7月 1日	保険金額改定による料率改定	営保　据置
58年 3月 1日	商品自動車に 2 か月契約料率の新設	
58年 7月 1日	自家用乗用車（検査対象軽自動車を含む）に 3 年契約料率の新設	
60年 4月15日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定	営保 ＋29.0%
平成 3年 4月 1日	保険金額改定、損害率改善による料率改定	営保 △8.0%
5年 4月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 △13.0%
7年 1月 1日	商品自動車に 4 か月から 6 か月契約料率の新設	
7年 4月 1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車に 4 年契約および 5 年契約料率の新設	
9年 5月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 △7.7%
12年 5月 1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車に 2 年契約料率の新設	
14年 4月 1日	政府再保険制度の廃止、累積赤字（共同プール分）の償却、保険金額改定による料率改定	基準 ＋14.6%

改 定 年 月 日	概　　要	改　定　率
平成17年 4月 1日	保険料等充当交付金の削減、累積運用益の活用による料率改定	基準 △5.4%
17年 5月25日	商品自動車に7か月から12か月契約料率の新設	
19年 4月 1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に3年契約料率の新設	
20年 4月 1日	保険料等充当交付金の交付終了および損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	基準 △24.1%
23年 4月 1日	損害率上昇による料率改定	基準 ＋11.7%
25年 4月 1日	平成23年4月改定における累積黒字の還元期間満了による料率改定	基準 ＋13.5%

（注）「純保」とは純保険料、「営保」とは営業保険料、「基準」とは基準料率をいう。

３．自賠責保険 保険料表（北海道本島・本州・四国本島・九州本島用）抜粋

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	25か月契約	24か月契約	13か月契約	12か月契約
			円	円	円	円	円	円	円	円
乗合自動車およびけん引旅客自動車	営業用								67,170	62,450
	自家用								17,380	16,420
営業用乗用自動車	A								149,720	138,760
	B								118,580	109,980
	C								89,810	83,370
	D								40,310	37,610
自家用乗用自動車					40,040	39,120	28,780	27,840	17,310	16,350
普通貨物自動車およびけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量2トン超					97,930	94,300	53,600	49,900
		最大積載量2トン以下					66,500	64,100	37,110	34,650
	自家用	最大積載量2トン超					68,720	66,220	38,270	35,730
		最大積載量2トン以下					44,640	43,090	25,630	24,040
小型貨物自動車およびけん引小型貨物自動車	営業用						56,760	54,730	31,990	29,920
	自家用						30,690	29,680	18,310	17,270
小型二輪自動車					18,380	18,020	14,010	13,640	9,550	9,180
軽自動車	検査対象車				37,780	36,920	27,240	26,370	16,500	15,600
	検査対象外車		28,060	23,560		18,970		14,290		9,510
原動機付自転車			17,330	14,890		12,410		9,870		7,280

（注）1. 保険期間の開始が平成25年4月1日以降の契約について適用する。

2. 上記の車種以外の車種および北海道・本州・四国・九州の離島用・沖縄本島用・沖縄離島用の基準料率については、別に定められている。

４．自賠責保険 保険金額ならびに仮渡金の変遷

<table>
<tr><th rowspan="2">年 月 日</th><th colspan="3">保険金額</th><th colspan="2">仮渡金の金額</th></tr>
<tr><th>死亡</th><th>傷害</th><th>後遺障害</th><th>死亡</th><th>傷害</th></tr>
<tr><td>昭和
30年12月 1日</td><td>30 万円</td><td colspan="2">重傷 10 万円
軽傷 3 万円</td><td>12 万円</td><td>傷害の程度に応じ
2 万円・1 万円・2 千円</td></tr>
<tr><td>35年 9月 1日</td><td>50 万円</td><td colspan="2">同上</td><td colspan="2">同上</td></tr>
<tr><td>39年 2月 1日</td><td>100 万円</td><td>30 万円</td><td>障害の程度に応じ
5 万円～100 万円
(12 級～1 級)</td><td>30 万円</td><td>傷害の程度に応じ
5 万円・2 万 5 千円・5 千円</td></tr>
<tr><td>41年 7月 1日</td><td>150 万円</td><td>50 万円</td><td>障害の程度に応じ
7 万円～150 万円
(12 級～1 級)</td><td>50 万円</td><td>傷害の程度に応じ
10 万円・5 万円・1 万円</td></tr>
<tr><td>42年 8月 1日</td><td>300 万円</td><td>同上</td><td>障害の程度に応じ
11 万円～300 万円
(14 級～1 級)</td><td colspan="2">同上</td></tr>
<tr><td>44年11月 1日</td><td>500 万円</td><td>同上</td><td>障害の程度に応じ
19 万円～500 万円
(14 級～1 級)</td><td colspan="2">同上</td></tr>
<tr><td>48年12月 1日</td><td>1,000 万円</td><td>80 万円</td><td>障害の程度に応じ
37 万円～1,000 万円
(14 級～1 級)</td><td>80 万円</td><td>傷害の程度に応じ
20 万円・10 万円・2 万円</td></tr>
<tr><td>50年 7月 1日</td><td>1,500 万円</td><td>100 万円</td><td>障害の程度に応じ
56 万円～1,500 万円
(14 級～1 級)</td><td>100 万円</td><td>傷害の程度に応じ
25 万円・15 万円・3 万円</td></tr>
<tr><td>53年 7月 1日</td><td>2,000 万円</td><td>120 万円</td><td>障害の程度に応じ
75 万円～2,000 万円
(14 級～1 級)</td><td>160 万円</td><td>傷害の程度に応じ
40 万円・20 万円・5 万円</td></tr>
<tr><td>60年 4月15日</td><td>2,500 万円</td><td>同上</td><td>障害の程度に応じ
75 万円～2,500 万円
(14 級～1 級)</td><td>200 万円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>平成
3年 4月 1日</td><td>3,000 万円</td><td>同上</td><td>障害の程度に応じ
75 万円～3,000 万円
(14 級～1 級)</td><td>290 万円</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>14年 4月 1日</td><td colspan="2">同上</td><td>1 介護を要する後遺障害
1 級 4,000 万円
2 級 3,000 万円
2 その他の後遺障害
障害の程度に応じ
75 万円～3,000 万円
(14 級～1 級)</td><td colspan="2">同上</td></tr>
</table>

５．「自賠責保険支払基準」改定の推移

※平成 14 年 4 月改定までは「自賠責保険損害査定要綱」

費目 ＼ 改定年月			昭和 31 年 6 月	39 年 2 月	41 年 7 月	42 年 8 月	44 年 11 月
看護料（看護士、家政婦等以外の場合）	入院						
	通院・自宅看護						
諸雑費							
休業損害	定額		認定日数 1 日につき 200 円	500 円	700 円	⇒	⇒
	上限額						（45 年 10 月実施）3,000 円
慰謝料等	傷害			認定日数 1 日につき 700 円	1,000 円	⇒	⇒
	後遺障害						障害の程度に応じ 8 万円～200 万円
	死亡	本人					50 万円
	死亡	遺族			1 名：100 万円 2 名：150 万円 3 名以上：200 万円	⇒	⇒
葬儀費						15 万円	⇒
生活費控除					10,400 円／月（または収入額×1/2）	12,600 円／月（または収入額×1/2）	15,700 円／月（または収入額×1/2）
減額	重過失			20%	⇒	20%（注）2 30%	20%（注）2 30% 50%
	因果関係の有無の判断が困難な場合						
	親族間事故（慰謝料）						

（注）1. ⇒は、左記と同様であることを示す。

2. いずれも「傷害」および「死亡に至るまでの傷害」については、20%減額のみである。

48年11月	48年12月	50年2月	52年4月	54年2月	56年5月
1日につき 1,300円	⇒	2,000円	2,400円	2,800円	3,000円
				1,400円	1,500円
入院1日につき 90日まで：300円 91日以上：200円	⇒	400円	500円	⇒	600円
1,700円	⇒	2,100円	2,500円	3,000円	3,400円
5,000円	⇒	7,000円	9,000円	10,000円	11,000円
1,500円	⇒	2,300円	⇒	2,800円	3,200円
⇒	障害の程度に応じ 15万円～ 400万円	障害の程度に応じ 23万円～ 600万円	⇒	障害の程度に応じ 27万円～ 700万円 (注)3 (627万円～800万円)	障害の程度に応じ 30万円～ 800万円 (注)3 (706万円～900万円)
⇒	100万円	150万円	⇒	200万円	250万円
⇒	1名：200万円 2名：250万円 3名以上： 300万円	1名：250万円 2名：350万円 3名以上： 450万円	⇒	1名：(注)4 300万円(400万円) 2名： 400万円(500万円) 3名以上： 500万円(600万円)	1名：(注)4 350万円(450万円) 2名： 450万円(550万円) 3名以上： 550万円(650万円)
20万円	⇒	25万円	30万円	35万円	40万円
35%または50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

（注）3.（ ）内は、後遺障害1級～3級該当者で被扶養者ありの場合である。

4.（ ）内は、被扶養者ありの場合である。

費目 ＼ 改定年月			昭和58年6月	61年8月	平成元年7月	4年8月
看護料（看護士、家政婦等以外の場合）	入院		3,200円	3,300円	3,600円	3,700円
	通院・自宅看護		1,600円	1,650円	1,800円	1,850円
諸雑費			⇒	700円	⇒	800円
休業損害	定額		3,700円	4,000円	4,300円	4,900円
	上限額		13,000円	⇒	16,000円	18,000円
慰謝料等	傷害		3,400円	3,600円	3,700円	4,000円
	後遺障害		障害の程度に応じ 32万円～850万円 (745万円～950万円)(注)3	障害の程度に応じ 32万円～900万円 (811万円～1,050万円)(注)3	障害の程度に応じ 32万円～950万円 (844万円～1,100万円)(注)3	障害の程度に応じ 32万円～1,050万円 (909万円～1,200万円)(注)3
	死亡	本人	⇒	⇒	300万円	350万円
		遺族	1名：400万円(500万円)(注)4 2名：500万円(600万円) 3名以上：600万円(700万円)	1名：450万円(600万円)(注)4 2名：550万円(700万円) 3名以上：650万円(800万円)	⇒	1名：500万円(650万円)(注)4 2名：600万円(750万円) 3名以上：700万円(850万円)
葬儀費			45万円	50万円	⇒	55万円
生活費控除			⇒	⇒	⇒	⇒
減額	重過失		⇒	⇒	⇒	⇒
	因果関係の有無の判断が困難な場合		⇒	⇒	⇒	⇒
	親族間事故（慰謝料）		⇒	⇒	⇒	廃止

（注）5. 逸失利益の算出方法が改定された（全年齢平均給与額やライプニッツ係数を用いて算出）。

6. 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害の場合である。

6年6月	9年5月	9年10月	12年1月 (注)5	14年4月	22年4月 (注)8
4,000円	⇒	⇒	⇒	4,100円	⇒
2,000円	⇒	⇒	⇒	2,050円	⇒
1,000円	1,100円	⇒	⇒	⇒	⇒
5,200円	5,500円	⇒	⇒	5,700円	⇒
⇒	⇒	19,000円	⇒	⇒	⇒
4,100円	⇒	⇒	⇒	4,200円	⇒
障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円 (941万円～ (注)3 1,250万円)	⇒	⇒	⇒	障害の程度に応じ ① 1,163万円[第2級]～1,600万円[第1級] (注)6 (1,333万円[第2級]～1,800万円[第1級]) (注)3 なお、初期費用等として205万円[第2級]、 500万円[第1級]が加算される。 ② 32万円[第14級]～1,100万円[第1級] (注)7 (973万円[第3級]～1,300万円[第1級]) (注)3	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1名： (注)4 500万円(700万円) 2名： 600万円(800万円) 3名以上： 700万円(900万円)	⇒	⇒	⇒	1名： (注)4 550万円(750万円) 2名： 650万円(850万円) 3名以上： 750万円(950万円)	⇒
⇒	60万円	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

（注）7．前記（注）6．以外の後遺障害の場合である。

8．逸失利益の算出に用いる就労可能年数・平均余命が改定された。

６．後遺障害等級表

※平成 22 年 6 月 10 日以降発生の事故に適用

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第一＞

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第 1 級	1　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000 万円
第 2 級	1　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000 万円

備考　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

（注）既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第二＞

等級	後遺障害	保険金額
第 1 級	1　両眼が失明したもの 2　咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3　両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4　両上肢の用を全廃したもの 5　両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6　両下肢の用を全廃したもの	3,000 万円
第 2 級	1　1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2　両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3　両上肢を手関節以上で失ったもの 4　両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590 万円
第 3 級	1　1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2　咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5　両手の手指の全部を失ったもの	2,219 万円
第 4 級	1　両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力を全く失ったもの 4　1 上肢をひじ関節以上で失ったもの 5　1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6　両手の手指の全部の用を廃したもの 7　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889 万円
第 5 級	1　1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4　1 上肢を手関節以上で失ったもの 5　1 下肢を足関節以上で失ったもの 6　1 上肢の用を全廃したもの 7　1 下肢の用を全廃したもの 8　両足の足指の全部を失ったもの	1,574 万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1　両眼の視力が0.1以下になったもの 2　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4　1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5　脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6　1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7　1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8　1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1　1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2　両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3　1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6　1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7　1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8　1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9　1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10　1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11　両足の足指の全部の用を廃したもの 12　外貌に著しい醜状を残すもの 13　両側の睾丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1　1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2　脊柱に運動障害を残すもの 3　1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4　1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5　1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6　1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7　1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8　1上肢に偽関節を残すもの 9　1下肢に偽関節を残すもの 10　1足の足指の全部を失ったもの	819万円

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1　両眼の視力が0.6以下になったもの 2　1眼の視力が0.06以下になったもの 3　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7　両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8　1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9　1耳の聴力を全く失ったもの 10　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12　1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13　1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14　1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15　1足の足指の全部の用を廃したもの 16　外貌に相当程度の醜状を残すもの 17　生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1　1眼の視力が0.1以下になったもの 2　正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4　14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6　1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7　1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8　1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9　1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10　1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11　1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4　10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6　1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7　脊柱に変形を残すもの 8　1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9　1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第 12 級	1　1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4　1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6　1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 7　1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 8　長管骨に変形を残すもの 9　1 手のこ指を失ったもの 10　1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11　1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの 12　1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの 13　局部に頑固な神経症状を残すもの 14　外貌に醜状を残すもの	224 万円
第 13 級	1　1 眼の視力が 0.6 以下になったもの 2　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3　1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5　5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6　1 手のこ指の用を廃したもの 7　1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8　1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの 9　1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの 10　1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの 11　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139 万円
第 14 級	1　1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2　3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3　1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6　1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7　1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8　1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの 9　局部に神経症状を残すもの	75 万円

備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

（注）1. 後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第 13 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 1 級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
- 第 8 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 2 級繰上げる。
- 第 5 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 3 級繰上げる。

2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

Ⅱ．海外関係

１．主要各国の自動車損害賠償責任保険制度

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">国　名</th><th rowspan="3">強制保険に関する法律</th><th colspan="3">法定最低保険金額</th></tr>
<tr><th colspan="2">対人賠償</th><th rowspan="2">対物賠償
（1 事故）</th></tr>
<tr><th>1 名</th><th>1 事故</th></tr>
<tr><td colspan="2">日　　本</td><td>「自動車損害賠償保障法」
・ 自賠責保険の付保を義務付ける。
・ 支払限度額を定める。
・ 被害者の直接請求権を認める。</td><td>3,000 万円 (注) 1</td><td>無制限</td><td>な　し</td></tr>
<tr><td rowspan="3">アメリカ</td><td>カリフォルニア州</td><td>「賠償資力法」(注) 2
・ 一定の賠償資力の証明を義務付ける。
・ 賠償資力額を定める。
「強制賠償責任保険法」(注) 3
・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。
・ 強制付保額（賠償資力法と同額）を定める。</td><td>1 万 5 千ドル (注) 5</td><td>3 万ドル (注) 5</td><td>5 千ドル (注) 5</td></tr>
<tr><td>マサチューセッツ州</td><td>「賠償資力法」(注) 2＜同上＞
「強制賠償責任保険法」(注) 3＜同上＞
「ノーフォルト保険法」(注) 4
・ ノーフォルト保険の付保を義務付ける。</td><td>2 万ドル</td><td>4 万ドル</td><td>5 千ドル</td></tr>
<tr><td>ニューヨーク州</td><td>「賠償資力法」(注) 2＜同上＞
「強制賠償責任保険法」(注) 3＜同上＞
「ノーフォルト保険法」(注) 4＜同上＞</td><td>2 万 5 千ドル
（傷害により死亡した場合は 5 万ドル）</td><td>5 万ドル
（傷害により死亡した場合は 10 万ドル）</td><td>1 万ドル</td></tr>
<tr><td colspan="2">イギリス</td><td>「道路交通法」
・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。
・ 強制付保額を定める。</td><td colspan="2">無制限</td><td>100 万ポンド</td></tr>
<tr><td colspan="2">ドイツ</td><td>「義務保険法」
・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。
・ 強制付保額を定める。
「保険契約法」
・ 一定の責任限度額の範囲内において被害者の直接請求権を認める。</td><td colspan="2">750 万ユーロ</td><td>物的損害
112 万ユーロ
その他の財産的損害 (注) 6
5 万ユーロ</td></tr>
<tr><td colspan="2">フランス</td><td>「保険法」
・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。
・ 強制付保額を定める。</td><td colspan="2">無制限</td><td>100 万ユーロ</td></tr>
</table>

（注）1. 死亡の場合の支払限度額。常時介護を要する後遺障害の場合は 4,000 万円。
2. 賠償資力法は、自動車の保有者または運転者に対して定められた金額の賠償資力を有することの証明義務を課すものである。
3. 賠償資力法が事後的資力証明を義務付けるのみであり、無保険運転者の発生を防止するには至らないため、多くの州では強制賠償責任保険法により、自動車保有者に対して自動車の登録時等に保険加入証明書の提出を義務付けている。
4. ノーフォルト保険とは、自動車事故によって生じた一定の範囲の人身損害について、過失の有無、加害者の有無にかかわらず、被害者自身が契約した自動車保険から直接被害者に保険金が支払われる制度である。
5. カリフォルニア州では、低所得の運転者を対象として、法定最低保険金額を低く設定した安価な自動車保険を提供するプログラムが実施されている。法定最低保険金額は対人賠償 1 名あたり 1 万ドル、1 事故あたり 2 万ドル、対物賠償 1 事故あたり 3 千ドルとなっている。
6. その他の財産的損害とは、物的損害と無関係の財産的損害（例えば、他人の駐車場前で事故を起こしたことにより当該駐車場への出入りが不可能になったことによる損害）を指す。
7. 自動車保険プランは、保険会社から引受を拒否された保険契約について、州内の全保険会社に収入自動車保険料の市場シェアに応じて、当該契約の引受を割当てるものである。

強制保険の保険会社における引受義務	保険料率に関する規制（自家用自動車）	賠償責任形態	無保険運転者･ひき逃げ事故被害者の保護
あ　り	届出制による基準料率（137 ページ以下参照）	過失責任の推定	政府（国土交通省）が行う保障事業による。 財源：強制保険である自賠責保険の保険料に含まれる保障事業賦課金
な　し ただし、州の自動車保険プラン(注)7による契約引受の割当てが課される。	事前認可制(注)8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の任意付保(注)11による。
な　し ただし、州の自動車保険プラン(注)7による契約引受の割当てが課される。	事前認可制(注)8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保(注)11による。
な　し ただし、州の自動車保険プラン(注)7による契約引受の割当てが課される。	事前認可制(注)8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保(注)11のほか、自動車事故保障法人（Motor Vehicle Accident Indemnification Corporation）が補償を行う。(注)12 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
な　し	届出不要制（自由料率）	過失責任主義	全自動車保険会社の加入が義務付けられている自動車保障基金（Motor Insurers' Bureau）が補償を行う。 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
あ　り	届出不要制（自由料率）	法定限度額まで過失責任の推定 超過分は過失責任主義(注)9	交通事故被害者救済基金（Verkehrsopferhilfe）が補償を行う。 財源：全自動車保険会社の収入自動車賠償責任保険料の一定割合
な　し ただし、保険を購入できなかった契約申込人が料率算定中央会に斡旋を求めた場合には引受義務が生じる。	届出不要制（自由料率）	無過失責任主義(注)10	義務保険保証基金（Fonds de Garantie des Assurances Obligatoires de Dommages）が補償を行う。 財源：自動車賠償責任保険料に含まれる賦課金等

8. みなし条項が付されている場合を含む。これは、一定の待機期間（30 日または 60 日等）中に州保険庁から不認可とされない場合は、その期間が経過した時点で認可されたとみなす制度である。
9. ドイツ道路交通法では、財産上の損害項目について一定の責任限度額までは過失責任の推定がなされる。責任限度額を超える損害額については過失責任主義が適用される。
10. 「交通事故被害者の状況の改善と賠償手続の促進を目的とする 1985 年 7 月 5 日の法律」（交通事故法）により、人身損害は被害者の許し難い過失が事故の唯一の原因である場合を除き無過失責任が適用される。また、人身損害を被った被害者が運転者の場合を除き、過失相殺は適用されない。
11. 被保険者が無保険運転者の引き起こした事故によって死傷し、相手方から賠償を得られない場合に、加害者に代わって保険会社がその損害賠償金を支払うものである。現在、全米において本条項の付保が可能であり、また付保が義務付けられている州も多い。
12. ただし、被害者本人も自動車保険に加入していない等の理由で、保険金の支払を一切受けられない場合に限る。なお、加害者が無保険の場合等に加害者に代わって被害者に補償を提供する制度は、このほかの州にも存在し、総称して「不履行判決支払基金（Unsatisfied Judgment Fund)」と呼ばれる場合がある。

２．　主要各国の交通事故の状況

	日　本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査対象年	2012年	2012年	2012年	2012年	2012年
人身事故件数（件）	665,138	1,664,800	151,346	299,637	60,437
死者数（人）	5,237	33,561	1,802	3,600	3,653
負傷者数（人）	825,396	2,216,962（2011年）	202,931	384,378	75,851
人口（百万人）	127.5	311.6（2011年）	63.7	81.8	63.4
自動車保有台数（四輪車・千台）	74,641	249,075（2011年）	33,540	46,176（2011年）	38,137
自動車1万台当たりの死者数（人）	0.70	1.30（2011年）	0.54	0.87（2011年）	0.96

（注）1．本表の数値は、「交通事故の国際比較（2012年）」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。
2．死者数は30日以内死亡。
3．各欄の（　）は、その項目の調査年次を表す。

第３部　平成25年度の事業概況（統計）

Ⅰ．自賠責保険

Ⅱ．政府保障事業

Ⅲ．任意自動車保険

Ⅳ．損害保険全般

Ⅰ．自賠責保険

第１表　自賠責保険

年度	契約				支	
	台数		保険料		死亡	
					件数	保険金
	台	%	千円	%	件	千円
昭和45	16,995,245		348,963,452		18,126	80,117,614
50	20,535,020		512,498,964		12,314	123,114,183
55	25,878,153		654,098,997		9,522	151,842,956
60	28,502,452		926,192,619		9,807	179,684,379
61	30,282,341	(6.2)	1,041,638,176	(12.5)	9,886	192,060,212
62	30,711,927	(1.4)	1,051,432,091	(0.9)	9,430	186,555,214
63	32,812,988	(6.8)	1,138,721,651	(8.3)	9,958	195,832,598
平成元	32,933,548	(0.4)	1,173,345,534	(3.0)	10,637	209,161,571
2	34,404,028	(4.5)	1,217,597,602	(3.8)	11,057	219,345,168
3	34,675,719	(0.8)	1,112,594,634	(△8.6)	11,560	241,326,983
4	35,129,541	(1.3)	1,087,793,724	(△2.2)	11,620	256,473,209
5	36,903,078	(5.0)	1,012,188,061	(△7.0)	11,063	259,269,677
6	37,101,038	(0.5)	1,015,698,547	(0.3)	10,703	254,245,669
7	37,535,545	(1.2)	1,046,279,856	(3.0)	10,773	250,789,959
8	38,159,188	(1.7)	1,072,702,030	(2.5)	10,492	247,922,093
9	38,106,586	(△0.1)	979,729,851	(△8.7)	10,197	241,496,295
10	37,648,994	(△1.2)	964,554,584	(△1.5)	9,595	230,571,248
11	38,492,877	(2.2)	988,676,122	(2.5)	9,413	226,544,545
12	38,590,102	(0.3)	999,284,341	(1.1)	8,935	218,247,953
13	38,533,759	(△0.1)	996,798,683	(△0.2)	8,456	207,906,147
14	38,373,670	(△0.4)	1,202,373,763	(20.6)	8,341	202,585,752
15	38,731,246	(0.9)	1,212,825,888	(0.9)	7,866	193,744,704
16	38,378,882	(△0.9)	1,199,455,126	(△1.1)	7,277	177,554,313
17	39,067,723	(1.8)	1,154,805,308	(△3.7)	6,807	165,519,417
18	38,674,832	(△1.0)	1,138,071,480	(△1.4)	6,168	152,674,840
19	38,791,770	(0.3)	1,050,075,232	(△7.7)	6,029	145,481,727
20	41,775,207	(7.7)	874,895,219	(△16.7)	5,482	131,840,390
21	38,565,312	(△7.7)	811,706,485	(△7.2)	5,128	122,625,507
22	38,674,100	(0.3)	811,951,189	(0.0)	4,922	118,717,520
23	38,206,667	(△1.2)	897,505,823	(10.5)	4,777	113,972,827
24	39,662,580	(3.8)	936,324,556	(4.3)	4,469	109,411,696
25	38,297,097	(△3.4)	1,028,327,183	(9.8)	4,125	99,454,819

（注）1．昭和61年度以降の（　）内の数値は、対前年度増減率を示す。
2．保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
3．昭和45年度は、沖縄県を含まない。

収支の推移

払						年度
傷害および後遺障害		合計				
件数	保険金	件数		保険金		
件	千円	件	%	千円	%	
680,906	157,513,639	699,032		237,631,253		昭和45
535,094	210,014,199	547,408		333,128,382		50
634,712	377,931,663	644,234		529,774,619		55
846,483	551,391,368	856,290		731,075,747		60
856,763	555,814,863	866,649	(1.2)	747,875,075	(2.3)	61
852,883	536,629,865	862,313	(△0.5)	723,185,079	(△3.3)	62
846,753	510,805,309	856,711	(△0.6)	706,637,907	(△2.3)	63
883,751	508,980,082	894,388	(4.4)	718,141,654	(1.6)	平成元
895,170	523,568,377	906,227	(1.3)	742,913,545	(3.4)	2
921,410	544,820,322	932,970	(3.0)	786,147,304	(5.8)	3
949,534	558,438,652	961,154	(3.0)	814,911,861	(3.7)	4
973,557	574,800,552	984,620	(2.4)	834,070,228	(2.4)	5
975,640	579,166,878	986,343	(0.2)	833,412,546	(△0.1)	6
995,893	589,170,581	1,006,666	(2.1)	839,960,540	(0.8)	7
1,013,162	594,064,502	1,023,654	(1.7)	841,986,595	(0.2)	8
1,036,979	613,771,251	1,047,176	(2.3)	855,267,546	(1.6)	9
1,047,048	625,786,046	1,056,643	(0.9)	856,357,294	(0.1)	10
1,093,628	650,636,759	1,103,041	(4.4)	877,181,304	(2.4)	11
1,142,984	680,553,984	1,151,919	(4.4)	898,801,937	(2.5)	12
1,175,778	693,360,883	1,184,234	(2.8)	901,267,030	(0.3)	13
1,195,400	720,596,376	1,203,741	(1.6)	923,182,128	(2.4)	14
1,206,408	729,203,566	1,214,274	(0.9)	922,948,270	(△0.0)	15
1,181,564	708,769,298	1,188,841	(△2.1)	886,323,611	(△4.0)	16
1,179,664	696,569,064	1,186,471	(△0.2)	862,088,481	(△2.7)	17
1,129,936	671,756,523	1,136,104	(△4.2)	824,431,363	(△4.4)	18
1,156,333	683,321,309	1,162,362	(2.3)	828,803,036	(0.5)	19
1,127,755	681,021,510	1,133,237	(△2.5)	812,861,900	(△1.9)	20
1,117,373	677,130,551	1,122,501	(△0.9)	799,756,058	(△1.6)	21
1,136,876	677,004,059	1,141,798	(1.7)	795,721,580	(△0.5)	22
1,155,536	691,458,139	1,160,313	(1.6)	805,430,966	(1.2)	23
1,154,370	690,578,802	1,158,839	(△0.1)	799,990,498	(△0.7)	24
1,185,334	708,022,604	1,189,459	(2.6)	807,477,423	(0.9)	25

第２表　自賠責保険

	車種		契約		支	
			台数	保険料	死亡	
					件数	保険金
			台	千円	件	千円
1	乗合自動車		213,900	8,274,461	46	1,024,098
2	乗用自動車	営業用	220,426	21,901,676	71	1,905,636
3		自家用	17,206,839	493,955,314	1,717	42,094,255
4	普通貨物自動車	営業用	957,009	45,816,970	540	12,874,950
5		自家用	1,224,203	38,103,868	179	4,553,122
6	小型貨物自動車	営業用	67,643	2,105,638	13	343,687
7		自家用	2,847,138	51,608,117	235	6,146,029
8	小型二輪および軽自動車		12,609,731	331,015,212	1,181	26,801,486
9	特殊および緊急自動車		355,244	3,541,245	29	799,202
10	商品自動車		73,615	797,015	2	54,195
11	特種用途自動車		344,286	8,096,911	56	1,406,319
12	被けん引自動車		182,996	848,096	0	0
13	原動機付自転車		1,994,067	22,262,662	56	1,451,840
14	合計		38,297,097	1,028,327,183	4,125	99,454,819

（注）保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。

車種別収支〈平成25年度〉

払				
傷害および後遺障害		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
8,012	5,413,010	8,058	6,437,108	1
34,088	20,952,474	34,159	22,858,110	2
601,780	353,012,208	603,497	395,106,462	3
34,853	28,957,494	35,393	41,832,444	4
21,025	14,769,113	21,204	19,322,235	5
2,059	1,430,289	2,072	1,773,976	6
62,749	39,678,434	62,984	45,824,463	7
391,426	224,470,922	392,607	251,272,408	8
1,905	1,559,909	1,934	2,359,111	9
276	190,491	278	244,686	10
5,879	4,195,392	5,935	5,601,711	11
2	260	2	260	12
21,280	13,392,610	21,336	14,844,449	13
1,185,334	708,022,604	1,189,459	807,477,423	14

第3表　自賠責保険

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
北海道	1,694,727	46,571,664	43,207	27,775,863
青森	472,270	12,992,693	8,975	5,672,886
岩手	441,926	12,209,447	7,748	4,917,377
宮城	799,373	21,915,276	22,599	13,927,340
秋田	304,435	8,470,604	5,413	2,952,419
山形	401,720	11,026,156	9,480	5,133,711
福島	706,733	19,472,793	18,796	11,540,839
茨城	1,212,618	32,967,039	36,496	26,495,428
栃木	797,485	21,808,420	24,062	17,294,457
群馬	802,722	22,114,654	27,872	20,127,431
埼玉	2,011,790	54,498,997	63,403	45,764,888
千葉	1,761,601	47,482,943	55,852	40,836,804
東京	2,333,400	62,498,701	77,385	55,272,666
神奈川	2,133,004	55,735,111	63,172	46,556,058
新潟	864,296	23,514,701	18,327	10,568,555
富山	423,287	11,626,218	11,814	6,589,885
石川	418,626	11,587,753	12,186	6,018,152
福井	301,053	8,297,044	9,723	5,004,837
山梨	306,037	8,296,094	9,630	6,424,090
長野	814,027	22,256,038	18,150	10,516,184
岐阜	798,986	21,748,744	25,086	15,881,500
静岡	1,423,732	38,328,153	45,992	32,003,861
愛知	2,506,533	68,913,981	80,098	50,088,489
三重	698,431	19,028,753	20,514	13,831,596
滋賀	458,901	12,581,566	14,881	9,567,225

（注）1. 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。
2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
3. 沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計している。

都道府県別収支 <平成25年度>

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
京都	720,662	19,112,178	25,347	18,832,801
大阪	2,049,207	54,161,201	77,315	56,998,965
兵庫	1,489,715	39,799,116	49,387	36,528,065
奈良	399,022	10,754,917	13,961	9,182,950
和歌山	350,507	9,275,509	11,790	8,691,700
鳥取	205,998	5,695,785	5,190	2,861,053
島根	190,021	5,285,440	4,213	2,118,776
岡山	701,722	19,239,774	26,488	16,075,406
広島	913,283	24,688,261	28,679	18,378,319
山口	469,420	12,972,983	13,823	8,933,190
徳島	290,503	7,822,114	10,619	6,678,785
香川	357,068	9,677,488	15,020	10,098,494
愛媛	466,991	12,325,383	15,698	10,632,407
高知	219,967	5,857,189	5,771	3,879,188
福岡	1,552,372	42,235,789	65,696	48,548,137
佐賀	275,797	7,545,413	10,817	7,505,159
長崎	382,758	10,327,657	12,192	8,249,489
熊本	616,203	16,557,242	20,562	12,630,003
大分	386,366	10,517,210	10,905	7,171,158
宮崎	325,466	8,966,192	11,359	7,724,127
鹿児島	473,344	12,795,125	12,748	8,803,035
沖縄	446,402	5,661,713	9,881	5,496,181
離島	126,590	1,109,959	1,137	697,491
合計	38,297,097	1,028,327,183	1,189,459	807,477,423

第4表　原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年　　度	自賠責保険	自賠責共済	合　　計
	付保台数	加入台数	付保・加入台数
	千台	千台	千台
昭和45	2,654	1,850	4,504
50	3,017	1,774	4,791
55	6,950	2,730	9,680
60	10,565	2,968	13,532
61	10,087	2,857	12,944
62	9,475	2,690	12,165
63	8,986	2,553	11,540
平成元	8,633	2,425	11,058
2	8,264	2,273	10,537
3	8,028	2,152	10,181
4	7,786	2,054	9,840
5	7,605	1,967	9,572
6	7,499	1,872	9,371
7	7,390	1,806	9,197
8	7,293	1,736	9,028
9	7,121	1,643	8,764
10	7,140	1,613	8,753
11	7,128	1,569	8,697
12	6,930	1,517	8,447
13	6,842	1,481	8,323
14	6,692	1,427	8,119
15	6,612	1,367	7,979
16	6,533	1,319	7,852
17	6,453	1,267	7,721
18	6,329	1,215	7,544
19	6,256	1,176	7,432
20	6,249	1,161	7,410
21	6,172	1,131	7,303
22	6,095	1,101	7,196
23	5,941	1,056	6,996
24	5,872	1,019	6,891
25	5,748	973	6,721

（注）1. 付保台数、加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数である。
2. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。
3. 平成8年度以前の自賠責共済は、ＪＡ共済より報告を受けた加入台数である。
4. 平成9年度の自賠責共済は、ＪＡ共済および全労済より報告を受けた加入台数の合計である。
5. 平成10～12年度の自賠責共済は、ＪＡ共済、全労済および全自共より報告を受けた加入台数の合計である。
6. 平成13年度以降の自賠責共済は、ＪＡ共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計である。

第5表　原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数<平成26年3月末>

都道府県	自賠責保険 付保台数	自賠責共済 加入台数	合計 付保・加入台数
	台	台	台
北海道	49,787	6,986	56,773
青森	24,759	10,645	35,404
岩手	29,897	16,916	46,813
宮城	77,201	11,520	88,721
秋田	11,682	8,770	20,452
山形	21,111	12,281	33,392
福島	41,854	16,153	58,007
茨城	88,693	11,504	100,197
栃木	53,996	14,667	68,663
群馬	51,509	12,401	63,910
埼玉	289,447	31,592	321,039
千葉	244,813	14,608	259,421
東京	499,523	11,679	511,202
神奈川	569,955	31,853	601,808
新潟	60,388	23,300	83,688
富山	16,838	4,358	21,196
石川	23,459	4,702	28,161
福井	12,890	3,309	16,199
山梨	37,105	21,186	58,291
長野	52,372	32,013	84,385
岐阜	43,333	11,209	54,542
静岡	209,233	38,918	248,151
愛知	212,458	49,194	261,652
三重	75,356	20,057	95,413
滋賀	56,771	20,437	77,208
京都	268,095	15,475	283,570
大阪	654,523	20,140	674,663
兵庫	351,840	36,361	388,201
奈良	97,783	31,640	129,423
和歌山	113,418	40,689	154,107
鳥取	11,959	3,856	15,815
島根	15,078	13,388	28,466
岡山	91,924	26,206	118,130
広島	212,005	37,429	249,434
山口	51,695	19,437	71,132
徳島	44,523	11,360	55,883
香川	56,717	15,844	72,561
愛媛	129,243	35,271	164,514
高知	53,764	23,040	76,804
福岡	225,944	31,055	256,999
佐賀	24,742	11,331	36,073
長崎	80,202	14,554	94,756
熊本	101,589	21,824	123,413
大分	50,824	18,628	69,452
宮崎	34,004	19,805	53,809
鹿児島	72,084	32,276	104,360
沖縄	105,595	18,526	124,121
離島	45,521	35,071	80,592
合計	5,747,502	973,464	6,720,966

（注）1．自賠責共済は、ＪＡ共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計である。
2．付保台数、加入台数は平成26年3月末現在の有効契約台数である。
3．沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計している。

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
	件		件		件		件		件	
北海道	44,248	100	44,337	100	44,479	101	45,954	104	47,378	107
青森	9,197	100	9,002	98	9,107	99	8,886	97	9,163	100
岩手	7,345	100	7,195	98	7,251	99	7,179	98	7,528	102
宮城	25,039	100	25,079	100	25,528	102	27,917	111	28,202	113
秋田	5,779	100	5,461	94	5,349	93	5,262	91	5,196	90
山形	9,895	100	9,609	97	9,545	96	9,190	93	9,694	98
福島	18,175	100	17,868	98	17,801	98	18,279	101	18,643	103
茨城	35,509	100	34,455	97	35,985	101	37,116	105	36,993	104
栃木	23,168	100	22,456	97	22,877	99	23,579	102	24,607	106
群馬	29,286	100	28,807	98	29,525	101	29,676	101	30,598	104
埼玉	62,068	100	60,625	98	59,972	97	58,669	95	58,453	94
千葉	53,633	100	53,412	100	54,166	101	53,773	100	53,972	101
東京	133,896	100	138,645	104	144,858	108	147,133	110	150,776	113
神奈川	72,620	100	72,988	101	72,049	99	71,115	98	70,412	97
新潟	18,805	100	18,543	99	19,226	102	19,222	102	19,391	103
富山	11,724	100	12,033	103	12,292	105	11,661	99	11,920	102
石川	11,673	100	11,977	103	12,356	106	11,910	102	12,388	106
福井	9,266	100	9,701	105	9,683	105	9,828	106	9,921	107
山梨	9,585	100	9,820	102	9,960	104	10,021	105	10,432	109
長野	18,218	100	17,780	98	18,635	102	18,034	99	18,592	102
岐阜	21,583	100	22,644	105	23,148	107	23,525	109	24,507	114
静岡	46,957	100	47,300	101	47,563	101	47,954	102	47,385	101
愛知	85,289	100	88,568	104	90,049	106	90,895	107	94,127	110
三重	18,530	100	19,800	107	19,762	107	20,374	110	20,780	112
滋賀	13,688	100	14,076	103	14,197	104	13,756	100	14,337	105
京都	27,493	100	28,541	104	27,644	101	27,386	100	26,794	97
大阪	101,451	100	103,060	102	105,867	104	105,799	104	107,558	106
兵庫	49,936	100	49,468	99	49,723	100	48,347	97	48,691	98
奈良	12,930	100	13,476	104	13,197	102	12,937	100	13,169	102
和歌山	12,084	100	12,882	107	12,667	105	12,140	100	12,758	106
鳥取	5,064	100	5,209	103	5,255	104	4,981	98	5,123	101
島根	4,382	100	4,305	98	4,536	104	4,059	93	4,403	100
岡山	27,917	100	28,025	100	28,766	103	27,856	100	28,285	101
広島	31,382	100	31,491	100	32,472	103	31,424	100	32,975	105
山口	14,998	100	14,366	96	14,455	96	14,088	94	14,418	96
徳島	10,638	100	10,838	102	11,177	105	10,791	101	11,123	105
香川	15,870	100	15,873	100	15,699	99	15,650	99	16,171	102
愛媛	16,887	100	17,262	102	17,242	102	16,244	96	17,299	102
高知	6,576	100	6,475	98	6,396	97	6,182	94	6,294	96
福岡	73,588	100	75,356	102	75,949	103	74,979	102	78,923	107
佐賀	9,580	100	9,906	103	9,757	102	9,767	102	10,192	106
長崎	11,237	100	11,445	102	11,818	105	11,712	104	12,482	111
熊本	19,076	100	19,918	104	20,524	108	20,560	108	20,994	110
大分	10,863	100	11,362	105	11,052	102	11,140	103	11,187	103
宮崎	12,139	100	11,872	98	11,965	99	11,618	96	12,147	100
鹿児島	13,739	100	13,511	98	13,569	99	13,418	98	13,859	101
沖縄	7,897	100	8,404	106	9,000	114	9,773	124	10,371	131
合計	1,290,903	100	1,305,226	101	1,324,093	103	1,321,759	102	1,350,611	105

（注）1．本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものである。
2．指数は、平成21年度を100としたものである。
3．平成23年3月の東日本大震災により、一時的に閉鎖した調査事務所に送付されるべき事案は、本部において臨時の処理を行った。その際、福島調査事務所のコードを暫定的に使用したことから、閉鎖した調査事務所の受付件数（23年3月および4月分の一部）を福島調査事務所の件数として計上している。
4．平成22年度から松江調査事務所の事案の一部を広島調査事務所へ、大津調査事務所の事案の一部を京都調査事務所へ移管している。
5．平成23年度から盛岡調査事務所の事案の一部を仙台調査事務所へ、鳥取調査事務所の事案の一部を広島調査事務所へ移管している。

第7表　自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費<平成25年度>

都道府県	総診療費		平均診療費		診療期間	診療実日数
	総診療費	件数		指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	9,675,484	43,975	220,022	93	64.1	17.9
青森	1,996,823	8,947	223,184	94	57.4	17.3
岩手	1,646,659	7,990	206,090	87	53.3	13.5
宮城	4,949,357	23,685	208,966	88	67.7	18.2
秋田	935,323	5,292	176,743	75	57.1	14.2
山形	1,920,867	9,589	200,320	85	63.0	17.3
福島	3,404,862	19,257	176,812	75	52.9	15.2
茨城	8,278,633	36,195	228,723	96	74.9	20.8
栃木	5,275,414	24,491	215,402	91	70.0	19.7
群馬	6,624,689	28,196	234,951	99	74.4	24.6
埼玉	14,051,468	62,133	226,151	95	69.6	18.5
千葉	14,268,584	55,545	256,883	108	74.8	21.4
東京	18,153,444	76,766	236,478	100	74.4	18.3
神奈川	15,751,274	60,851	258,850	109	79.3	20.4
新潟	3,790,822	18,435	205,632	87	60.1	15.4
富山	1,830,323	11,919	153,563	65	42.9	11.2
石川	2,011,698	12,160	165,436	70	44.4	12.2
福井	1,664,491	9,966	167,017	70	43.5	12.9
山梨	2,484,164	10,540	235,689	99	73.8	21.9
長野	3,272,123	18,514	176,738	75	58.3	13.8
岐阜	5,275,117	24,168	218,269	92	61.0	18.3
静岡	11,405,910	46,415	245,738	104	73.0	21.3
愛知	18,856,286	79,968	235,798	99	68.9	19.6
三重	5,369,532	21,110	254,360	107	72.9	22.3
滋賀	3,214,240	16,311	197,060	83	67.3	17.5
京都	6,137,591	25,228	243,285	103	77.3	19.9
大阪	19,514,576	75,248	259,337	109	80.0	20.5
兵庫	14,292,599	50,766	281,539	119	80.6	23.9
奈良	3,236,706	13,586	238,238	101	76.7	19.3
和歌山	3,110,838	11,793	263,787	111	77.3	22.6
鳥取	1,044,074	5,247	198,985	84	53.6	14.6
島根	706,830	4,207	168,013	71	46.9	11.8
岡山	6,025,926	26,952	223,580	94	69.3	21.9
広島	7,066,421	28,741	245,866	104	65.2	21.1
山口	3,236,208	13,980	231,488	98	57.4	19.1
徳島	2,196,126	10,600	207,182	87	53.5	16.7
香川	3,697,964	15,461	239,180	101	66.4	23.1
愛媛	4,436,517	16,122	275,184	116	67.2	23.6
高知	1,662,125	5,782	287,465	121	60.3	17.9
福岡	17,722,897	65,384	271,059	114	66.0	24.8
佐賀	3,086,208	11,680	264,230	111	62.2	24.8
長崎	3,286,793	11,843	277,530	117	69.5	24.4
熊本	4,801,398	21,071	227,868	96	57.9	19.7
大分	2,639,649	11,052	238,839	101	57.6	19.2
宮崎	2,959,939	11,502	257,341	109	68.6	27.2
鹿児島	3,634,800	13,432	270,608	114	60.3	21.3
沖縄	2,004,244	10,150	197,462	83	57.2	12.7
合計	282,612,558	1,192,265	237,038	100	68.9	20.0

（注）1．本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
2．本表は、1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は1件としている。例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となる。
3．診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計している。
4．指数は、全国計を100としたものである。

第8表　自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）<平成25年度>

傷害度 / 受傷部位	1 軽 度	2 中等度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合　計
	個	個	個	個	個	個	個	個
頭 顔 部	158,778	23,477	11,175	2,425	6,339	19	17,479	219,692
	(72.3)	(10.7)	(5.1)	(1.1)	(2.9)	(0.0)	(8.0)	(100.0)
頚　　部	819,811	0	3,503	0	2,511	68	7,438	833,331
	(98.4)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.9)	(100.0)
腰 背 部	453,281	9,851	0	2,064	0	0	7,657	472,853
	(95.9)	(2.1)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(1.6)	(100.0)
胸　　部	119,798	5,709	5,972	1,760	491	7	2,844	136,581
	(87.7)	(4.2)	(4.4)	(1.3)	(0.4)	(0.0)	(2.1)	(100.0)
腹　　部	33,808	10,097	106	2,096	0	2	9,933	56,042
	(60.3)	(18.0)	(0.2)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(17.7)	(100.0)
上　　肢	247,445	133,877	4,974	186	0	0	14,154	400,636
	(61.8)	(33.4)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.5)	(100.0)
下　　肢	236,541	83,152	5,651	774	0	0	5,663	331,781
	(71.3)	(25.1)	(1.7)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(1.7)	(100.0)
全　　身	22,243	0	72	0	0	38	18,222	40,575
	(54.8)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(44.9)	(100.0)
そ の 他	0	0	0	0	0	0	31,210	31,210
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)
合　　計	2,091,705	266,163	31,453	9,305	9,341	134	114,600	2,522,701
	(82.9)	(10.6)	(1.2)	(0.4)	(0.4)	(0.0)	(4.5)	(100.0)

（注）1．本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
2．本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険（共済）へ請求を行った場合は2件となる。
3．個数は、1人の被害者で2つの傷病名があるときは2個となる。
4．傷病名が未記入の事案は除外した。
5．受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいう。
6．傷害度の「その他」とは無傷、不明をいう。
7．（　）内は各受傷部位における傷害度別の構成比（%）を示す。

第9表　自賠責保険（共済）事故類型別受傷部位別件数・構成比（傷害）〈平成25年度〉

事故類型 / 受傷部位	人対車両	車両相互							車両単独	その他	合計
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接触	追突	その他	計			
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
頭顔部	45,941	3,674	7,632	32,279	3,256	43,347	11,678	101,866	5,948	39	153,794
	(3.8)	(0.3)	(0.6)	(2.6)	(0.3)	(3.6)	(1.0)	(8.3)	(0.5)	(0.0)	(12.6)
頚部	24,435	9,787	20,298	91,428	18,749	364,365	56,210	560,837	6,864	115	592,251
	(2.0)	(0.8)	(1.7)	(7.5)	(1.5)	(29.9)	(4.6)	(46.0)	(0.6)	(0.0)	(48.5)
腰背部	20,548	1,281	3,459	11,945	2,659	23,602	7,033	49,979	1,665	16	72,208
	(1.7)	(0.1)	(0.3)	(1.0)	(0.2)	(1.9)	(0.6)	(4.1)	(0.1)	(0.0)	(5.9)
胸部	10,030	2,630	3,856	14,217	949	4,893	4,443	30,988	2,078	12	43,108
	(0.8)	(0.2)	(0.3)	(1.2)	(0.1)	(0.4)	(0.4)	(2.5)	(0.2)	(0.0)	(3.5)
腹部	5,892	504	995	2,812	322	1,370	1,246	7,249	429	2	13,572
	(0.5)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(1.1)
上肢	57,443	3,751	13,101	34,647	7,560	48,421	22,628	130,108	3,678	34	191,263
	(4.7)	(0.3)	(1.1)	(2.8)	(0.6)	(4.0)	(1.9)	(10.7)	(0.3)	(0.0)	(15.7)
下肢	61,815	2,655	8,772	19,027	3,661	12,520	11,818	58,453	2,482	21	122,771
	(5.1)	(0.2)	(0.7)	(1.6)	(0.3)	(1.0)	(1.0)	(4.8)	(0.2)	(0.0)	(10.1)
全身	1,786	276	603	2,908	574	4,427	1,631	10,419	333	2	12,540
	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0.4)	(0.1)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(1.0)
その他	2,753	377	902	3,462	783	8,225	1,836	15,585	529	20	18,887
	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(0.3)	(0.1)	(0.7)	(0.2)	(1.3)	(0.0)	(0.0)	(1.5)
合計	230,643	24,935	59,618	212,725	38,513	511,170	118,523	965,484	24,006	261	1,220,394
	(18.9)	(2.0)	(4.9)	(17.4)	(3.2)	(41.9)	(9.7)	(79.1)	(2.0)	(0.0)	(100.0)

（注）1．本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
2．本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険（共済）へ請求を行った場合は2件となる。
3．受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいう。
4．（　）内は構成比（%）を示す。

第10表　自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈平成25年度〉

傷害度 / 診療期間ﾗﾝｸ	1 軽 度	2 中等度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合　計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	418,591	38,611	4,754	1,319	1,316	37	21,326	485,954
	(46.1)	(18.1)	(18.8)	(16.5)	(15.0)	(28.9)	(81.1)	(40.8)
31～60日	122,319	26,755	3,489	1,092	1,170	11	1,448	156,284
	(13.5)	(12.5)	(13.8)	(13.6)	(13.4)	(8.6)	(5.5)	(13.1)
61～90日	88,779	26,701	2,904	959	985	17	803	121,148
	(9.8)	(12.5)	(11.5)	(12.0)	(11.3)	(13.3)	(3.1)	(10.2)
91～120日	83,853	31,148	2,594	883	970	10	615	120,073
	(9.2)	(14.6)	(10.3)	(11.0)	(11.1)	(7.8)	(2.3)	(10.1)
121～150日	56,865	24,145	1,938	660	735	7	364	84,714
	(6.3)	(11.3)	(7.7)	(8.2)	(8.4)	(5.5)	(1.4)	(7.1)
151～180日	44,302	19,560	1,747	606	656	11	331	67,213
	(4.9)	(9.2)	(6.9)	(7.6)	(7.5)	(8.6)	(1.3)	(5.6)
181～360日	85,647	41,112	5,824	1,844	2,250	26	923	137,626
	(9.4)	(19.3)	(23.0)	(23.0)	(25.7)	(20.3)	(3.5)	(11.6)
361日以上	7,849	5,378	2,019	651	670	9	479	17,055
	(0.9)	(2.5)	(8.0)	(8.1)	(7.7)	(7.0)	(1.8)	(1.4)
計	908,205	213,410	25,269	8,014	8,752	128	26,289	1,190,067
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
不　明	15,211	7,547	1,120	388	485	6	5,570	30,327
合　計	923,416	220,957	26,389	8,402	9,237	134	31,859	1,220,394

（注）1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
2. 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険（共済）へ請求を行った場合は2件となる。
3. （　）内は診療期間別の構成比（%）を示す。

第11表　自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復施術費<平成25年度>

都道府県	総施術費		平均施術費		施術期間	施術実日数
	総施術費	件数		指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	2,645,726	8,562	309,008	99	103.3	51.5
青森	221,501	916	241,813	78	85.5	42.6
岩手	175,035	750	233,380	75	93.9	39.0
宮城	1,797,004	5,492	327,204	105	117.1	53.9
秋田	168,363	592	284,397	91	107.6	49.6
山形	360,196	1,233	292,130	94	112.4	52.1
福島	983,115	3,692	266,282	86	95.0	45.8
茨城	2,911,249	8,719	333,897	107	119.3	59.4
栃木	2,021,299	5,917	341,609	110	114.1	58.5
群馬	2,124,293	6,923	306,846	99	111.0	56.6
埼玉	5,558,589	16,464	337,621	109	112.9	58.4
千葉	4,286,854	12,941	331,261	106	115.9	58.6
東京	6,597,335	19,131	344,850	111	114.4	57.6
神奈川	3,794,942	11,862	319,924	103	115.2	55.1
新潟	533,686	1,962	272,011	87	105.1	43.6
富山	776,942	2,745	283,039	91	90.6	49.0
石川	510,377	2,071	246,440	79	87.4	42.2
福井	308,977	1,199	257,695	83	93.5	42.2
山梨	796,798	2,267	351,477	113	122.5	60.2
長野	976,905	3,793	257,555	83	102.6	49.0
岐阜	1,308,488	4,456	293,646	94	104.4	49.3
静岡	2,767,931	9,142	302,771	97	107.1	53.3
愛知	3,873,947	13,490	287,172	92	108.0	49.7
三重	590,363	2,050	287,982	93	106.9	45.0
滋賀	802,217	2,740	292,780	94	111.3	46.1
京都	1,855,162	5,815	319,030	103	115.2	54.2
大阪	5,488,027	16,767	327,311	105	109.2	54.3
兵庫	2,575,239	8,676	296,823	95	109.8	49.3
奈良	690,839	2,414	286,180	92	111.9	48.3
和歌山	776,840	2,541	305,722	98	113.7	53.1
鳥取	62,997	257	245,126	79	94.9	42.3
島根	39,712	183	217,003	70	93.7	40.0
岡山	872,358	3,678	237,183	76	98.4	41.7
広島	935,048	3,476	269,001	86	99.8	45.9
山口	388,761	1,415	274,743	88	96.5	45.8
徳島	633,626	2,328	272,176	87	97.2	44.9
香川	632,250	2,357	268,244	86	104.4	48.1
愛媛	283,789	1,188	238,879	77	95.4	39.9
高知	136,459	556	245,430	79	89.2	44.0
福岡	5,796,407	16,772	345,600	111	104.2	56.2
佐賀	602,021	2,007	299,960	96	94.1	49.1
長崎	556,600	1,991	279,558	90	101.9	47.6
熊本	811,709	2,891	280,771	90	92.7	43.0
大分	495,451	1,726	287,052	92	97.1	47.3
宮崎	412,857	1,510	273,415	88	99.7	48.1
鹿児島	402,019	1,495	268,909	86	93.4	46.2
沖縄	381,386	1,338	285,042	92	107.8	44.5
合計	71,723,016	230,496	311,168	100	108.4	52.9

（注）1．本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
2．本表は、1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は1件としている。例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となる。
3．施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計している。
4．指数は、全国計を100としたものである。

Ⅱ．政府保障事業

第12表　政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈平成25年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	27	4	31	滋賀	12	2	14
青森	4	2	6	京都	63	18	81
岩手	1	0	1	大阪	165	47	212
宮城	11	2	13	兵庫	134	27	161
秋田	0	1	1	奈良	10	6	16
山形	0	3	3	和歌山	18	6	24
福島	2	2	4	鳥取	2	1	3
茨城	14	16	30	島根	1	0	1
栃木	10	9	19	岡山	15	5	20
群馬	12	4	16	広島	29	4	33
埼玉	116	10	126	山口	2	1	3
千葉	60	15	75	徳島	0	0	0
東京	104	26	130	香川	6	5	11
神奈川	157	20	177	愛媛	11	5	16
新潟	3	2	5	高知	2	2	4
富山	1	0	1	福岡	103	16	119
石川	3	0	3	佐賀	0	1	1
福井	1	0	1	長崎	1	2	3
山梨	12	0	12	熊本	12	9	21
長野	10	2	12	大分	2	1	3
岐阜	4	2	6	宮崎	7	2	9
静岡	19	10	29	鹿児島	2	6	8
愛知	64	19	83	沖縄	10	2	12
三重	8	3	11	合計	1,250	320	1,570

（注）本表は当機構の各自賠責損害調査事務所において受付けた政府保障事業損害調査事案を都道府県別に集計したものである。

Ⅲ. 任意自動車保険

第13表　任意自動車保険 収支の推移

年　　度	収　入　保　険　料	支　払　保　険　金
	百万円	百万円
平成21	3,120,190	1,893,493
22	3,196,113	1,935,224
23	3,385,195	1,942,206
24	3,261,875	1,935,900
25	3,358,237	1,831,065

第14表　任意自動車保険 用途・車種別

	用途・車種		合計			
			契約		支払	
			台数	保険料	件数	保険金
			台	千円	件	千円
1	自家用乗用車	普通	13,324,837	1,021,440,081	1,634,041	524,684,758
2		小型	16,041,345	936,460,921	1,820,230	497,249,034
3	営業用乗用車		198,472	22,232,276	35,232	14,670,306
4	軽四輪自動車	乗用車	14,353,142	665,732,258	1,457,903	384,711,571
5		貨物車	4,744,297	170,312,935	324,978	93,260,831
6	自家用貨物車	普通	1,035,439	80,637,911	109,980	45,471,186
7		小型	2,469,981	142,474,263	281,100	87,530,788
8	営業用貨物車	普通	825,780	112,200,575	106,817	69,340,973
9		小型	57,308	3,829,236	5,443	2,244,483
10	バス	自家用	87,549	4,224,189	9,686	2,685,375
11		営業用	109,559	10,570,104	16,957	7,563,791
12	二輪車		1,482,133	35,815,102	51,844	18,100,992
13	原動機付自転車		1,086,934	14,248,614	45,913	10,434,977
14	ダンプカー		430,376	36,958,679	37,343	19,505,810
15	特種用途自動車		281,998	13,014,734	20,068	6,914,173
16	工作車		523,607	17,505,421	22,571	10,911,168
17	計		57,052,757	3,287,657,299	5,980,106	1,795,280,216
18	レンタカー		792,862	38,013,677	65,216	19,965,437
19	合計		57,845,619	3,325,670,976	6,045,322	1,815,245,653
20	運転者賠償		25,101	464,076	794	300,244
21	販売用・修理工場等受託車		0	22,224,815	53,638	10,207,500
22	その他		3,514,306	9,877,411	18,071	5,311,168
23	総合計		61,385,026	3,358,237,278	6,117,825	1,831,064,565

（注）1. 契約台数は、新契約の台数である。
2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
3. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。
4. 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載した。

統計表〈平成25年度〉　その１

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
13,307,592	107,952	82,848,656	13,297,730	547,292	152,218,876	1
16,023,107	143,256	105,590,637	16,007,877	730,492	188,335,093	2
181,847	11,643	9,394,676	193,824	19,114	4,289,307	3
14,342,032	115,510	75,121,027	14,328,389	601,927	154,377,003	4
4,741,017	34,474	27,014,501	4,714,682	171,394	44,398,904	5
1,033,739	8,632	10,213,931	1,028,729	67,382	23,062,121	6
2,468,278	27,113	23,567,488	2,460,392	124,621	36,728,827	7
797,100	13,942	22,450,375	797,081	75,347	35,375,168	8
55,632	815	867,624	56,104	3,228	1,027,859	9
87,365	510	529,326	86,642	3,283	780,567	10
109,524	2,770	2,775,292	108,855	7,432	2,003,675	11
1,475,042	8,140	7,515,603	1,471,016	20,323	4,364,879	12
1,082,991	6,863	4,164,003	1,073,975	23,107	3,237,561	13
428,777	3,852	4,708,022	426,094	25,236	10,905,336	14
280,344	1,438	1,441,647	279,235	10,158	2,973,670	15
511,058	1,096	2,833,152	486,291	18,473	6,238,976	16
56,925,445	488,006	381,035,960	56,816,916	2,448,809	670,317,822	17
790,764	6,693	4,946,917	789,861	37,085	9,928,964	18
57,716,209	494,699	385,982,877	57,606,777	2,485,894	680,246,786	19
24,932	150	121,082	24,147	531	153,050	20
0	1,263	1,125,642	0	6,270	1,783,335	21
3,499,226	1,343	1,416,917	3,451,804	6,614	1,761,616	22
61,240,367	497,455	388,646,518	61,082,728	2,499,309	683,944,787	23

5.　「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指す。

第14表　任意自動車保険 用途・車種別

	用途・車種		搭乗者傷害		
			契約台数	支払	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	8,068,047	93,073	13,010,008
2		小型	9,462,829	128,284	17,640,332
3	営業用乗用車		40,450	1,575	341,074
4	軽四輪自動車	乗用車	8,265,387	135,542	18,593,326
5		貨物車	2,588,250	22,300	4,916,089
6	自家用貨物車	普通	552,358	2,645	680,417
7		小型	1,325,068	11,789	2,239,318
8	営業用貨物車	普通	182,541	914	340,103
9		小型	18,043	116	43,147
10	バス	自家用	60,077	837	116,841
11		営業用	36,926	812	131,101
12	二輪車		1,070,815	22,269	5,589,524
13	原動機付自転車		639,285	14,474	2,895,391
14	ダンプカー		243,196	1,131	312,202
15	特種用途自動車		135,200	691	157,845
16	工作車		223,322	117	49,806
17	計		32,911,794	436,569	67,056,524
18	レンタカー		269,566	929	299,512
19	合計		33,181,360	437,498	67,356,036
20	運転者賠償		19,115	113	26,112
21	販売用・修理工場等受託車		0	205	40,652
22	その他		193,980	385	86,089
23	総合計		33,394,455	438,201	67,508,889

（注）1. 契約台数は、新契約の台数である。
2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
3. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。
4. 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載した。

統計表〈平成25年度〉　その２

車両			
契約台数	支払		
	件数	保険金	
台	件	千円	
9,466,548	885,724	276,607,218	1
9,957,240	818,198	185,682,972	2
18,834	2,900	645,249	3
8,345,742	604,924	136,620,215	4
1,464,886	96,810	16,931,337	5
412,473	31,321	11,514,717	6
1,137,323	117,577	24,995,155	7
202,433	16,614	11,175,327	8
13,551	1,284	305,853	9
53,078	5,056	1,258,641	10
44,914	5,943	2,653,723	11
30,027	1,112	630,986	12
28,756	1,469	138,022	13
115,115	7,124	3,580,250	14
115,882	7,781	2,341,011	15
80,133	2,885	1,789,234	16
31,486,935	2,606,722	676,869,910	17
341,172	20,509	4,790,044	18
31,828,107	2,627,231	681,659,954	19
0	0	0	20
0	45,900	7,257,871	21
2,923,358	9,729	2,046,546	22
34,751,465	2,682,860	690,964,371	23

5.　「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その1（注）5.参照）を指す。

第15表　任意自動車保険 対人賠償責任保険

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	13,307,592	553	7,743,664
2		小型	16,023,107	773	8,112,457
3	営業用乗用車		181,847	36	333,298
4	軽四輪自動車	乗用車	14,342,032	569	5,720,147
5		貨物車	4,741,017	253	2,747,340
6	自家用貨物車	普通	1,033,739	136	1,727,257
7		小型	2,468,278	190	2,154,819
8	営業用貨物車	普通	797,100	286	4,012,183
9		小型	55,632	10	85,970
10	バス	自家用	87,365	11	58,403
11		営業用	109,524	14	134,708
12	二輪車		1,475,042	115	1,484,534
13	原動機付自転車		1,082,991	33	362,023
14	ダンプカー		428,777	61	706,343
15	特種用途自動車		280,344	16	126,961
16	工作車		511,058	35	574,559
17	計		56,925,445	3,091	36,084,666
18	レンタカー		790,764	17	306,612
19	合計		57,716,209	3,108	36,391,278

（注）1. 契約台数は、新契約の台数である。
2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。
3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その１（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。
4. 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれている。

保険金種類別統計表〈平成25年度〉

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
107,399	75,104,990	107,952	82,848,654	1
142,484	97,478,637	143,256	105,590,634	2
11,607	9,061,377	11,643	9,394,675	3
114,941	69,400,878	115,510	75,121,025	4
34,221	24,267,160	34,474	27,014,500	5
8,496	8,486,673	8,632	10,213,930	6
26,923	21,412,666	27,113	23,567,485	7
13,656	18,438,194	13,942	22,450,377	8
805	781,654	815	867,624	9
499	470,924	510	529,327	10
2,756	2,640,582	2,770	2,775,290	11
8,025	6,031,069	8,140	7,515,603	12
6,830	3,801,980	6,863	4,164,003	13
3,791	4,001,676	3,852	4,708,019	14
1,422	1,314,688	1,438	1,441,649	15
1,061	2,258,594	1,096	2,833,153	16
484,916	344,951,742	488,006	381,035,948	17
6,676	4,640,306	6,693	4,946,918	18
491,592	349,592,048	494,699	385,982,866	19

第16表　任意自動車保険 搭乗者傷害保険

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	8,068,047	75	732,622
2		小型	9,462,829	127	1,103,191
3	営業用乗用車		40,450	2	20,020
4	軽四輪自動車	乗用車	8,265,387	158	1,268,098
5		貨物車	2,588,250	81	651,767
6	自家用貨物車	普通	552,358	11	126,085
7		小型	1,325,068	20	173,742
8	営業用貨物車	普通	182,541	8	75,035
9		小型	18,043	1	5,000
10	バス	自家用	60,077	1	10,010
11		営業用	36,926	0	110
12	二輪車		1,070,815	166	746,779
13	原動機付自転車		639,285	58	198,558
14	ダンプカー		243,196	3	8,008
15	特種用途自動車		135,200	2	10,017
16	工作車		223,322	3	20,108
17	計		32,911,794	716	5,149,150
18	レンタカー		269,566	4	33,030
19	合計		33,181,360	720	5,182,180

（注）1. 契約台数は、新契約の台数である。
2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。
3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その１（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。
4. 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれている。

保険金種類別統計表〈平成25年度〉

支払				
傷害（後遺障害を含む）		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
92,998	12,277,386	93,073	13,010,008	1
128,156	16,526,141	128,284	17,640,332	2
1,573	321,054	1,575	341,074	3
135,384	17,325,228	135,542	18,593,326	4
22,219	4,264,325	22,300	4,916,092	5
2,634	554,332	2,645	680,417	6
11,769	2,065,576	11,789	2,239,318	7
906	265,068	914	340,103	8
115	38,147	116	43,147	9
836	106,831	837	116,841	10
812	130,991	812	131,101	11
22,103	4,842,745	22,269	5,589,524	12
14,416	2,696,832	14,474	2,895,390	13
1,128	304,194	1,131	312,202	14
689	147,828	691	157,845	15
114	29,698	117	49,806	16
435,852	61,896,376	436,569	67,056,526	17
925	266,482	929	299,512	18
436,777	62,162,858	437,498	67,356,038	19

第17表　任意自動車保険 都道

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
北海道	2,511,249	160,223,267	300,628	86,723,931
青森	680,560	37,877,871	63,674	16,932,689
岩手	612,083	32,635,170	53,197	13,790,070
宮城	1,202,254	70,454,555	126,893	35,137,077
秋田	487,358	26,312,467	45,129	11,226,947
山形	571,228	31,928,854	60,793	14,039,504
福島	1,045,883	60,122,502	108,762	28,248,997
茨城	1,837,445	102,215,601	181,152	56,566,157
栃木	1,192,507	65,044,076	113,654	33,633,055
群馬	1,228,567	68,404,866	128,234	37,513,327
埼玉	3,027,450	175,961,133	301,648	99,751,114
千葉	2,753,791	163,187,083	292,018	98,083,991
東京	3,507,624	223,084,124	360,899	124,544,373
神奈川	3,100,200	185,173,963	317,280	103,483,373
新潟	1,277,768	63,497,317	116,026	27,571,313
富山	634,806	34,211,611	66,586	16,907,176
石川	626,560	33,067,077	62,064	15,713,164
福井	470,684	25,523,472	50,223	13,331,953
山梨	450,614	23,021,724	43,710	12,779,842
長野	1,174,857	60,174,607	107,057	26,736,325
岐阜	1,229,929	76,151,068	153,621	44,770,603
静岡	2,078,412	115,672,135	213,322	61,502,996
愛知	3,958,302	256,953,188	476,803	145,780,026
三重	1,108,304	63,242,062	119,424	38,132,924

（注）1. 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。
2. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その１（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。
3. 契約台数は、新契約の台数である。

府県別統計表 <平成25年度>

都道府県	契約		支払	
	台数	保険料	件数	保険金
	台	千円	件	千円
滋賀	735,428	40,143,546	73,694	22,913,263
京都	1,042,380	59,860,357	113,148	37,356,893
大阪	3,041,687	195,544,144	344,269	120,152,407
兵庫	2,304,831	133,412,062	240,008	79,434,042
奈良	642,661	35,948,838	69,468	22,256,360
和歌山	555,565	27,627,765	50,847	16,025,767
鳥取	286,566	16,365,485	30,590	7,608,269
島根	297,573	15,738,738	27,919	6,474,691
岡山	1,050,809	57,451,346	114,562	33,471,407
広島	1,334,048	73,956,758	142,691	42,302,616
山口	729,275	41,204,552	75,877	20,435,428
徳島	431,528	21,518,403	42,972	12,081,176
香川	558,299	29,499,340	58,194	16,873,510
愛媛	705,760	34,840,492	66,819	18,192,493
高知	318,310	15,677,289	26,668	7,137,143
福岡	2,432,086	144,957,194	280,043	80,366,858
佐賀	426,118	22,541,158	43,651	12,773,823
長崎	601,011	30,720,117	53,749	14,081,532
熊本	856,930	47,381,850	90,235	23,848,242
大分	579,397	30,834,242	54,315	13,750,298
宮崎	528,666	28,131,915	48,155	12,133,450
鹿児島	758,977	38,682,696	60,887	15,677,664
沖縄	564,936	20,921,706	56,085	11,773,947
合計	57,845,619	3,325,671,007	6,045,322	1,815,245,637

4. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
5. 合計には、都道府県不明分が含まれている。

第18表　任意自動車保険 用途

	用　途・車　種	26年3月末 保有車両数	対人賠償 付保台数	対人賠償 普及率	対物賠 付保台数
		台	台	%	台
1	自家用普通乗用車	17,533,167 (17,246,034)	14,309,964 (14,075,449)	81.6 (81.6)	14,301,719 (14,066,514)
2	自家用小型乗用車	22,048,985 (22,521,885)	17,334,406 (17,707,178)	78.6 (78.6)	17,322,856 (17,693,848)
3	軽四輪乗用車	20,230,295 (19,347,873)	15,235,721 (14,508,425)	75.3 (75.0)	15,225,272 (14,497,445)
4	軽四輪貨物車 (軽三輪車を含む)	8,864,275 (8,936,914)	4,738,174 (4,761,228)	53.5 (53.3)	4,719,630 (4,739,151)
5	自家用小型貨物車 (自家用三輪車を含む)	3,531,802 (3,575,280)	2,766,113 (2,807,626)	78.3 (78.5)	2,760,095 (2,799,323)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,428,841 (1,419,668)	1,257,321 (1,254,941)	88.0 (88.4)	1,254,374 (1,251,678)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,007,066 (998,809)	696,973 (697,143)	69.2 (69.8)	695,924 (693,772)
8	営業用小型貨物車 (営業用三輪車を含む)	73,376 (74,381)	48,499 (50,193)	66.1 (67.5)	48,952 (50,602)
9	営業用乗用車	238,891 (241,431)	173,301 (176,086)	72.5 (72.9)	185,773 (187,411)
10	営業用バス	110,208 (109,036)	99,914 (101,333)	90.7 (92.9)	99,348 (100,736)
11	自家用バス	116,334 (117,011)	88,097 (89,222)	75.7 (76.3)	87,637 (88,710)
12	二輪車	3,575,746 (3,535,528)	1,466,586 (1,437,524)	41.0 (40.7)	1,480,194 (1,447,155)
13	特種・特殊車	1,513,585 (1,501,353)	712,127 (704,338)	47.0 (46.9)	755,945 (744,770)
14	合計	80,272,571 (79,625,203)	58,927,196 (58,370,686)	73.4 (73.3)	58,937,719 (58,361,115)

(注) 1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成26年3月末現在）」（(一財)自動車検査登録情報協会発行）による。
2. 付保台数は、平成26年3月末現在の有効契約台数である。
3. （　）内数値は、平成25年3月末の数値である。
4. 保有車両数、付保台数には、原動機付自転車及び小型特殊車が含まれていない。
5. 付保台数合計には、用途・車種不明分が含まれている。

・車種別普及率表 <平成26年3月末>

償	搭乗者傷害		車両		
普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
%	台	%	台	%	
81.6	8,434,402	48.1	10,418,708	59.4	1
(81.6)	(8,573,311)	(49.7)	(10,174,372)	(59.0)	
78.6	9,855,239	44.7	11,103,244	50.4	2
(78.6)	(10,429,601)	(46.3)	(11,323,532)	(50.3)	
75.3	8,616,704	42.6	9,187,400	45.4	3
(74.9)	(8,514,927)	(44.0)	(8,690,301)	(44.9)	
53.2	2,597,513	29.3	1,501,542	16.9	4
(53.0)	(2,715,862)	(30.4)	(1,495,729)	(16.7)	
78.1	1,500,967	42.5	1,237,176	35.0	5
(78.3)	(1,593,105)	(44.6)	(1,246,124)	(34.9)	
87.8	690,234	48.3	488,708	34.2	6
(88.2)	(720,740)	(50.8)	(484,730)	(34.1)	
69.1	171,563	17.0	185,512	18.4	7
(69.5)	(179,961)	(18.0)	(184,257)	(18.4)	
66.7	16,539	22.5	12,554	17.1	8
(68.0)	(17,859)	(24.0)	(12,769)	(17.2)	
77.8	39,545	16.6	19,937	8.3	9
(77.6)	(42,022)	(17.4)	(19,991)	(8.3)	
90.1	33,212	30.1	40,461	36.7	10
(92.4)	(34,152)	(31.3)	(39,992)	(36.7)	
75.3	59,439	51.1	54,140	46.5	11
(75.8)	(61,923)	(52.9)	(54,262)	(46.4)	
41.4	1,064,578	29.8	29,055	0.8	12
(40.9)	(1,079,799)	(30.5)	(27,288)	(0.8)	
49.9	370,550	24.5	203,697	13.5	13
(49.6)	(381,237)	(25.4)	(200,041)	(13.3)	
73.4	33,450,485	41.7	34,482,134	43.0	14
(73.3)	(34,344,499)	(43.1)	(33,953,388)	(42.6)	

第19表　任意自動車保険

都道府県	26年3月末 保有車両数	対人賠償 付保台数	対人賠償 普及率	対物賠償 付保台数
	台	台	%	台
北海道	3,704,606	2,603,553	70.3	2,609,935
青森	1,001,600	689,003	68.8	690,573
岩手	1,015,932	633,455	62.4	632,783
宮城	1,662,199	1,208,326	72.7	1,207,830
秋田	821,406	486,106	59.2	486,936
山形	931,299	598,956	64.3	599,321
福島	1,624,195	1,071,855	66.0	1,071,856
茨城	2,541,817	1,880,412	74.0	1,879,024
栃木	1,692,984	1,213,447	71.7	1,213,111
群馬	1,768,159	1,252,436	70.8	1,251,927
埼玉	4,011,347	3,112,886	77.6	3,110,899
千葉	3,553,695	2,790,129	78.5	2,788,500
東京	4,415,951	3,430,115	77.7	3,443,186
神奈川	3,984,710	3,159,960	79.3	3,164,423
新潟	1,837,804	1,262,660	68.7	1,264,340
富山	893,773	644,116	72.1	642,599
石川	890,292	642,975	72.2	641,082
福井	655,980	472,152	72.0	471,176
山梨	744,747	461,452	62.0	461,268
長野	1,882,026	1,207,843	64.2	1,209,038
岐阜	1,670,573	1,286,464	77.0	1,284,994
静岡	2,851,110	2,142,273	75.1	2,141,515
愛知	5,096,460	4,122,323	80.9	4,124,039
三重	1,495,593	1,136,579	76.0	1,136,052
滋賀	1,007,836	744,365	73.9	743,599
京都	1,335,037	1,053,295	78.9	1,053,721
大阪	3,721,340	3,048,916	81.9	3,053,900
兵庫	2,994,732	2,331,978	77.9	2,332,610
奈良	829,134	657,753	79.3	657,045
和歌山	749,320	554,990	74.1	553,862
鳥取	461,268	301,588	65.4	301,187
島根	549,612	309,504	56.3	309,250
岡山	1,511,986	1,108,954	73.3	1,107,611
広島	1,868,465	1,413,762	75.7	1,413,692
山口	1,067,889	762,860	71.4	762,731
徳島	616,866	442,802	71.8	442,146
香川	774,075	579,922	74.9	578,987
愛媛	1,008,568	708,464	70.2	706,783
高知	558,880	323,901	58.0	322,816
福岡	3,291,999	2,503,889	76.1	2,505,070
佐賀	665,441	436,403	65.6	435,817
長崎	937,222	619,964	66.1	618,804
熊本	1,348,838	883,286	65.5	882,816
大分	909,073	591,664	65.1	590,946
宮崎	931,822	541,739	58.1	540,971
鹿児島	1,336,197	794,612	59.5	791,901
沖縄	1,048,713	554,591	52.9	554,770
合計	80,272,571	58,927,196	73.4	58,937,719

（注）1．保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成26年3月末現在）」（(一財)自動車検査登録情報協会発行）による。
2．付保台数は、平成26年3月末の有効契約台数である。
3．保有車両数、付保台数には、原動機付自転車が含まれていない。
4．付保台数合計には、都道府県不明分及び用途・車種不明分が含まれていない。

都道府県別普及率表〈平成26年３月末〉

償	搭乗者傷害		車両	
普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率
%	台	%	台	%
70.5	1,519,570	41.0	1,714,834	46.3
68.9	398,370	39.8	394,350	39.4
62.3	304,717	30.0	349,578	34.4
72.7	726,230	43.7	679,963	40.9
59.3	258,065	31.4	290,161	35.3
64.4	301,819	32.4	374,596	40.2
66.0	596,234	36.7	609,659	37.5
73.9	1,196,650	47.1	980,318	38.6
71.7	716,244	42.3	623,751	36.8
70.8	749,773	42.4	695,158	39.3
77.6	1,706,053	42.5	1,692,317	42.2
78.5	1,649,342	46.4	1,664,828	46.8
78.0	1,940,706	43.9	1,949,203	44.1
79.4	1,846,431	46.3	1,798,413	45.1
68.8	711,609	38.7	656,201	35.7
71.9	366,449	41.0	391,297	43.8
72.0	368,904	41.4	345,341	38.8
71.8	282,851	43.1	274,086	41.8
61.9	278,550	37.4	207,867	27.9
64.2	636,821	33.8	661,641	35.2
76.9	672,094	40.2	930,283	55.7
75.1	1,262,875	44.3	1,249,691	43.8
80.9	2,154,345	42.3	2,905,647	57.0
76.0	588,347	39.3	708,530	47.4
73.8	383,719	38.1	433,998	43.1
78.9	582,197	43.6	601,580	45.1
82.1	1,751,207	47.1	1,848,789	49.7
77.9	1,368,429	45.7	1,341,979	44.8
79.2	375,143	45.2	374,587	45.2
73.9	316,550	42.2	259,708	34.7
65.3	162,022	35.1	205,213	44.5
56.3	148,857	27.1	185,483	33.7
73.3	626,584	41.4	632,967	41.9
75.7	730,415	39.1	778,401	41.7
71.4	430,650	40.3	484,517	45.4
71.7	233,203	37.8	241,269	39.1
74.8	325,827	42.1	316,880	40.9
70.1	380,188	37.7	371,252	36.8
57.8	182,589	32.7	160,973	28.8
76.1	1,501,430	45.6	1,550,162	47.1
65.5	266,051	40.0	244,877	36.8
66.0	337,985	36.1	342,165	36.5
65.5	505,490	37.5	550,464	40.8
65.0	334,688	36.8	336,635	37.0
58.1	335,912	36.0	317,044	34.0
59.3	474,987	35.5	420,515	31.5
52.9	411,790	39.3	270,963	25.8
73.4	33,450,485	41.7	34,482,134	43.0

第20表　任意自動車保険 対人賠償責任保険

地域・都道府県	平成22年度			平成23年度		
	付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
	台	台	%	台	台	%
北海道	2,057,421	2,679,193	76.8	2,058,933	2,699,032	76.3
東北	3,467,337	4,921,223	70.5	3,513,046	4,988,702	70.4
青森	508,206	691,423	73.5	513,012	701,031	73.2
岩手	454,526	687,429	66.1	460,483	696,842	66.1
秋田	364,327	574,242	63.4	367,289	579,375	63.4
宮城	886,262	1,169,365	75.8	906,056	1,194,312	75.9
山形	454,452	659,460	68.9	458,572	667,896	68.7
福島	799,564	1,139,304	70.2	807,634	1,149,246	70.3
関東・甲信越	15,413,712	19,193,635	80.3	15,437,404	19,348,793	79.8
東京	2,623,675	3,070,164	85.5	2,598,086	3,070,971	84.6
神奈川	2,536,010	2,987,355	84.9	2,527,401	2,998,527	84.3
埼玉	2,465,374	3,018,125	81.7	2,471,747	3,043,604	81.2
千葉	2,209,722	2,635,994	83.8	2,216,424	2,662,850	83.2
茨城	1,443,323	1,822,250	79.2	1,457,785	1,850,539	78.8
栃木	950,380	1,243,276	76.4	957,837	1,257,794	76.2
群馬	977,912	1,288,485	75.9	984,472	1,302,492	75.6
山梨	355,589	518,492	68.6	357,265	524,245	68.1
長野	899,508	1,294,536	69.5	907,023	1,308,133	69.3
新潟	952,219	1,314,958	72.4	959,364	1,329,638	72.2
北陸・東海	8,263,044	10,105,899	81.8	8,296,437	10,227,297	81.1
富山	505,650	670,524	75.4	509,356	678,581	75.1
石川	505,763	670,534	75.4	508,834	679,065	74.9
福井	363,649	479,339	75.9	367,100	485,480	75.6
静岡	1,688,259	2,088,469	80.8	1,687,464	2,113,415	79.8
愛知	3,308,130	3,875,617	85.4	3,323,437	3,923,641	84.7
岐阜	1,013,673	1,237,638	81.9	1,015,062	1,249,646	81.2
三重	877,920	1,083,778	81.0	885,184	1,097,469	80.7
近畿・中国	9,536,173	11,644,470	81.9	9,569,307	11,750,445	81.4
大阪	2,357,764	2,663,447	88.5	2,352,672	2,678,164	87.8
京都	818,959	967,062	84.7	818,525	973,212	84.1
滋賀	582,173	737,238	79.0	588,757	748,561	78.7
奈良	537,917	628,987	85.5	538,148	633,044	85.0
和歌山	412,233	510,461	80.8	414,833	515,090	80.5
兵庫	1,847,034	2,207,586	83.7	1,853,703	2,226,600	83.3
岡山	844,075	1,078,995	78.2	852,106	1,091,979	78.0
広島	1,091,079	1,363,717	80.0	1,097,541	1,379,371	79.6
鳥取	228,584	323,350	70.7	230,402	327,081	70.4
島根	226,932	382,557	59.3	229,338	387,681	59.2
山口	589,423	781,070	75.5	593,282	789,662	75.1
四国	1,531,563	2,046,826	74.8	1,545,746	2,069,736	74.7
香川	435,044	547,901	79.4	439,944	554,917	79.3
愛媛	525,613	696,738	75.4	529,621	704,536	75.2
徳島	333,463	429,802	77.6	336,638	434,424	77.5
高知	237,443	372,385	63.8	239,543	375,859	63.7
九州	5,191,860	7,298,291	71.1	5,245,531	7,400,695	70.9
福岡	1,928,572	2,381,861	81.0	1,946,007	2,412,790	80.7
長崎	465,525	648,741	71.8	469,759	656,712	71.5
佐賀	329,171	463,285	71.1	332,079	469,515	70.7
大分	442,098	647,140	68.3	448,015	653,281	68.6
熊本	667,477	945,458	70.6	675,394	959,274	70.4
宮崎	395,975	625,004	63.4	400,269	634,517	63.1
鹿児島	568,017	879,946	64.6	573,867	892,044	64.3
沖縄	395,025	706,856	55.9	400,141	722,562	55.4
合計	45,499,946	57,889,537	78.6	45,716,685	58,484,700	78.2

（注）1．付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数である。

都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

平成24年度			平成25年度		
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
台	台	%	台	台	%
2,079,551	2,719,561	76.5	2,102,197	2,746,754	76.5
3,594,341	5,069,178	70.9	3,664,600	5,141,669	71.3
520,730	709,073	73.4	527,521	716,123	73.7
472,028	709,059	66.6	483,072	720,485	67.0
371,974	583,965	63.7	377,741	588,903	64.1
936,372	1,221,802	76.6	959,107	1,245,313	77.0
466,587	674,923	69.1	474,120	681,728	69.5
826,650	1,170,356	70.6	843,039	1,189,117	70.9
15,586,008	19,519,880	79.8	15,745,969	19,722,443	79.8
2,604,531	3,074,308	84.7	2,612,634	3,088,457	84.6
2,539,197	3,009,661	84.4	2,553,800	3,029,998	84.3
2,499,132	3,074,729	81.3	2,531,537	3,112,249	81.3
2,239,089	2,690,464	83.2	2,262,916	2,720,677	83.2
1,478,867	1,878,667	78.7	1,498,484	1,903,457	78.7
971,816	1,273,780	76.3	986,014	1,291,019	76.4
997,342	1,319,087	75.6	1,010,949	1,336,789	75.6
361,243	531,341	68.0	364,038	538,819	67.6
921,702	1,323,603	69.6	937,739	1,340,317	70.0
973,089	1,344,240	72.4	987,858	1,360,661	72.6
8,387,541	10,333,681	81.2	8,471,427	10,456,677	81.0
515,953	686,040	75.2	522,278	693,819	75.3
515,521	686,796	75.1	522,887	695,427	75.2
372,299	491,032	75.8	377,538	496,127	76.1
1,696,017	2,132,570	79.5	1,696,862	2,155,298	78.7
3,364,880	3,966,345	84.8	3,407,417	4,018,436	84.8
1,025,534	1,260,144	81.4	1,035,519	1,272,297	81.4
897,337	1,110,754	80.8	908,926	1,125,273	80.8
9,665,731	11,856,591	81.5	9,768,177	11,980,759	81.5
2,367,321	2,694,139	87.9	2,383,008	2,716,486	87.7
823,038	977,616	84.2	829,638	985,254	84.2
598,325	759,017	78.8	608,606	771,110	78.9
540,678	636,975	84.9	544,734	643,067	84.7
420,008	521,133	80.6	424,787	527,522	80.5
1,873,775	2,245,479	83.4	1,891,755	2,265,818	83.5
864,603	1,106,433	78.1	878,257	1,119,990	78.4
1,110,138	1,394,670	79.6	1,124,569	1,412,299	79.6
233,982	331,204	70.6	237,766	335,926	70.8
233,617	392,110	59.6	238,400	397,659	60.0
600,246	797,815	75.2	606,657	805,628	75.3
1,569,732	2,095,418	74.9	1,594,050	2,122,152	75.1
447,647	562,714	79.6	454,860	570,854	79.7
536,834	712,078	75.4	545,218	720,471	75.7
341,496	440,075	77.6	346,500	445,276	77.8
243,755	380,551	64.1	247,472	385,551	64.2
5,343,992	7,521,483	71.0	5,447,563	7,641,993	71.3
1,977,415	2,447,917	80.8	2,011,942	2,485,426	80.9
476,920	666,602	71.5	485,186	675,362	71.8
337,637	477,139	70.8	344,214	484,688	71.0
456,797	662,237	69.0	465,335	671,077	69.3
688,772	975,105	70.6	701,424	989,808	70.9
407,953	643,593	63.4	416,156	652,827	63.7
583,859	905,025	64.5	594,593	917,280	64.8
414,639	743,865	55.7	428,713	765,525	56.0
46,291,052	59,115,792	78.3	46,880,091	59,812,447	78.4

2. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（(一財)自動車検査登録情報協会発行）による。
各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計である。

第21表　任意自動車保険 対人賠償責任保険

	保険金額 / 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普　通	10,921	0.1	4,254	0.0	8,511	0.1
2		小　型	14,559	0.1	7,293	0.0	16,849	0.1
3	営業用乗用車		166	0.1	198	0.1	33,817	18.6
4	軽四輪自動車	乗用車	6,848	0.0	7,417	0.1	10,351	0.1
5		貨物車	11,709	0.2	15,105	0.3	22,637	0.5
6	自家用貨物車	普　通	2,666	0.3	2,325	0.2	3,723	0.4
7		小　型	13,788	0.6	4,875	0.2	11,085	0.4
8	営業用貨物車	普　通	2,139	0.3	3,345	0.4	9,864	1.2
9		小　型	80	0.1	248	0.4	776	1.4
10	バス	自家用	1,013	1.2	206	0.2	351	0.4
11		営業用	3,766	3.4	543	0.5	10,654	9.7
12	二輪車		10,061	0.7	2,880	0.2	2,304	0.2
13	原動機付自転車		13,915	1.3	12,229	1.1	9,292	0.9
14	ダンプカー		847	0.2	1,437	0.3	2,171	0.5
15	特種用途自動車		22,467	8.0	2,782	1.0	2,202	0.8
16	工作車		5,207	1.0	8,857	1.7	11,664	2.3
17	計		120,152	0.2	73,994	0.1	156,251	0.3
18	レンタカー		902	0.1	421	0.1	3,876	0.5
19	合計		121,054	0.2	74,415	0.1	160,127	0.3

（注）1. 契約台数は、新契約の台数である。
2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車が、それぞれ含まれている。
3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その１（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。
4. 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれる。

保険金額別契約構成表〈平成25年度〉

1億円超 2億円まで		無　制　限		合　　計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
219	0.0	13,283,688	99.8	13,307,592	100.0	1
407	0.0	15,983,999	99.8	16,023,107	100.0	2
1,166	0.6	146,500	80.6	181,847	100.0	3
176	0.0	14,317,240	99.8	14,342,032	100.0	4
237	0.0	4,691,328	99.0	4,741,017	100.0	5
88	0.0	1,024,938	99.1	1,033,739	100.0	6
236	0.0	2,438,294	98.8	2,468,278	100.0	7
737	0.1	781,015	98.0	797,100	100.0	8
71	0.1	54,457	97.9	55,632	100.0	9
10	0.0	85,785	98.2	87,365	100.0	10
1	0.0	94,560	86.3	109,524	100.0	11
62	0.0	1,459,738	99.0	1,475,042	100.0	12
120	0.0	1,047,435	96.7	1,082,991	100.0	13
46	0.0	424,276	99.0	428,777	100.0	14
24	0.0	252,869	90.2	280,344	100.0	15
446	0.1	484,884	94.9	511,058	100.0	16
4,046	0.0	56,571,006	99.4	56,925,445	100.0	17
35	0.0	785,530	99.3	790,764	100.0	18
4,081	0.0	57,356,536	99.4	57,716,209	100.0	19

第22表　任意自動車保険 対物賠償責任保険

	保険金額 / 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普　通	110,171	0.8	314,758	2.4	123,353	0.9
2		小　型	212,370	1.3	498,722	3.1	159,721	1.0
3	営業用乗用車		95,626	49.3	17,994	9.3	2,206	1.1
4	軽四輪自動車	乗用車	189,509	1.3	436,809	3.0	110,464	0.8
5		貨物車	285,750	6.1	279,571	5.9	48,793	1.0
6	自家用貨物車	普　通	39,419	3.8	74,407	7.2	18,219	1.8
7		小　型	120,935	4.9	156,698	6.4	33,338	1.4
8	営業用貨物車	普　通	56,413	7.1	61,152	7.7	32,629	4.1
9		小　型	6,010	10.7	5,620	10.0	1,966	3.5
10	バス	自家用	3,542	4.1	4,173	4.8	822	0.9
11		営業用	34,072	31.3	9,845	9.0	1,488	1.4
12	二輪車		60,251	4.1	70,499	4.8	11,570	0.8
13	原動機付自転車		298,551	27.8	48,365	4.5	5,759	0.5
14	ダンプカー		13,995	3.3	25,513	6.0	7,083	1.7
15	特種用途自動車		41,941	15.0	17,940	6.4	3,457	1.2
16	工作車		73,768	15.2	66,614	13.7	17,003	3.5
17	計		1,642,323	2.9	2,088,680	3.7	577,871	1.0
18	レンタカー		68,086	8.6	115,974	14.7	38,170	4.8
19	合計		1,710,409	3.0	2,204,654	3.8	616,041	1.1

（注）1. 契約台数は、新契約の台数である。
2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車が、それぞれ含まれている。
3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その１（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。
4. 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれる。

保険金額別契約構成表〈平成25年度〉

2,000万円超		無　制　限		合　　計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
43,321	0.3	12,706,127	95.6	13,297,730	100.0	1
57,001	0.4	15,080,064	94.2	16,007,877	100.0	2
1,581	0.8	76,417	39.4	193,824	100.0	3
35,762	0.2	13,555,845	94.6	14,328,389	100.0	4
20,828	0.4	4,079,739	86.5	4,714,682	100.0	5
15,666	1.5	881,018	85.6	1,028,729	100.0	6
18,834	0.8	2,130,587	86.6	2,460,392	100.0	7
43,694	5.5	603,193	75.7	797,081	100.0	8
1,780	3.2	40,728	72.6	56,104	100.0	9
310	0.4	77,795	89.8	86,642	100.0	10
938	0.9	62,512	57.4	108,855	100.0	11
3,248	0.2	1,325,450	90.1	1,471,016	100.0	12
2,585	0.2	718,715	66.9	1,073,975	100.0	13
4,054	1.0	375,449	88.1	426,094	100.0	14
2,334	0.8	213,563	76.5	279,235	100.0	15
64,924	13.4	263,981	54.3	486,291	100.0	16
316,860	0.6	52,191,183	91.9	56,816,916	100.0	17
45,026	5.7	522,605	66.2	789,861	100.0	18
361,886	0.6	52,713,788	91.5	57,606,777	100.0	19

第23表　任意自動車保険 年齢条件別

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
		台	%	台	%
自家用乗用車	年齢を問わず補償	509,004	1.9	508,400	1.9
	21歳以上補償	1,814,370	6.7	1,813,658	6.7
	26歳以上補償	7,126,212	26.2	7,115,644	26.2
	30歳以上補償	2,721,939	10.0	2,720,395	10.0
	その他	15,023,933	55.2	15,021,806	55.3
	計	27,195,458	100.0	27,179,903	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	527,065	3.9	526,410	3.9
	21歳以上補償	1,351,707	10.0	1,351,034	10.0
	26歳以上補償	3,494,270	25.7	3,488,527	25.7
	30歳以上補償	1,051,445	7.7	1,050,645	7.7
	その他	7,151,605	52.7	7,150,486	52.7
	計	13,576,092	100.0	13,567,102	100.0
二輪自動車	年齢を問わず補償	75,515	5.2	75,579	5.2
	21歳以上補償	152,067	10.5	152,167	10.5
	26歳以上補償	1,031,591	71.4	1,031,166	71.4
	30歳以上補償	159,935	11.1	159,700	11.1
	その他	26,119	1.8	25,943	1.8
	計	1,445,227	100.0	1,444,555	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	61,582	9.5	61,445	9.5
	21歳以上補償	584,292	90.3	582,067	90.3
	その他	1,079	0.2	1,070	0.2
	計	646,953	100.0	644,582	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,173,166	2.7	1,171,834	2.7
	21歳以上補償	3,902,436	9.1	3,898,926	9.1
	26歳以上補償	11,652,073	27.2	11,635,337	27.2
	30歳以上補償	3,933,319	9.2	3,930,740	9.2
	その他	22,202,736	51.8	22,199,305	51.8
	計	42,863,730	100.0	42,836,142	100.0

（注）1. 契約台数は、新契約の台数である。
2. フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。フリート契約とは、契約の自動車の台数が10台以上の契約をいう。

契約構成表〈平成25年度〉

搭乗者傷害		車両		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%
294,567	1.8	285,374	1.6	509,672	1.9
1,041,287	6.3	1,145,970	6.3	1,816,389	6.7
4,388,775	26.5	4,697,653	25.9	7,156,863	26.3
2,250,081	13.6	1,620,660	8.9	2,722,019	10.0
8,608,336	51.9	10,410,412	57.3	15,024,258	55.2
16,583,046	100.0	18,160,069	100.0	27,229,201	100.0
294,813	3.7	284,087	3.6	527,519	3.9
758,237	9.5	810,852	10.1	1,352,894	10.0
2,120,056	26.6	1,983,419	24.8	3,502,732	25.8
833,356	10.5	525,408	6.6	1,051,487	7.7
3,954,994	49.7	4,389,348	54.9	7,151,712	52.6
7,961,456	100.0	7,993,114	100.0	13,586,344	100.0
44,153	4.2	526	1.9	75,711	5.2
100,264	9.5	1,529	5.6	152,626	10.5
751,369	71.0	23,535	86.4	1,037,804	71.5
146,772	13.9	910	3.3	160,078	11.0
16,043	1.5	731	2.7	26,165	1.8
1,058,601	100.0	27,231	100.0	1,452,384	100.0
43,256	8.6	1,878	33.1	61,844	9.5
460,932	91.3	3,801	66.9	587,478	90.3
640	0.1	3	0.1	1,080	0.2
504,828	100.0	5,682	100.0	650,402	100.0
676,789	2.6	571,865	2.2	1,174,746	2.7
2,360,720	9.0	1,962,152	7.5	3,909,387	9.1
7,260,200	27.8	6,704,607	25.6	11,697,399	27.3
3,230,209	12.4	2,146,978	8.2	3,933,584	9.2
12,580,013	48.2	14,800,494	56.5	22,203,215	51.7
26,107,931	100.0	26,186,096	100.0	42,918,331	100.0

第24表　任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈平成25年度〉

補償種目	事故類型	支払件数	構成比	支払保険金
		件	%	千円
対人賠償	「自動車」対「自動車」	392,722	79.4	236,117,775
	「自動車」対「人」	78,844	15.9	127,440,896
	「自動車」対「物」	9,242	1.9	9,915,940
	自動車単独	13,891	2.8	12,508,265
	合計	494,699	100.0	385,982,876
対物賠償	「自動車」対「自動車」	2,166,566	87.2	587,596,830
	「自動車」対「人」	55,488	2.2	3,530,906
	「自動車」対「物」	231,482	9.3	78,995,233
	自動車単独	32,358	1.3	10,123,825
	合計	2,485,894	100.0	680,246,794
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	375,192	85.8	52,695,303
	「自動車」対「人」	4,083	0.9	892,256
	「自動車」対「物」	30,294	6.9	6,729,567
	自動車単独	27,929	6.4	7,038,890
	合計	437,498	100.0	67,356,016
車両	「自動車」対「自動車」	1,128,532	43.0	284,463,884
	「自動車」対「人」	25,910	1.0	5,307,420
	「自動車」対「物」	704,076	26.8	212,448,149
	自動車単独	768,713	29.3	179,440,507
	合計	2,627,231	100.0	681,659,960

（注）1．自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第14表その1（注）5．参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

2．合計には、事故類型不明分が含まれている。

3．事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中が含まれている。

第25表　任意自動車保険 車両保険

事故形態 / 都道府県	他車・物・人との衝突、接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
	件	%	千円	件	%	千円
北海道	111,227	75.1	30,971,681	742	0.5	469,190
青森	23,750	80.2	5,822,652	85	0.3	47,159
岩手	18,675	72.7	4,380,619	178	0.7	98,171
宮城	42,100	76.7	10,777,456	215	0.4	126,871
秋田	17,280	78.7	4,021,392	142	0.6	90,924
山形	23,382	81.0	5,192,345	39	0.1	14,477
福島	36,330	73.6	9,059,955	281	0.6	183,139
茨城	54,379	75.8	15,421,482	1,090	1.5	568,534
栃木	34,095	75.1	9,450,728	332	0.7	146,943
群馬	39,304	74.5	10,645,191	286	0.5	138,023
埼玉	92,650	72.2	27,056,600	1,964	1.5	1,457,826
千葉	96,634	74.9	28,782,290	4,256	3.3	3,574,159
東京	121,105	73.5	38,629,146	740	0.4	574,238
神奈川	104,534	74.1	29,931,633	821	0.6	528,282
新潟	38,529	72.7	8,797,187	112	0.2	55,983
富山	23,702	78.1	5,803,234	22	0.1	8,485
石川	19,877	77.1	4,691,168	35	0.1	18,589
福井	17,577	81.3	4,337,038	110	0.5	64,281
山梨	12,557	77.5	3,317,205	47	0.3	13,349
長野	37,371	79.1	8,709,660	68	0.1	22,691
岐阜	57,806	77.0	16,580,095	229	0.3	151,312
静岡	69,468	80.7	17,640,006	698	0.8	236,354
愛知	178,554	76.8	51,032,826	2,854	1.2	2,211,321
三重	42,617	77.1	12,552,789	251	0.5	124,603
滋賀	24,306	77.1	6,873,605	373	1.2	292,213
京都	35,555	76.1	9,922,291	1,002	2.1	934,336
大阪	112,567	74.1	34,559,381	283	0.2	210,019
兵庫	78,563	76.6	23,976,739	262	0.3	214,958
奈良	22,654	78.7	6,599,697	48	0.2	22,756
和歌山	14,537	79.9	3,875,658	100	0.5	64,712
鳥取	11,380	77.0	2,598,522	36	0.2	13,673
島根	10,328	77.6	2,342,832	114	0.9	60,847
岡山	36,032	80.6	9,815,415	50	0.1	28,424
広島	46,590	79.0	12,294,439	65	0.1	34,304
山口	27,056	75.9	6,616,631	415	1.2	297,012
徳島	13,310	82.5	3,348,427	109	0.7	71,128
香川	17,791	86.0	4,676,585	21	0.1	8,203
愛媛	19,888	80.0	4,436,831	46	0.2	29,368
高知	8,600	85.2	1,843,107	27	0.3	7,905
福岡	89,871	79.7	21,722,329	257	0.2	133,742
佐賀	13,489	86.6	3,285,777	19	0.1	7,740
長崎	17,325	89.6	3,550,047	45	0.2	14,337
熊本	30,418	83.4	6,767,383	64	0.2	28,424
大分	17,951	82.1	3,991,066	22	0.1	7,091
宮崎	15,066	83.9	3,025,667	25	0.1	7,737
鹿児島	19,725	86.2	4,032,520	60	0.3	14,580
沖縄	17,991	83.7	3,069,293	1,413	6.6	404,525
合計	2,018,459	76.8	547,911,434	20,554	0.8	13,864,073

（注）1. 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。
2. 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等が含まれている。
3. 都道府県合計には、都道府県不明分が含まれている。

都道府県別・事故形態別支払統計表〈平成25年度〉

盗難			その他			合計		
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円
492	0.3	220,318	35,561	24.0	6,436,650	148,022	100.0	38,097,839
15	0.1	8,253	5,771	19.5	982,452	29,621	100.0	6,860,516
23	0.1	7,021	6,798	26.5	1,021,925	25,674	100.0	5,507,736
111	0.2	44,159	12,474	22.7	2,365,263	54,900	100.0	13,313,749
4	0.0	4,320	4,542	20.7	769,619	21,968	100.0	4,886,255
20	0.1	4,774	5,424	18.8	849,844	28,865	100.0	6,061,440
106	0.2	81,473	12,642	25.6	2,196,928	49,359	100.0	11,521,495
797	1.1	852,724	15,491	21.6	3,210,384	71,757	100.0	20,053,124
220	0.5	179,664	10,726	23.6	1,872,044	45,373	100.0	11,649,379
181	0.3	159,228	13,014	24.7	3,028,517	52,785	100.0	13,970,959
1,221	1.0	1,087,073	32,450	25.3	7,699,947	128,285	100.0	37,301,446
2,102	1.6	2,300,825	25,972	20.1	5,585,622	128,964	100.0	40,242,896
1,004	0.6	963,649	41,998	25.5	9,041,410	164,847	100.0	49,208,443
1,320	0.9	1,124,404	34,379	24.4	6,582,190	141,054	100.0	38,166,509
67	0.1	29,854	14,270	26.9	1,978,306	52,978	100.0	10,861,330
64	0.2	15,465	6,548	21.6	932,650	30,336	100.0	6,759,834
47	0.2	28,778	5,814	22.6	844,311	25,773	100.0	5,582,846
46	0.2	22,813	3,883	18.0	644,141	21,616	100.0	5,068,273
43	0.3	16,486	3,558	22.0	804,581	16,205	100.0	4,151,621
69	0.1	40,360	9,740	20.6	1,525,962	47,248	100.0	10,298,673
729	1.0	384,422	16,290	21.7	2,550,711	75,054	100.0	19,666,540
358	0.4	152,192	15,551	18.1	2,664,722	86,075	100.0	20,693,274
4,528	1.9	3,869,218	46,567	20.0	8,152,551	232,503	100.0	65,265,916
528	1.0	289,756	11,872	21.5	2,046,293	55,268	100.0	15,013,441
250	0.8	132,542	6,589	20.9	1,074,456	31,518	100.0	8,372,816
856	1.8	456,849	9,335	20.0	1,735,285	46,748	100.0	13,048,761
4,099	2.7	2,454,226	35,049	23.1	6,696,513	151,998	100.0	43,920,139
1,257	1.2	688,229	22,474	21.9	4,107,178	102,556	100.0	28,987,104
314	1.1	156,477	5,781	20.1	1,038,938	28,797	100.0	7,817,868
121	0.7	43,489	3,437	18.9	623,979	18,195	100.0	4,607,838
10	0.1	1,505	3,351	22.7	451,320	14,777	100.0	3,065,020
7	0.1	3,529	2,857	21.5	395,926	13,306	100.0	2,803,134
145	0.3	64,149	8,485	19.0	1,322,573	44,712	100.0	11,230,561
87	0.1	38,131	12,221	20.7	1,866,794	58,963	100.0	14,233,668
51	0.1	21,082	8,145	22.8	1,321,885	35,667	100.0	8,256,610
32	0.2	8,896	2,676	16.6	458,851	16,127	100.0	3,887,302
57	0.3	18,902	2,820	13.6	487,525	20,689	100.0	5,191,215
54	0.2	16,814	4,887	19.6	754,304	24,875	100.0	5,237,317
10	0.1	4,425	1,462	14.5	238,940	10,099	100.0	2,094,377
677	0.6	214,622	21,896	19.4	3,635,394	112,701	100.0	25,706,087
35	0.2	12,179	2,034	13.1	346,429	15,577	100.0	3,652,125
22	0.1	6,440	1,953	10.1	305,656	19,345	100.0	3,876,480
95	0.3	21,047	5,903	16.2	893,471	36,480	100.0	7,710,325
49	0.2	13,874	3,850	17.6	608,416	21,872	100.0	4,620,447
24	0.1	6,658	2,838	15.8	405,964	17,953	100.0	3,446,026
15	0.1	7,520	3,082	13.5	473,679	22,882	100.0	4,528,299
22	0.1	3,405	2,062	9.6	309,058	21,488	100.0	3,786,281
22,415	0.9	16,303,035	565,803	21.5	103,581,544	2,627,231	100.0	681,660,086

Ⅳ. 損害保険全般

第26表　損害保険種目別元受正味保険料の推移

種目＼年度	平成21	22	23	24	25
	億円	億円	億円	億円	億円
自動車	35,606	35,773	36,236	37,413	38,583
	(43.1)	(43.4)	(42.7)	(43.0)	(42.6)
自賠責	8,099	8,101	8,955	9,343	10,265
	(9.8)	(9.8)	(10.5)	(10.7)	(11.3)
計	43,705	43,874	45,192	46,756	48,847
	(52.9)	(53.3)	(53.2)	(53.7)	(53.9)
火災	14,643	13,868	14,537	14,925	15,348
	(17.7)	(16.8)	(17.1)	(17.1)	(16.9)
傷害	11,892	12,069	12,406	12,076	11,941
	(14.4)	(14.7)	(14.6)	(13.9)	(13.2)
海上・運送	2,568	2,657	2,653	2,700	2,904
	(3.1)	(3.2)	(3.1)	(3.1)	(3.2)
その他	9,849	9,895	10,098	10,624	11,516
	(11.9)	(12.0)	(11.9)	(12.2)	(12.7)
合計	82,657	82,364	84,887	87,081	90,556
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

（注）1. 元受正味保険料には、収入積立保険料を含む。
2. 「インシュアランス損害保険統計号」および「インシュアランス損保版」（(株)保険研究所発行）を用いて作成した。
なお、「自動車」には対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、搭乗者傷害保険および車両保険の他、人身傷害補償保険に係るデータ等を含んでいる。
3. （　）内は構成比（%）を示す。

第４部　自動車保険関連統計

Ⅰ．共済関係

Ⅱ．交通事故関係

Ⅲ．自動車保有登録関係

Ⅰ．共済関係

第27表　自賠責共済

年度	契約				支	
	件数		共済掛金		死亡	
					件数	共済金
	件	%	千円	%	件	千円
昭和45	2,923,354		19,255,593		496	2,105,422
50	2,732,993		31,792,707		658	6,360,930
55	2,759,764		45,980,728		624	8,935,923
60	3,138,386		75,182,861		615	9,920,758
61	3,225,300	(2.8)	83,883,351	(11.6)	630	10,211,859
62	3,241,266	(0.5)	82,938,910	(△ 1.1)	648	11,653,097
63	3,392,378	(4.7)	89,177,706	(7.5)	651	11,204,359
平成元	3,189,136	(△ 6.0)	85,634,404	(△ 4.0)	672	11,694,403
2	3,325,675	(4.3)	90,287,051	(5.4)	673	12,035,243
3	3,268,791	(△ 1.7)	80,536,948	(△10.8)	672	12,418,737
4	3,294,496	(0.8)	81,887,921	(1.7)	737	14,406,045
5	3,263,432	(△ 0.9)	70,517,578	(△13.9)	685	13,844,827
6	3,360,666	(3.0)	73,139,184	(3.7)	681	14,183,155
7	3,309,483	(△ 1.5)	73,916,381	(1.1)	664	13,641,336
8	3,360,019	(1.5)	75,702,484	(2.4)	635	12,652,475
9	3,357,421	(△ 0.1)	70,707,667	(△ 6.6)	627	12,596,200
10	3,369,297	(0.4)	72,201,803	(2.1)	625	13,069,091
11	3,472,701	(3.1)	73,822,215	(2.2)	561	12,692,039
12	3,567,223	(2.7)	75,241,838	(1.9)	506	12,286,500
13	3,575,456	(0.2)	76,321,869	(1.4)	482	11,029,849
14	3,573,753	(△ 0.0)	94,797,163	(24.2)	571	13,082,946
15	3,637,219	(1.8)	96,557,242	(1.9)	550	12,823,658
16	3,566,015	(△ 2.0)	95,050,314	(△ 1.6)	569	13,103,586
17	3,629,699	(1.8)	91,563,939	(△ 3.7)	537	12,606,434
18	3,616,425	(△ 0.4)	91,005,611	(△ 0.6)	487	11,616,129
19	3,610,799	(△ 0.2)	84,705,567	(△ 6.9)	445	10,127,141
20	3,951,279	(9.4)	73,456,873	(△13.3)	455	10,521,942
21	3,724,945	(△ 5.7)	69,438,082	(△ 5.5)	407	9,207,247
22	3,731,514	(0.2)	69,607,048	(0.2)	403	9,315,241
23	3,704,642	(△ 0.7)	77,930,334	(12.0)	349	8,277,082
24	3,805,988	(2.7)	80,465,865	(3.3)	316	7,495,028
25	3,647,079	(△ 4.2)	88,778,767	(10.3)	384	8,529,955

（注）1. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。
2. 昭和61年度以降の（　）内の数値は、対前年度増減率を示す。
3. 平成8年度以前はＪＡ共済より報告を受けた数値である。
4. 平成9年度は、ＪＡ共済および全労済より報告を受けた数値の合計である。

収支の推移

払						年度
傷害および後遺障害		合計				
件数	共済金	件数		共済金		
件	千円	件	%	千円	%	
20,301	4,389,105	20,797		6,494,527		昭和45
27,550	11,602,176	28,208		17,963,106		50
32,779	19,073,211	33,403		28,009,134		55
46,791	27,595,414	47,406		37,516,172		60
48,260	27,651,120	48,890	(3.1)	37,862,979	(0.9)	61
45,605	28,088,798	46,253	(△ 5.4)	39,741,895	(5.0)	62
44,452	27,119,122	45,103	(△ 2.5)	38,323,481	(△ 3.6)	63
44,486	26,313,634	45,158	(0.1)	38,008,037	(△ 0.8)	平成元
44,677	26,438,530	45,350	(0.4)	38,473,773	(1.2)	2
44,406	25,426,242	45,078	(△ 0.6)	37,844,979	(△ 1.6)	3
45,059	25,689,138	45,796	(1.6)	40,095,183	(5.9)	4
46,885	27,013,599	47,570	(3.9)	40,858,426	(1.9)	5
47,262	27,302,519	47,943	(0.8)	41,485,674	(1.5)	6
47,268	25,646,983	47,932	(△ 0.0)	39,288,319	(△ 5.3)	7
47,722	25,711,403	48,357	(0.9)	38,363,878	(△ 2.4)	8
48,948	26,737,861	49,575	(2.5)	39,334,061	(2.5)	9
49,983	27,103,897	50,608	(2.1)	40,172,988	(2.1)	10
52,088	30,583,727	52,649	(4.0)	43,275,767	(7.7)	11
55,561	32,842,902	56,067	(6.5)	45,129,402	(4.3)	12
58,883	33,499,565	59,365	(5.9)	44,529,413	(△ 1.3)	13
60,692	34,559,342	61,263	(3.2)	47,642,288	(7.0)	14
63,464	36,517,854	64,014	(4.5)	49,341,513	(3.6)	15
62,520	35,390,360	63,089	(△ 1.4)	48,493,946	(△ 1.7)	16
62,517	35,955,395	63,054	(△ 0.1)	48,561,829	(0.1)	17
62,509	35,888,767	62,996	(△ 0.1)	47,504,896	(△ 2.2)	18
62,737	36,568,051	63,182	(0.3)	46,695,192	(△ 1.7)	19
62,060	36,533,397	62,515	(△ 1.1)	47,055,339	(0.8)	20
63,599	36,711,124	64,006	(2.4)	45,918,371	(△ 2.4)	21
66,727	38,452,475	67,130	(4.9)	47,767,716	(4.0)	22
69,117	38,291,020	69,466	(3.5)	46,568,101	(△ 2.5)	23
69,716	38,690,169	70,032	(0.8)	46,185,198	(△ 0.8)	24
71,218	39,545,411	71,602	(2.2)	48,075,366	(4.1)	25

5. 平成10～12年度は、ＪＡ共済、全労済および全自共より報告を受けた数値の合計である。
6. 平成13年度以降は、ＪＡ共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた数値の合計である。

第28表　自賠責共済

都道府県	契約		支払	
	件数	共済掛金	件数	共済金
	件	千円	件	千円
北海道	199,347	5,256,992	2,810	1,914,003
青森	50,639	1,237,840	606	408,508
岩手	92,113	2,318,644	1,195	607,405
宮城	78,023	2,004,069	1,329	820,005
秋田	112,901	2,963,431	1,426	992,002
山形	79,253	1,983,499	1,389	676,580
福島	121,450	3,090,464	2,214	1,265,326
茨城	47,473	1,169,525	939	786,131
栃木	60,450	1,508,762	1,236	860,669
群馬	88,996	2,252,511	2,026	1,463,496
埼玉	99,321	2,453,627	2,166	1,466,232
千葉	48,010	1,176,949	909	601,971
東京	28,655	737,369	605	469,950
神奈川	69,569	1,717,920	1,457	1,076,512
新潟	70,385	1,741,762	976	626,210
富山	33,363	877,309	704	498,452
石川	36,971	973,957	759	409,700
福井	31,621	828,380	790	391,383
山梨	64,014	1,552,097	1,321	926,293
長野	128,004	3,199,638	1,850	1,166,721
岐阜	58,335	1,477,166	1,110	644,776
静岡	105,389	2,577,046	2,417	1,912,177
愛知	170,731	4,223,580	3,750	2,276,441
三重	69,390	1,753,192	1,545	1,280,467
滋賀	53,305	1,316,067	1,280	897,615

（注）1. 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。
　　2. ＪＡ共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた数値の合計による。

都道府県別収支 <平成25年度>

都道府県	契約		支払	
	件数	共済掛金	件数	共済金
	件	千円	件	千円
京都	29,950	728,375	602	346,836
大阪	27,580	674,386	739	507,920
兵庫	109,300	2,718,936	2,408	1,823,079
奈良	40,998	917,465	1,044	778,093
和歌山	52,518	1,233,651	1,072	816,038
鳥取	25,562	651,103	449	222,943
島根	87,023	2,296,465	1,545	732,492
岡山	72,060	1,793,758	1,739	1,182,955
広島	87,447	2,187,424	1,784	1,213,321
山口	75,903	1,921,468	1,648	944,739
徳島	30,672	752,278	721	549,742
香川	37,582	932,216	946	716,292
愛媛	75,015	1,816,263	1,494	1,092,195
高知	75,011	1,900,849	1,292	917,552
福岡	106,044	2,629,716	3,382	2,380,501
佐賀	61,370	1,548,470	1,911	1,378,648
長崎	55,257	1,372,143	1,091	756,695
熊本	82,526	2,015,130	1,713	1,109,438
大分	72,461	1,799,095	1,379	1,000,305
宮崎	131,238	3,322,178	3,186	2,092,757
鹿児島	139,801	3,449,249	2,501	1,761,868
沖縄	94,942	1,074,334	1,647	858,983
離島	79,111	652,016	500	452,949
合計	3,647,079	88,778,767	71,602	48,075,366

第29表　自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	区分 補償種目	契約 件数	契約 共済掛金	支払 件数	支払 共済金
		件	千円	件	千円
平成21年度	対人賠償	11,126,652	83,188,354	66,155	55,776,147
	対物賠償	11,039,411	169,530,426	415,750	99,716,065
	搭乗者傷害	6,765,611	16,325,241	39,152	11,845,969
	車両	5,046,183	122,947,327	393,812	85,760,450
	合計	11,126,652	391,991,348	914,869	253,098,631
平成22年度	対人賠償	11,107,459	80,784,445	57,075	53,571,637
	対物賠償	11,026,112	166,597,815	430,175	106,269,492
	搭乗者傷害	6,272,325	15,044,551	38,398	11,119,637
	車両	5,181,167	125,527,688	443,514	95,108,233
	合計	11,107,459	387,954,499	969,162	266,068,999
平成23年度	対人賠償	11,172,481	79,877,809	57,490	52,790,305
	対物賠償	11,097,745	164,126,276	431,454	107,285,559
	搭乗者傷害	5,881,950	13,967,540	36,970	9,748,609
	車両	5,330,826	128,333,585	470,525	101,700,945
	合計	11,172,481	386,305,210	996,439	271,525,418
平成24年度	対人賠償	11,174,153	83,034,979	57,319	51,147,569
	対物賠償	11,105,898	167,763,215	427,552	110,202,830
	搭乗者傷害	5,420,625	13,452,186	35,043	8,713,707
	車両	5,443,441	147,412,246	484,639	106,439,508
	合計	11,174,153	411,662,625	1,004,553	276,503,614
平成25年度	対人賠償	11,407,368	86,314,565	55,477	51,083,990
	対物賠償	11,342,974	174,293,321	411,943	108,974,845
	搭乗者傷害	5,045,761	14,716,620	33,806	7,613,001
	車両	5,585,805	154,411,790	434,566	100,953,326
	合計	11,407,368	429,736,296	935,792	268,625,161

（注）ＪＡ共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料の合計による。

第30表　自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈平成26年３月末〉

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		保険・共済計	
		台　数	普及率	台　数	普及率	台　数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,704,606	562,112	15.2	2,603,553	70.3	3,165,665	85.5
青森	1,001,600	184,146	18.4	689,003	68.8	873,149	87.2
岩手	1,015,932	243,092	23.9	633,455	62.4	876,547	86.3
宮城	1,662,199	263,576	15.9	1,208,326	72.7	1,471,902	88.6
秋田	821,406	232,116	28.3	486,106	59.2	718,222	87.4
山形	931,299	231,269	24.8	598,956	64.3	830,225	89.1
福島	1,624,195	329,142	20.3	1,071,855	66.0	1,400,997	86.3
茨城	2,541,817	251,104	9.9	1,880,412	74.0	2,131,516	83.9
栃木	1,692,984	261,781	15.5	1,213,447	71.7	1,475,228	87.1
群馬	1,768,159	308,007	17.4	1,252,436	70.8	1,560,443	88.3
埼玉	4,011,347	381,445	9.5	3,112,886	77.6	3,494,331	87.1
千葉	3,553,695	222,362	6.3	2,790,129	78.5	3,012,491	84.8
東京	4,415,951	330,210	7.5	3,430,115	77.7	3,760,325	85.2
神奈川	3,984,710	290,128	7.3	3,159,960	79.3	3,450,088	86.6
新潟	1,837,804	388,643	21.1	1,262,660	68.7	1,651,303	89.9
富山	893,773	169,451	19.0	644,116	72.1	813,567	91.0
石川	890,292	161,615	18.2	642,975	72.2	804,590	90.4
福井	655,980	120,334	18.3	472,152	72.0	592,486	90.3
山梨	744,747	150,965	20.3	461,452	62.0	612,417	82.2
長野	1,882,026	430,555	22.9	1,207,843	64.2	1,638,398	87.1
岐阜	1,670,573	208,037	12.5	1,286,464	77.0	1,494,501	89.5
静岡	2,851,110	357,112	12.5	2,142,273	75.1	2,499,385	87.7
愛知	5,096,460	499,675	9.8	4,122,323	80.9	4,621,998	90.7
三重	1,495,593	178,141	11.9	1,136,579	76.0	1,314,720	87.9
滋賀	1,007,836	149,035	14.8	744,365	73.9	893,400	88.6
京都	1,335,037	125,415	9.4	1,053,295	78.9	1,178,710	88.3
大阪	3,721,340	204,204	5.5	3,048,916	81.9	3,253,120	87.4
兵庫	2,994,732	312,396	10.4	2,331,978	77.9	2,644,374	88.3
奈良	829,134	74,099	8.9	657,753	79.3	731,852	88.3
和歌山	749,320	108,241	14.4	554,990	74.1	663,231	88.5
鳥取	461,268	104,521	22.7	301,588	65.4	406,109	88.0
島根	549,612	187,010	34.0	309,504	56.3	496,514	90.3
岡山	1,511,986	230,667	15.3	1,108,954	73.3	1,339,621	88.6
広島	1,868,465	262,060	14.0	1,413,762	75.7	1,675,822	89.7
山口	1,067,889	195,033	18.3	762,860	71.4	957,893	89.7
徳島	616,866	104,172	16.9	442,802	71.8	546,974	88.7
香川	774,075	123,932	16.0	579,922	74.9	703,854	90.9
愛媛	1,008,568	197,399	19.6	708,464	70.2	905,863	89.8
高知	558,880	156,449	28.0	323,901	58.0	480,350	85.9
福岡	3,291,999	326,851	9.9	2,503,889	76.1	2,830,740	86.0
佐賀	665,441	152,407	22.9	436,403	65.6	588,810	88.5
長崎	937,222	188,118	20.1	619,964	66.1	808,082	86.2
熊本	1,348,838	275,624	20.4	883,286	65.5	1,158,910	85.9
大分	909,073	169,886	18.7	591,664	65.1	761,550	83.8
宮崎	931,822	232,386	24.9	541,739	58.1	774,125	83.1
鹿児島	1,336,197	277,614	20.8	794,612	59.5	1,072,226	80.2
沖縄	1,048,713	239,783	22.9	554,591	52.9	794,374	75.7
合計	80,272,571	11,152,321	13.9	58,927,196	73.4	70,079,517	87.3

（注）1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成26年3月末現在）」（(一財)自動車検査登録情報協会発行）による。
2. 自動車共済は、ＪＡ共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料により、自動車保険は損保料率機構資料による。
3. 自動車共済・自動車保険台数は、平成26年3月末の有効契約台数である。
4. 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含む。

Ⅱ．交通事故関係

第31表　交通事故発生状況の推移

区分 / 年（暦年）	発生件数				死者数			負傷者数		
	件数		指数	1日当たり平均件数	人数	指数	1日当たり平均人数	人数	指数	1日当たり平均人数
	交通事故件数	死亡事故件数								
	件	件		件	人		人	人		人
昭和 45	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
50	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※ 55	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
60	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
61	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
62	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※ 63	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
平成 元	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
2	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
3	662,392	10,551	100	1,814.8	11,109	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※ 4	695,346	10,892	105	1,899.9	11,452	103	31.3	844,003	104	2,306.0
5	724,678	10,398	110	1,985.4	10,945	99	30.0	878,633	108	2,407.2
6	729,461	10,158	110	1,998.5	10,653	96	29.2	881,723	108	2,415.7
7	761,794	10,232	115	2,087.1	10,684	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※ 8	771,085	9,518	117	2,106.8	9,943	90	27.2	942,204	116	2,574.3
9	780,401	9,222	118	2,138.1	9,642	87	26.4	958,925	118	2,627.2
10	803,882	8,800	122	2,202.4	9,214	83	25.2	990,676	122	2,714.2
11	850,371	8,687	129	2,329.8	9,012	81	24.7	1,050,399	129	2,877.8
※ 12	931,950	8,713	141	2,546.3	9,073	82	24.8	1,155,707	142	3,157.7
13	947,253	8,424	143	2,595.2	8,757	79	24.0	1,181,039	145	3,235.7
14	936,950	8,062	142	2,567.0	8,396	76	23.0	1,168,029	143	3,200.1
15	948,281	7,522	143	2,598.0	7,768	70	21.3	1,181,681	145	3,237.5
※ 16	952,709	7,148	144	2,603.0	7,425	67	20.3	1,183,616	145	3,233.9
17	934,339	6,681	141	2,559.8	6,927	62	19.0	1,157,115	142	3,170.2
18	887,257	6,196	134	2,430.8	6,403	58	17.5	1,098,566	135	3,009.8
19	832,691	5,625	126	2,281.3	5,782	52	15.8	1,034,653	127	2,834.7
※ 20	766,382	5,067	116	2,093.9	5,197	47	14.2	945,703	116	2,583.9
21	737,628	4,826	112	2,020.9	4,968	45	13.6	911,215	112	2,496.5
22	725,903	4,783	110	1,988.8	4,922	44	13.5	896,294	110	2,455.6
23	692,056	4,532	105	1,896.0	4,663	42	12.8	854,610	105	2,341.4
※ 24	665,138	4,280	101	1,817.3	4,411	40	12.1	825,396	101	2,255.2
25	629,021	4,278	95	1,723.3	4,373	39	12.0	781,494	96	2,141.1

（注）1．「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。
2．昭和45年は、沖縄県を含まない。
3．指数は、平成元年を100としたものである（発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものである）。
4．死亡事故件数は、交通事故件数の内数である。
5．※を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算している。

第32表　都道府県別交通事故発生状況〈平成25年〉

区分 / 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	自動車等1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	自動車等1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	13,722	△ 8.4	184	△ 8.0	3.4	0.5	16,247	△ 10.0	299.2	40.4
青森	4,963	△ 4.9	48	△ 18.6	3.6	0.4	6,122	△ 5.2	458.6	54.3
岩手	3,058	△ 10.3	72	△ 13.3	5.6	0.6	3,837	△ 10.1	296.3	32.9
宮城	9,851	△ 5.4	88	37.5	3.8	0.5	12,651	△ 5.0	543.4	68.4
秋田	2,518	△ 11.0	48	14.3	4.6	0.5	3,146	△ 11.0	299.6	34.2
山形	7,082	△ 0.0	39	5.4	3.4	0.4	8,752	△ 0.0	767.0	83.3
福島	8,948	△ 8.6	79	△ 11.2	4.1	0.4	11,061	△ 9.2	568.4	61.7
東京	42,041	△ 11.4	168	△ 8.2	1.3	0.3	48,855	△ 10.9	367.3	96.2
茨城	13,279	△ 9.9	163	14.8	5.6	0.6	17,281	△ 11.1	589.6	62.4
栃木	7,437	△ 7.7	101	7.4	5.1	0.5	9,389	△ 8.5	472.8	50.3
群馬	17,682	△ 4.1	73	△ 31.1	3.7	0.4	22,693	△ 2.6	1,143.8	117.8
埼玉	33,280	△ 6.5	180	△ 10.0	2.5	0.4	40,852	△ 6.1	565.7	91.4
千葉	21,467	△ 6.4	186	6.3	3.0	0.5	26,855	△ 6.0	433.7	67.9
神奈川	33,847	△ 8.6	168	△ 6.1	1.9	0.4	40,389	△ 8.5	444.9	86.1
新潟	7,556	△ 9.9	107	0.0	4.6	0.5	9,218	△ 9.7	395.6	44.4
山梨	5,067	△ 15.8	38	△ 5.0	4.5	0.4	6,731	△ 16.0	794.7	79.7
長野	9,858	△ 5.2	100	3.1	4.7	0.5	12,262	△ 7.8	577.9	58.6
静岡	35,224	△ 4.7	184	18.7	4.9	0.6	45,654	△ 5.2	1,226.3	142.8
富山	4,649	△ 6.5	53	12.8	4.9	0.6	5,338	△ 5.8	496.1	56.0
石川	4,639	△ 10.0	61	38.6	5.3	0.6	5,538	△ 9.8	477.8	58.9
福井	2,893	△ 8.1	57	54.1	7.2	0.8	3,428	△ 8.7	431.2	48.7
岐阜	9,332	△ 9.9	125	3.3	6.1	0.7	12,470	△ 8.9	608.0	70.0
愛知	48,949	△ 1.4	219	△ 6.8	2.9	0.4	60,867	△ 1.2	817.8	111.1
三重	9,804	△ 3.5	94	△ 1.1	5.1	0.6	12,885	△ 3.0	702.9	77.0
滋賀	7,836	△ 2.9	74	△ 6.3	5.2	0.6	10,214	△ 2.0	721.3	89.0
京都	11,387	△ 8.0	70	△ 34.0	2.7	0.4	13,801	△ 8.5	527.4	81.7
大阪	46,110	△ 4.4	179	△ 1.6	2.0	0.4	55,363	△ 4.2	625.6	122.5
兵庫	32,734	△ 3.9	187	4.5	3.4	0.5	40,273	△ 4.3	724.6	113.6
奈良	5,076	△ 7.7	42	△ 14.3	3.0	0.4	6,593	△ 7.0	476.7	66.3
和歌山	4,752	△ 12.2	47	△ 6.0	4.8	0.5	5,932	△ 12.7	605.9	63.3
鳥取	1,280	△ 7.8	25	△ 16.7	4.3	0.5	1,619	△ 2.4	280.1	31.9
島根	1,647	△ 4.5	28	△ 37.8	4.0	0.5	1,950	△ 3.5	277.8	32.1
岡山	14,182	△ 5.6	107	△ 4.5	5.5	0.6	17,293	△ 7.5	896.0	100.1
広島	14,370	△ 3.2	116	△ 7.2	4.1	0.5	18,167	△ 1.7	639.7	82.2
山口	6,914	△ 3.7	65	16.1	4.6	0.5	8,549	△ 4.3	602.0	71.7
徳島	4,800	△ 4.2	49	53.1	6.4	0.7	5,888	△ 5.2	764.7	85.0
香川	10,101	△ 5.0	55	△ 32.1	5.6	0.6	12,356	△ 6.0	1,254.4	137.1
愛媛	6,692	△ 5.9	70	25.0	5.0	0.6	7,860	△ 6.3	559.4	64.3
高知	2,959	△ 9.7	42	△ 20.8	5.6	0.6	3,310	△ 9.5	444.3	49.0
福岡	43,678	1.2	145	△ 9.9	2.8	0.4	57,755	1.9	1,134.7	157.6
佐賀	9,364	3.0	46	0.0	5.5	0.6	12,627	5.3	1,503.2	168.2
長崎	7,165	1.9	47	20.5	3.4	0.4	9,263	1.4	663.1	84.4
熊本	8,732	△ 11.1	82	0.0	4.6	0.5	11,225	△ 10.0	623.3	71.9
大分	5,767	△ 4.8	60	50.0	5.1	0.6	7,498	△ 4.5	636.5	72.3
宮崎	10,458	△ 3.0	59	18.0	5.3	0.6	12,589	△ 1.9	1,124.0	120.4
鹿児島	9,207	△ 3.6	91	4.6	5.4	0.6	10,942	△ 4.9	651.3	70.5
沖縄	6,664	△ 0.5	52	30.0	3.7	0.4	7,906	△ 1.2	558.7	66.5
合計	629,021	△ 5.4	4,373	△ 0.9	3.4	0.5	781,494	△ 5.3	613.9	86.0

（注）「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。

第33表　事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 / 年（暦年）	人対車両		車両相互		車両単独		列　車		合　計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
平成 21	68,622	9.3	633,132	85.8	35,798	4.9	76	0.0	737,628	100.0
22	68,714	9.5	624,450	86.0	32,666	4.5	73	0.0	725,903	100.0
23	65,173	9.4	597,782	86.4	29,029	4.2	72	0.0	692,056	100.0
24	63,554	9.6	575,628	86.5	25,884	3.9	72	0.0	665,138	100.0
25	60,465	9.6	545,376	86.7	23,081	3.7	99	0.0	629,021	100.0

（注）1.「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。
　　2.「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいう。

第34表　年齢層別死者数の推移

年齢層 / 年（暦年）	15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上			合　計
								65～69歳	70歳以上	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成　21	112 (2.3)	228 (4.6)	480 (9.7)	376 (7.6)	385 (7.7)	532 (10.7)	376 (7.6)	419 (8.4)	2,060 (41.5)	2,479 (49.9)	4,968 (100.0)
22	113 (2.3)	196 (4.0)	474 (9.6)	384 (7.8)	405 (8.2)	498 (10.1)	376 (7.6)	404 (8.2)	2,072 (42.1)	2,476 (50.3)	4,922 (100.0)
23	114 (2.4)	197 (4.2)	428 (9.2)	349 (7.5)	411 (8.8)	488 (10.5)	385 (8.3)	342 (7.3)	1,949 (41.8)	2,291 (49.1)	4,663 (100.0)
24	92 (2.1)	171 (3.9)	369 (8.4)	340 (7.7)	386 (8.8)	452 (10.2)	337 (7.6)	334 (7.6)	1,930 (43.8)	2,264 (51.3)	4,411 (100.0)
25	94 (2.1)	176 (4.0)	355 (8.1)	289 (6.6)	395 (9.0)	420 (9.6)	341 (7.8)	374 (8.6)	1,929 (44.1)	2,303 (52.7)	4,373 (100.0)

（注）1.「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。
　　2.（　）内は構成比（%）を示す。

第35表　状態別死者数の推移

状態 / 年（暦年）	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗車中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
平成 21	1,627	32.7	890	17.9	709	14.3	1,726	34.7	16	0.3	4,968	100.0
22	1,625	33.0	878	17.8	665	13.5	1,736	35.3	18	0.4	4,922	100.0
23	1,465	31.4	851	18.3	635	13.6	1,702	36.5	10	0.2	4,663	100.0
24	1,417	32.1	788	17.9	563	12.8	1,634	37.0	9	0.2	4,411	100.0
25	1,415	32.4	760	17.4	600	13.7	1,584	36.2	14	0.3	4,373	100.0

（注）1.　「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。
　　2.　「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいう。

第36表　警察統計の死者数の推移

区分 / 年(暦年)	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
	人	人	
平成　21	4,968	5,831	1.17
22	4,922	5,806	1.18
23	4,663	5,507	1.18
24	4,411	5,237	1.19
25	4,373	5,152	1.18

（注）「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。

第37表　車種別道路交通法違反取締件数〈平成25年〉

区分＼車種		大型車	中型車	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合　計
		件	件	件	件	件	件	件
取締総件数		58,970	155,070	6,435,976	230,184	561,905	19	7,442,124
主な違反行為	無免許運転	77	905	16,598	2,196	5,970	0	25,746
	酒酔い運転	1	1	541	3	29	0	575
	酒気帯び運転	72	114	24,572	866	2,670	0	28,294
	最高速度違反	5,894	24,519	1,816,896	66,930	138,480	0	2,052,719
	通行禁止違反	2,683	13,641	681,723	26,598	60,605	0	785,250
	駐停車違反	1,218	6,236	285,847	5,246	12,464	19	311,030
	整備不良車運転	1,273	365	16,392	6,102	18,450	0	42,582
	積載運転	1,932	2,968	8,274	66	215	0	13,455
	信号無視違反	17,825	24,673	615,497	17,735	46,168	0	721,898
	一時停止違反	1,955	10,454	1,051,747	29,728	120,854	0	1,214,738
	携帯電話使用等	17,214	51,639	1,090,943	664	2,993	0	1,163,453

（注）1.「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。
2.「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいう。
3.「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表している。
4.「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいう。

第38表　救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分＼年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による出動件数	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年増加率	人員	対前年増加率	(B)	
	件	%	人	%	件	%
平成21	5,122,226	0.5	4,682,991	0.1	546,937	10.7
22	5,463,682	6.7	4,979,537	6.3	556,569	10.2
23	5,707,655	4.5	5,182,729	4.1	555,402	9.7
24	5,802,455	1.7	5,250,302	1.3	543,218	9.4
25	5,909,367	1.8	5,340,117	1.7	536,354	9.1

（注）「消防白書」（消防庁編）による。

第39表　男女別運転免許保有者数の推移

区分 / 年(暦年)	運転免許保有者数	指数	保有率	男	指数	保有率	女	指数	保有率
	人		%	人		%	人		%
昭和 45	26,449,229	45	34.3	21,683,599	58	58.0	4,765,630	22	12.0
50	33,482,514	57	40.3	26,106,101	70	64.8	7,376,413	34	17.2
55	43,000,383	73	49.0	30,408,233	82	71.5	12,592,150	57	27.9
60	52,347,735	88	56.3	34,277,091	92	75.9	18,070,644	82	37.7
61	54,079,827	91	57.4	35,036,361	94	77.6	19,043,466	87	39.3
62	55,724,173	94	58.3	35,752,664	96	77.1	19,971,509	91	40.6
63	57,423,924	97	59.4	36,483,593	98	77.6	20,940,331	96	42.1
平成 元	59,159,342	100	60.4	37,244,077	100	78.2	21,915,265	100	43.5
2	60,908,993	103	61.4	38,028,875	102	78.9	22,880,118	104	44.9
3	62,553,596	106	61.6	38,773,374	104	78.6	23,780,222	109	45.6
4	64,172,276	108	63.0	39,482,617	106	79.7	24,689,659	113	47.1
5	65,695,677	111	64.3	40,143,572	108	80.8	25,552,105	117	48.6
6	67,205,667	114	65.3	40,793,347	110	81.6	26,412,320	121	49.9
7	68,563,830	116	66.0	41,406,176	111	82.0	27,157,654	124	50.8
8	69,874,878	118	66.8	41,973,336	113	82.6	27,901,542	127	51.8
9	71,271,222	120	67.7	42,578,341	114	83.3	28,692,881	131	53.0
10	72,733,411	123	68.7	43,223,086	116	84.1	29,510,325	135	54.1
11	73,792,756	125	69.3	43,601,205	117	84.5	30,191,551	138	55.0
12	74,686,752	126	69.9	43,865,900	118	84.7	30,820,852	141	56.0
13	75,550,711	128	70.2	44,143,259	119	84.6	31,407,452	143	56.6
14	76,533,859	129	70.9	44,489,377	119	85.1	32,044,482	146	57.5
15	77,467,729	131	71.5	44,786,148	120	85.4	32,681,581	149	58.4
16	78,246,948	132	72.0	45,020,226	121	85.7	33,226,722	152	59.2
17	78,798,821	133	72.6	45,135,941	121	86.0	33,662,880	154	60.0
18	79,329,866	134	72.7	45,257,391	122	85.8	34,072,475	155	60.5
19	79,907,212	135	73.1	45,412,614	122	86.0	34,494,598	157	61.1
20	80,447,842	136	73.6	45,517,585	122	86.1	34,930,257	159	61.8
21	80,811,945	137	73.9	45,539,419	122	86.3	35,272,526	161	62.4
22	81,010,246	137	74.3	45,487,010	122	86.6	35,523,236	162	62.8
23	81,215,266	137	73.9	45,448,263	122	85.7	35,767,003	163	62.9
24	81,487,846	138	74.2	45,437,260	122	85.8	36,050,586	164	63.4
25	81,860,012	138	74.6	45,463,791	122	85.9	36,396,221	166	64.1

（注）1.「交通統計」（(公財)交通事故総合分析センター発行）による。
2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。
3. 指数は、平成元年を100としたものである。
4. 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」による。

第40表　交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総損害額	態様	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害者		掲載誌
						性別年齢	職業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	H23.11.1	H21.12.27	男 41歳	眼科 開業医	自保ジャーナル 平成24.5.24
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	H23.12.27	H15.9.14	男 21歳	大学生	自保ジャーナル 平成24.3.8
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	H23.2.18	H19.4.13	男 20歳	大学生	自保ジャーナル 平成23.8.11
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17.5.17	H10.5.18	男 29歳	会社員	交民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19.4.10	H14.12.11	男 23歳	会社員	自保ジャーナル 平成19.5.31
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18.6.21	H14.11.9	男 38歳	開業医	交民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21.11.17	H16.1.21	男 14歳	中学生	自保ジャーナル 平成22.6.10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16.6.29	H9.4.24	男 25歳	大学研究科 在籍	交民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	H24.3.16	H19.10.26	男 25歳	美容室 店長	自保ジャーナル 平成24.7.26
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18.9.27	H13.10.4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19.1.31	H8.10.21	女 18歳	高校生	交民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19.6.8	H15.5.22	女 25歳	会社員	自保ジャーナル 平成20.6.12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17.7.20	H12.8.18	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成17.10.20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18.4.5	H12.7.31	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成18.5.25
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	H16.12.21	H10.4.29	男 32歳	銀行員	交民 37巻6号1721頁
33,387	後遺	横浜地裁	平成19年(ワ)第 3220号	H20.8.28	H17.7.16	男 40歳	ITｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	自保ジャーナル 平成20.11.27
32,776	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第 1974号	H17.9.27	H11.2.17	男 42歳	会社員	交民 38巻5号1317頁
32,545	後遺	横浜地裁	平成20年(ワ)第 378号	H21.5.14	H16.12.2	男 44歳	会社員	自保ジャーナル 平成21.10.15
32,403	後遺	大阪地裁	平成14年(ワ)第13586号	H17.3.25	H11.11.7	男 42歳	財団職員	交民 38巻2号433頁
32,246	後遺	名古屋地裁 一宮支部	平成14年(ワ)第 303号	H16.3.30	H10.10.7	男 25歳	アルバイト	自保ジャーナル 平成16.5.20

（注）1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。
2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは 自賠責保険などのてん補金を控除する前の金額をいう。
3. 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略である。
4. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

第41表　交通事故高額賠償判決例（物損事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	掲載誌
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第 1882号	H6.7.19	S60.5.29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,580	東京地裁	平成 3年(ワ)第11143号 平成 4年(ワ)第 2602号	H8.7.17	H3.2.23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 平成15.9.10
12,037	福岡地裁	昭和51年(ワ)第 314号	S55.7.18	S50.3.1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	H23.12.7	H19.4.19	トレーラー	自保ジャーナル 平成24.4.26
11,347	千葉地裁	平成 6年(ワ)第 1104号	H10.10.26	H4.9.14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第 508号	H12.6.27	H8.9.26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第 6468号	H20.5.14	H11.9.25	積荷	自保ジャーナル 平成20.10.9
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第 1671号	H16.1.16	H13.3.9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成16.4.1
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	H13.12.25	H11.11.5	4階建ビル	自動車保険新聞 平成15.9.10
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	H13.8.28	H11.5.16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 平成14.3.21
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第 6146号 平成14年(ワ)第 9119号	H14.12.25	H13.3.28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成 7年(ワ)第 555号 平成 8年(ワ)第 472号	H9.8.14	H6.10.5	大型貨物車3台・積荷	自保ジャーナル 平成10.4.9
2,629	名古屋地裁	平成 4年(ワ)第 1562号 平成 5年(ワ)第 3123号 平成 6年(ワ)第 57号	H6.9.16	H3.3.20	観光バス	自保ジャーナル 平成7.6.15
2,389	名古屋地裁	平成 3年(ワ)第 2159号	H4.10.28	H3.4.23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No.2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第 156号	H23.11.25	H21.3.11	ペットショップ	自保ジャーナル 平成24.4.26
2,082	東京地裁	平成 6年(ワ)第25073号	H7.11.14	H6.2.22	観光バス	自保ジャーナル 平成8.2.15
2,057	東京高裁	平成 2年(ネ)第 1098号 平成 3年(ネ)第 3591号 平成 4年(ネ)第 3621号 平成 4年(ネ)第 293号 平成 4年(ネ)第 695号	H5.6.24	S54.7.11	トラック2台・積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第 1798号 平成10年(ワ)第 3444号 平成11年(ワ)第 96号 平成11年(ワ)第 1482号 平成12年(ワ)第 783号	H12.6.28	H9.10.8	フルトレーラー・積荷	自保ジャーナル 平成13.8.30
1,928	宇都宮地裁足利支部	平成 9年(ワ)第 122号	H11.1.29	H8.9.3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成11.8.5
1,739	大阪地裁	平成 8年(ワ)第13351号 平成 9年(ワ)第 3553号	H11.2.4	H6.10.4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 平成12.12.14

（注）1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。
2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。
3. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

Ⅲ. 自動車保有登録関係

第42表　車種別

年度	乗用						貨物				
	普通車		小型車		軽四輪車	計	普通車		小型車		被けん引車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
昭和45	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
50	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
55	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
60	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
61	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
62	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
63	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
平成元	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
2	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
3	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
4	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
5	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
6	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
7	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
8	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
9	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
10	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
11	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
12	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
13	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
14	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
15	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
16	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
17	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
18	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
19	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
20	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
21	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
22	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
23	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
24	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
25	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771

（注）1. 「自動車保有車両数・月報」（(一財)自動車検査登録情報協会発行）による（（注）2. を除く。）。
2. 原動機付自転車および小型特殊車は、平成16年度までは国土交通省調べ、平成17年度以降は総務省調べによる。
3. 昭和45年度には、沖縄県を含まない。
4. 特種（殊）用途用軽四輪車は、平成21年度までは貨物用軽四輪車に含まれる。
5. 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含む。

自動車保有車両数の推移

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付自転車	小型特殊車	年度
軽三輪車・軽四輪車	計	自家用	営業用	普通車・小型車	軽四輪車	大型特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	−	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	昭和45
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	−	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	50
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	−	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	55
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	−	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	60
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	−	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	61
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	−	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	62
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	−	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	63
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	−	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	平成元
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	−	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	2
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	−	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	3
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	−	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	4
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	−	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	5
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	−	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	6
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	−	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	7
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	−	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	8
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	−	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	9
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	−	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	10
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	−	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	11
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	−	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	12
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	−	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	13
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	−	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	14
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	−	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	15
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	−	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	16
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	−	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	17
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	−	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	18
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	−	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	19
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	−	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	20
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	−	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	21
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	22
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	23
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	24
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	−	−	25

第43表　都道府県別自動車保有車両数〈平成26年３月末〉

都道府県	保有車両数	主要車種		
		乗用車	貨物	乗合車
	台	台	台	台
北海道	3,704,606	2,759,363	658,359	13,728
青森	1,001,600	719,017	221,810	3,864
岩手	1,015,932	722,843	234,254	3,726
宮城	1,662,199	1,250,261	308,618	5,096
秋田	821,406	590,373	184,778	2,470
山形	931,299	683,111	197,950	2,582
福島	1,624,195	1,191,688	334,693	5,230
茨城	2,541,817	1,906,479	496,063	6,938
栃木	1,692,984	1,293,048	296,250	4,651
群馬	1,768,159	1,338,541	329,831	3,950
埼玉	4,011,347	3,118,505	612,438	9,864
千葉	3,553,695	2,727,967	599,544	10,835
東京	4,415,951	3,138,315	685,693	15,169
神奈川	3,984,710	3,042,800	550,073	11,406
新潟	1,837,804	1,363,948	365,504	6,311
富山	893,773	694,920	155,694	2,088
石川	890,292	697,593	150,778	2,715
福井	655,980	497,218	126,966	1,887
山梨	744,747	539,836	157,687	2,108
長野	1,882,026	1,343,311	429,489	5,702
岐阜	1,670,573	1,274,558	309,203	4,681
静岡	2,851,110	2,160,512	508,522	6,505
愛知	5,096,460	4,027,969	773,930	10,022
三重	1,495,593	1,126,716	286,810	3,422
滋賀	1,007,836	772,471	179,726	2,683
京都	1,335,037	994,296	240,054	4,669
大阪	3,721,340	2,736,071	664,125	9,473
兵庫	2,994,732	2,274,370	496,483	7,718
奈良	829,134	644,271	138,017	2,165
和歌山	749,320	529,170	172,117	1,711
鳥取	461,268	336,650	104,207	1,268
島根	549,612	398,916	124,846	1,747
岡山	1,511,986	1,123,479	305,617	3,047
広島	1,868,465	1,419,258	330,527	5,190
山口	1,067,889	808,180	205,381	2,565
徳島	616,866	446,457	138,400	1,610
香川	774,075	572,526	158,802	1,677
愛媛	1,008,568	722,925	228,069	2,268
高知	558,880	386,955	137,749	1,369
福岡	3,291,999	2,497,911	580,746	10,092
佐賀	665,441	485,901	143,715	2,064
長崎	937,222	678,705	192,655	4,270
熊本	1,348,838	993,576	286,869	3,825
大分	909,073	673,474	190,216	2,530
宮崎	931,822	655,033	221,231	2,141
鹿児島	1,336,197	921,386	331,271	4,226
沖縄	1,048,713	770,465	203,506	3,284
合計	80,272,571	60,051,338	14,749,266	226,542

（注）1.「自動車保有車両数・月報（平成26年3月末現在）」（(一財)自動車検査登録情報協会発行）による。

2. 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含まない。

第44表　新車登録台数の推移

車種 年 (暦年)	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (三輪・四輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	合　　計
	台	台	台	台	台	台
平成 21	1,158,732 (△7.4)	1,475,326 (△4.3)	61,760 (△49.9)	168,586 (△28.3)	68,591 (△16.8)	2,932,995 (△9.3)
22	1,417,380 (22.3)	1,503,118 (1.9)	74,971 (21.4)	175,722 (4.2)	72,621 (5.9)	3,243,812 (10.6)
23	1,145,979 (△19.1)	1,235,142 (△17.8)	83,171 (10.9)	175,818 (0.1)	64,691 (△10.9)	2,704,801 (△16.6)
24	1,416,751 (23.6)	1,591,883 (28.9)	104,724 (25.9)	215,171 (22.4)	80,252 (24.1)	3,408,781 (26.0)
25	1,401,821 (△1.1)	1,463,533 (△8.1)	111,623 (6.6)	221,839 (3.1)	83,656 (4.2)	3,282,472 (△3.7)

（注）1.「自動車登録統計情報(新車編)・月報」((一社)日本自動車販売協会連合会発行）による。
2. 各年の数値は、12月末時点のものである。
3. 軽自動車を除く。
4. （　）内は、対前年増減率（%）である。

第45表 車種別平均使用年数の推移

車種 年度	乗用車			貨物車			乗合車		
	普通車	小型車	合　計	普通車	小型車	合　計	普通車	小型車	合　計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
平成 21	13.20	12.37	12.70	14.87	11.92	12.72	17.94	15.29	16.59
22	12.74	12.23	12.43	15.43	12.19	13.04	18.80	16.00	17.37
23	12.56	11.91	12.16	15.00	12.03	12.81	18.70	15.40	16.82
24	12.99	12.32	12.58	15.65	12.39	13.24	19.77	16.42	17.91
25	12.97	12.44	12.64	15.85	12.65	13.31	19.65	16.25	17.63

（注）1.「わが国の自動車保有動向」((一財)自動車検査登録情報協会発行）による。
2. 各年度の数値は、3月末時点のものである。

損害保険料率算出機構（損保料率機構）の概要

Ⅰ．損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

Ⅱ．自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要

Ⅲ．自賠責保険損害調査の概要

Ⅳ．データバンク機能の概要

Ⅴ．ディスクロージャー資料のご紹介

Ⅰ．損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

１．使　命

損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することです。

２．沿　革

当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）」に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）です。

昭和 23 年（1948 年）11 月 1 日に、損害保険料率算定会が損害保険料率算出団体として設立され、昭和 39 年（1964 年）1 月 8 日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、平成 14 年（2002 年）7 月 1 日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

３．会　員

当機構は、損害保険会社を会員とする組織です（生命保険会社も傷害、疾病、介護費用保険分野の引受けを行う範囲において損害保険会社とみなされ、会員となることができます。）。損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに加入、脱退することができます。

〈会員一覧（平成 27 年 1 月 1 日現在）〉

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	スター･インデムニティ･アンド･ライアビリティ･カンパニー
アクサ損害保険株式会社	セコム損害保険株式会社
朝日火災海上保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ソニー損害保険株式会社
アニコム損害保険株式会社	損害保険契約者保護機構
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
アリアンツ火災海上保険株式会社	そんぽ２４損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社
ＡＩＵ損害保険株式会社	チューリッヒ･インシュアランス･カンパニー･リミテッド
エイチ・エス損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
エース損害保険株式会社	トーア再保険株式会社
ａｕ損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
ＳＢＩ損害保険株式会社	日本地震再保険株式会社
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール	日立キャピタル損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
現代海上火災保険株式会社	富士火災海上保険株式会社
ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	三井住友海上火災保険株式会社
ザ･ニュー･インディア･アシュアランス･カンパニー･リミテッド	三井ダイレクト損害保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	明治安田損害保険株式会社
スイス・リー・インターナショナル・エスイー	

会員会社 39 社(50 音順)

４．主な業務

（１）参考純率と基準料率の算出・提供

損害保険においては、将来の事故の発生率や損害額を可能な限り的確に予測し、適正な保険料率の水準を維持することが求められます。当機構では、会員等から大量のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて、自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員に提供しています。

⇒Ⅱ．自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要（134 ページ）参照

（２）自賠責保険の損害調査

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に送付された請求書類に基づき、同調査事務所で調査を行います。これらの調査結果は、自賠責保険基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

⇒Ⅲ．自賠責保険損害調査の概要（141 ページ）参照

（３）データバンク機能

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する大量のデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

⇒Ⅳ．データバンク機能の概要（144 ページ）参照

５．組　織

［概　要］　名　称：　損害保険料率算出機構（損保料率機構）
（General Insurance Rating Organization of Japan：GIROJ）
職員数：　2,146 名（うち、自賠責損害調査センター　本部 150 名、
全国 7 地区本部・自賠責損害調査事務所（54 か所）1,665 名）
（平成 27 年 1 月 1 日現在）

［組織図］

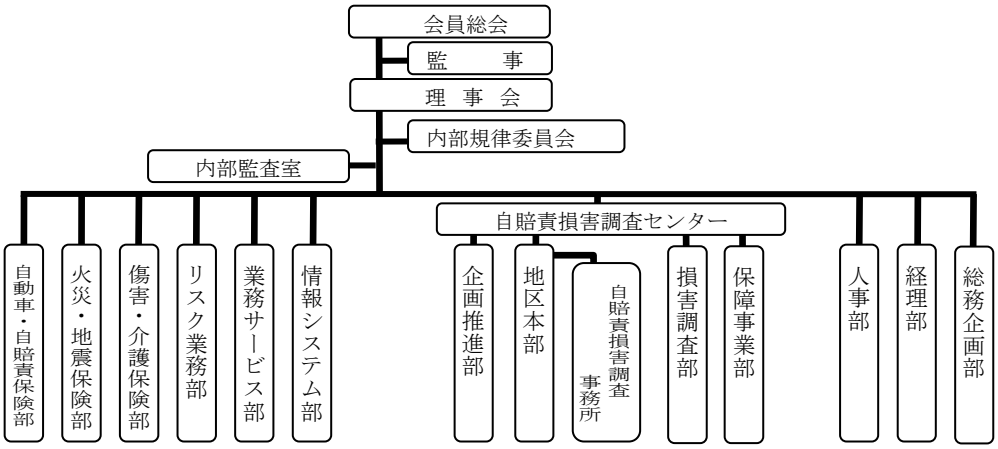

損害保険料率算出機構　所在地（平成 27 年 1 月 1 日現在）

［　本　部　］　〒163-1029　東京都新宿区西新宿 3-7-1　新宿パークタワー28・29F
TEL 03-6758-1300（代表）

［自賠責損害調査センター 地区本部・自賠責損害調査事務所所在地一覧表］

事務所名		〒	所　在　地	TEL	FAX
北日本本部		980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17（朝日生命仙台一番町ビル 5F）	022(222)0770	022(268)2866
	札　幌	060-0807	札幌市北区北 7 条西 5-5-3（札幌千代田ビル 5F）	011(709)1231	011(709)1175
	旭　川	070-0031	旭川市 1 条通り 9-50-3（緑橋通第一生命ビル 4F）	0166(23)5261	0166(23)5264
	釧　路	085-0015	釧路市北大通 11-1-2（釧路第一生命ビルディング 2F）	0154(22)9605	0154(22)9604
	函　館	040-0001	函館市五稜郭町 33-1（五稜郭フコク生命ビル 4F）	0138(30)7550	0138(32)3603
	仙　台	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17（朝日生命仙台一番町ビル 5F）	022(222)0737	022(222)5019
	福　島	960-8031	福島市栄町 10-21（福島栄町ビル 5F）	024(523)3471	024(523)3474
	山　形	990-0039	山形市香澄町 3-1-7（朝日生命山形ビル 2F）	023(622)8824	023(622)8853
	盛　岡	020-0021	盛岡市中央通り 2-2-5（住友生命盛岡ビル 10F）	019(652)3985	019(652)3987
	青　森	030-0823	青森市橋本 2-19-3（三井住友海上青森ビル 6F）	017(776)4391	017(776)4394
	秋　田	010-0951	秋田市山王 2-1-43（三井住友海上秋田ビル 5F）	018(823)6501	018(823)6552
首都圏本部		101-8335	千代田区神田淡路町 2-9（損保会館 6F）	03(3252)1571	03(3252)1572
	東京第一	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9（損保会館 8F）	03(3252)1155	03(5298)7520
	東京第二	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9（損保会館 7F）	03(3252)1155	03(3252)1157
	東京第三	163-1028	新宿区西新宿 3-7-1（新宿パークタワー 28F）	03(6758)1371	03(3346)6169
	横浜第一	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1（横浜天理ビル 8F）	045(320)1221	045(320)1234
	横浜第二	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1（横浜天理ビル 8F）	045(320)1221	045(320)1234
	千　葉	260-0027	千葉市中央区新田町 1-1（IMI 未来ビル 3F）	043(375)5230	043(302)0281
関 越 本 部		338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16（あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 4F）	048(859)6925	048(858)1021
	さいたま	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16（あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 8F）	048(859)6927	048(859)6926
	水　戸	310-0011	水戸市三の丸 1-4-73（水戸三井ビルディング 10F）	029(225)1331	029(225)1330
	宇都宮	320-0811	宇都宮市大通り 1-4-22（MSC 第 2 ビル 9F）	028(622)1741	028(622)1786
	前　橋	371-0805	前橋市南町 3-9-5（大同生命前橋ビル 5F）	027(226)7771	027(226)7772
	新　潟	950-0088	新潟市中央区万代 2-3-16（リバービューSD ビル 2F）	025(242)2231	025(242)2232
	長　野	380-0823	長野市南千歳 1-15-3（TS ビル 3F）	026(224)3324	026(224)3326
	甲　府	400-0031	甲府市丸の内 3-1-6（山梨 316 ビル 3F）	055(228)8810	055(228)8813

事務所名	〒	所　　在　　地	TEL	FAX
中 部 本 部	460-0003	名古屋市中区錦 2-13-19（瀧定名古屋ビル 10F）	052(747)8031	052(231)0919
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦 2-13-19（瀧定名古屋ビル 9F）	052(747)8040	052(201)9997
岐　阜	500-8856	岐阜市橋本町 2-20（濃飛ビル 2F）	058(255)0767	058(255)0768
四日市	510-0086	四日市市諏訪栄町 1-12（朝日生命四日市ビル 7F）	059(353)5571	059(353)5575
静　岡	422-8061	静岡市駿河区森下町 1-35（静岡 MY タワー 7F）	054(202)5131	054(202)5135
金　沢	920-0869	金沢市上堤町 1-15（金沢上堤町ビル 6F）	076(262)5244	076(262)5247
富　山	930-0004	富山市桜橋通り 1-18（北日本桜橋ビル 10F）	076(432)1982	076(432)1978
福　井	910-0006	福井市中央 3-6-2（損保ジャパン日本興亜福井ビル 6F）	0776(21)2466	0776(21)2468
近 畿 本 部	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5（毎日インテシオ 7F）	06(6455)0251	06(6455)0252
大阪第一	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5（毎日インテシオ 6F）	06(6455)0267	06(6341)5076
大阪第二	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5（毎日インテシオ 6F）	06(6455)0267	06(6455)0268
和歌山	640-8331	和歌山市美園町 3-32-1（損保ジャパン和歌山ビル 5F）	073(433)2665	073(433)2627
奈　良	630-8115	奈良市大宮町 6-2-19（奈良東京海上日動ビルディング 3F）	0742(35)1401	0742(35)1405
大　津	520-0043	大津市中央 3-1-8（大津第一生命ビルディング 8F）	077(522)6085	077(522)6099
京　都	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 （三井住友海上京都ビル 4F）	075(343)0850	075(343)0859
神　戸	651-0087	神戸市中央区御幸通 4-2-20（三宮中央ビル 6F）	078(262)7911	078(262)7906
中四国本部	730-0015	広島市中区橋本町 10-6（広島 NS ビル 6F）	082(223)2202	082(502)6222
広　島	730-0015	広島市中区橋本町 10-6（広島 NS ビル 7F）	082(223)2101	082(502)6223
岡　山	700-0903	岡山市北区幸町 8-22（三井住友海上岡山ビル 3F）	086(225)2211	086(225)2473
山　口	753-0076	山口市泉都町 7-11（損保ジャパン日本興亜山口ビル 5F）	083(922)2351	083(922)2371
鳥　取	680-0822	鳥取市今町 1-103（住友生命鳥取ビル 3F）	0857(23)5161	0857(23)5162
松　江	690-0007	松江市御手船場町 565-8（松江東京海上日動ビルディング 3F）	0852(21)5093	0852(21)5384
高　松	760-0042	高松市大工町 1-1 （あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル 2F）	087(851)0665	087(851)6236
徳　島	770-0841	徳島市八百屋町 2-7（朝日生命徳島ビル 7F）	088(622)4611	088(622)4614
高　知	780-0834	高知市堺町 2-26（高知中央ビジネススクエア 4F）	088(825)0315	088(825)0317
松　山	790-0003	松山市三番町 4-12-7（三井住友海上松山三番町ビル 3F）	089(945)5500	089(945)5504
九 州 本 部	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1（ザイマックス博多駅前ビル 3F）	092(472)3005	092(472)3025
福　岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1（ザイマックス博多駅前ビル 4F）	092(472)3033	092(472)3044
佐　賀	840-0801	佐賀市駅前中央 1-4-8（太陽生命佐賀ビル 7F）	0952(24)4295	0952(24)4298
長　崎	850-0033	長崎市万才町 3-5（朝日生命長崎ビル 10F）	095(826)7396	095(826)7395
熊　本	862-0975	熊本市中央区新屋敷 1-5-1 （三井住友海上・西日本新聞熊本ビル 2F）	096(363)5000	096(363)5009
大　分	870-0034	大分市都町 1-1-23（住友生命大分ビル 6F）	097(534)0888	097(534)0257
宮　崎	880-0806	宮崎市広島 1-18-13（宮崎第一生命ビル新館 5F）	0985(24)7921	0985(24)7652
鹿児島	890-0053	鹿児島市中央町 12-2（明治安田生命鹿児島中央町ビル 5F）	099(256)1323	099(256)1347
沖　縄	900-0032	那覇市松山 1-1-19（JPR 那覇ビル 6F）	098(861)1137 ※変更なし	098(861)1139 ※変更なし
	≪移転後≫ 900-0015	≪平成 27 年 5 月 7 日より移転≫ 那覇市久茂地 3-1-1（日本生命那覇ビル 7F）		

Ⅱ．自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要

１．料率算出の概要

（１）保険商品の特性（原価の事後確定性）

一般の商品では、商品の価格を決定する場合、通常、その製造原価（原材料費）が商品を販売する以前に確定しています。

一方、保険商品の原価は、将来発生するものと見込まれる契約１件当たりの支払保険金であるため、保険商品を販売する時点では、あらかじめ確定していません。このため、保険料率の算出にあたっては、過去の保険データや公的諸統計をもとに、保険数理に基づく科学的方法を用いて、将来の事故の発生率や損害額を予測することが必要となります。

（２）損保料率機構における料率算出

当機構では、会員等から提供されたデータをもとに精度の高い保険統計を作成し、これを分析するとともに、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて適正な参考純率および基準料率を算出しています。また、いったん算出した参考純率および基準料率も、その後の社会環境の変化等により危険の実態から乖離する場合があります。当機構では、適正な料率水準を維持するためにこれらを定期的にチェック（検証）し、必要に応じて改定を行っています。

なお、当機構では、以下の種類の損害保険について、参考純率および基準料率を算出しています。これらは、国民生活に密接に関係している危険を対象とする保険であり、良質な商品を適正な価格で安定的に提供することが求められています。

① 参考純率

■ 火災保険

・住宅を対象とする火災保険・総合保険（住宅物件）
・事務所ビル、店舗等を対象とする火災保険・総合保険（一般物件）
・工場を対象とする火災保険（工場物件）
・営業用倉庫を対象とする火災保険（倉庫物件）
・住宅金融支援機構等の公的融資を受けた物件を対象とする特約火災保険

■ 傷害保険

・普通傷害保険、家族傷害保険（日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険）
・交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険（交通事故(注)によって傷害を負った場合に支払われる保険）
・国内旅行傷害保険（日本国内の旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）
・海外旅行傷害保険（海外旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）

（注）「交通事故」には、自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車等）による事故、乗客として駅構内にいる間の事故等を含みます。

■　自動車保険

・対人賠償責任保険（自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）

・自損事故保険（自動車が電柱に衝突、崖から転落等自損事故によって死傷した場合に支払われる保険）

・無保険車傷害保険（対人賠償責任保険を付けていない等賠償資力が十分でない自動車との事故によって死亡した場合または後遺障害を負った場合に支払われる保険）

・対物賠償責任保険（自動車事故で他人の財物に損害を与えたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）

・搭乗者傷害保険（自動車に搭乗中の者が自動車事故によって死傷した場合に支払われる保険）

・車両保険（衝突・接触・墜落等の偶然な事故によって自動車に損害が生じた場合に支払われる保険）

■　介護費用保険

寝たきりや認知症等により介護が必要な状態になった場合に介護に要した費用が支払われる保険

②　基準料率

■　自賠責保険

自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に法令に定められた限度額の範囲で支払われる保険

■　地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波によって居住用建物および家財に損害が生じた場合に支払われる保険

２．自動車保険参考純率

（１）参考純率とは

「参考純率」とは、料率団体が算出する「純保険料率」（将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による保険料率の算出の基礎とすることができるものとして算出するものをいいます。

当機構は、火災保険、傷害保険、自動車保険および介護費用保険について参考純率を算出して、会員に提供していますが、この参考純率については会員の使用義務はなく、会員は自社の保険商品に係る保険料率について、保険業法上の認可申請・届出を行うにあたり、参考純率を使用するか否かを自由に選択することができます。なお、参考純率を使用する場合でも、「付加保険料率」（保険事業の運営に必要な諸経費に充てられる部分）については、会員において独自に設定を行うことになります。

（２）参考純率の原則

当機構は、料団法に定める「参考純率の原則」に則って参考純率を算出しています。この基本原則は、参考純率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なもの

であってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、参考純率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、算出方法が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、参考純率が、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分として過不足が生じないと認められるものである、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、参考純率の料率区分および水準が、その料率区分の間の実態的な危険の格差に基づいて適切に設定されている、ということです。

（３）自動車保険参考純率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自動車保険参考純率の算出にあたっては、次のような料率区分を設けています。

① 用途・車種

用途・車種が異なれば、使用頻度、相手方・搭乗者に与えるダメージ等に差が生じるなど、リスク実態が異なるため、道路運送車両法等に準じて用途・車種別に区分しています。

（例） 自家用乗用車（普通・小型） など

② 型式別料率クラス

自動車の型式(注)ごとに、保険成績に大きな較差が見られることから、型式ごとに適用する料率をクラス 1～9 に区分しています。

（注） 型式とは自動車の型を分類するための識別記号で、自動車検査証に記載されています。

③ 新車・新車以外

新車は、各種安全装置や車両構造など、安全性の改善・向上が図られ、保険成績が良好となる傾向にあるため、新車と新車以外に区分しています。

④ 保険金額等

保険金額や免責金額の設定内容によって補償範囲が異なることから、補償範囲の大小を純保険料率に反映させるため、保険金額や免責金額の額によって区分しています。

⑤ 年齢

若年運転者のリスクが高いことから、運転者の年齢の範囲に応じて、3 区分（全年齢補償、21 歳以上補償、26 歳以上補償）を設けています。

26 歳以上補償については自家用乗用車（普通・小型）の契約の 9 割を占めていることから、年齢層別のリスク較差を反映して区分をさらに細分化し、記名被保険者（契約の自動車を主に使用する者で、「保険証券」の「記名被保険者」欄に記載されている者）が個人の場合、その年齢別に 6 区分（30 歳未満、30 歳以上 40 歳未満、40 歳以上 50 歳未満、50 歳以上 60 歳未満、60 歳以上 70 歳未満、70 歳以上）を設けています。

⑥　等級

過去の保険成績（無事故年数・事故件数など）に応じてリスクが異なることから、等級（自動車1台ごとに、前年契約の有無、適用等級、前年事故の有無・件数に応じて決定されます。）として1～20等級に区分しています(注)。なお、継続契約の場合、7等級から20等級については、事故がなかった契約者と事故があった契約者でさらに区分（無事故、事故有）を設けています。

（注）　契約の自動車の台数が9台以下の場合

⑦　運転者限定

補償対象となる運転者の範囲によりリスクが異なることから、補償対象とする運転者を家族(注)に限定する場合、本人・配偶者に限定する場合または運転者を限定しない場合の3区分を設けています。

（注）　家族とは「① 本人、② 配偶者、③ ①または②の同居の親族、④ ①または②の別居の未婚の子」をいいます。

上記②～⑦は用途・車種が自家用乗用車（普通・小型）の例です。

（４）参考純率の届出・審査

当機構は、参考純率を算出したときは、参考純率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

届出を受けた金融庁長官は、参考純率について、料団法に定める「参考純率の原則」に適合するか否かの審査（適合性審査）を行います。この適合性審査の結果は、届出受理日の翌日から30日以内に当機構に通知され、当機構は、会員に対して遅滞なくその通知を行います。

当機構の会員が、参考純率を自社の保険料率を算出する際の基礎として使用して、自社商品に係る保険料率について保険業法上の認可申請・届出を行う場合には、金融庁長官は、その参考純率が既に適合性審査を終了していることを勘案して審査を行うこととなります。

このように、当機構の算出する参考純率は、会員における商品開発、金融庁における商品審査などにおいて、一定の重要な機能を果しているものといえます。

３．自賠責保険基準料率

（１）基準料率とは

「基準料率」とは、料率団体が算出する保険料率（付加保険料率を含む。）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による使用について保険業法の規定による認可または届出があったとみなされるものとして算出するものをいいます。

当機構は、自賠責保険および地震保険について基準料率を算出して、会員に提供しています。基準料率には、会員の使用義務はないものの、自賠責保険および地震保険の公的性格に基づいて、料団法上、「付加保険料率を含めた保険料率の算出」、「会員に対するみなし認可」、「基準料率の算出および会員への提供に関する業務の独占禁止法適用除外」等の規定が設けられています。

（２）自賠責保険基準料率の原則

当機構は、料団法に定める「基準料率の原則」に則って基準料率を算出しています。この基本原則は、基準料率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、基準料率の算出が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、基準料率が、保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であるとともに、基準料率を使用する保険会社の業務の健全性を維持する水準である、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、基準料率の危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されている、ということです。

また、自賠責保険は、被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い強制保険であることから、自賠法においては、基準料率は「ノーロス・ノープロフィットの原則(注)」に則るべきだとされています。

（注）詳細は 9 ページ参照

（３）自賠責保険基準料率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自賠責保険基準料率の算出にあたっては、次のような料率区分を設けています。

① 地域

北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島の 4 つの地域に区分しています。

② 車種

自動車の用途、種別および自家用・事業用の別によって区分しています。

・自動車の用途：乗用、貨物、乗合等
・自動車の種別：普通、小型、軽等
・自家用・事業用の別：自家用、営業用

③ 保険期間

自賠責保険の保険期間は、自賠法によって、自動車検査証の有効期間（車検期間）を満たしていなければならないこととされています。

保険期間は、それぞれの自動車の車検期間に応じて、次のとおり区分しています。

・車検期間が 1 年の自動車は、1 か月から 13 か月までの 13 区分
・車検期間が 2 年の自動車は、1 か月から 25 か月までの 25 区分
・車検期間が 3 年の自動車は、1 か月から 37 か月までの 37 区分

なお、車検のない原動機付自転車等については、12 か月、24 か月、36 か月、48 か月および 60 か月の 5 区分としています。

（４）自賠責保険基準料率の届出

当機構は、自賠責保険基準料率を算出したときは、基準料率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

また、官報および日刊新聞の全国版に公告しており、マスコミに対しても届け出た内容等について情報提供を行います。さらに、当機構は、本部に基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を備え付けており、損害保険会社、保険契約者および被保険者その他の利害関係人はその内容を閲覧することができます。

（５）自賠責保険基準料率の審査

届出を受けた金融庁長官は、自賠責保険基準料率について、料団法に定める「基準料率の原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合しているか否か審査（適合性審査）を行うとともに、「自賠責保険審議会」に諮問した後、国土交通大臣の同意を得るものとされています。審査期間は、原則として届出受理日後 90 日間で、この期間を経過した後、当機構の会員がこの基準料率を使用するときは、その旨を金融庁長官に届け出ることにより、保険業法上の認可を受けたものとみなされます。

なお、基準料率について届出の撤回または変更の命令が出されることなく 90 日の審査期間が経過した場合には、基準料率は遅滞なく、金融庁長官によって官報に告示されます。

このように、当機構の算出する自賠責保険基準料率は、自賠責保険の適正な運営を確保するという重要な機能を果しているものといえます。

○ 自動車保険参考純率算出・届出の流れ

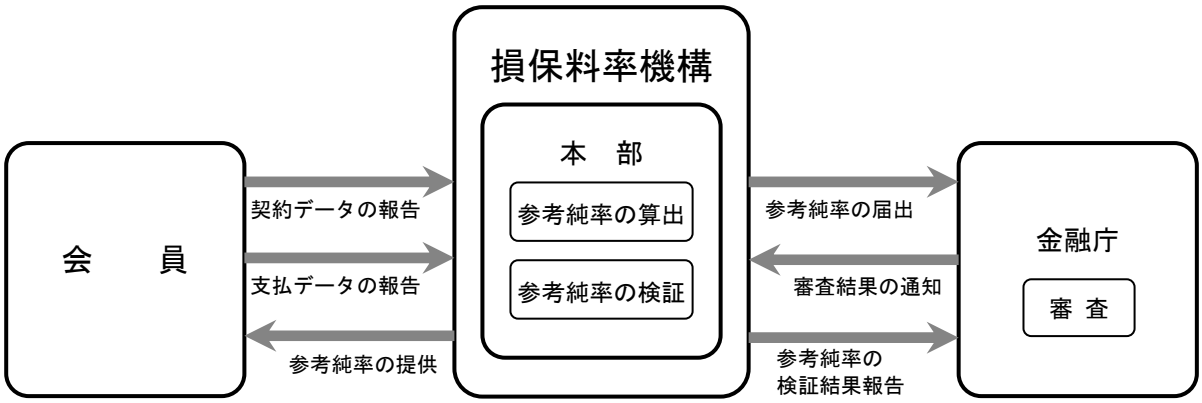

○ 自賠責保険基準料率算出・届出の流れ

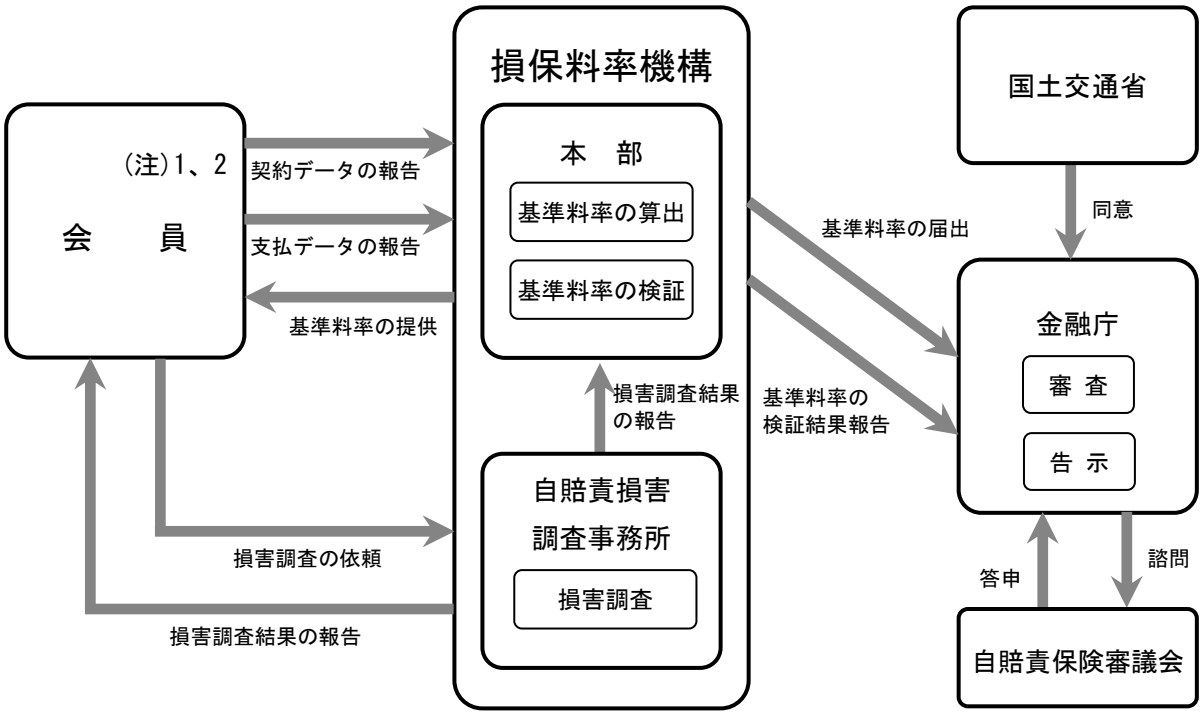

（注） 1.「契約データの報告」、「支払データの報告」については、すべての自賠責事業者が対象となります。

2.「損害調査の依頼」、「損害調査結果の報告」については、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合も対象となります。

Ⅲ．自賠責保険損害調査の概要

１．自賠責保険における損害調査

自賠責保険（共済を含みます。以下同様とします。）は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険で、自動車の運行によって他人を死傷させた場合に、その損害に応じて法令に定められた限度額の範囲で支払われるものです。

この自賠責保険は、被害者保護の立場から保障制度的な要素が強く、また、年間 100 万件以上の大量な請求事案があることから、誰でも均質で適正な補償が受けられるという公平性とともに、被害者救済のための迅速な損害調査が大変重要であるといえます。

２．組　織

自賠責保険の損害調査については、自賠法が公布された昭和 30 年に中立的な機関として共同査定事務所が創設され、その機能を果たしていましたが、料団法に基づいて昭和 39 年に自動車保険料率算定会が設立される際に、この組織も統合され自動車保険料率算定会の調査事務所となりました。その後、平成 14 年 7 月に自動車保険料率算定会と損害保険料率算定会が統合し損保料率機構が設立され、当機構の自賠責損害調査センターが自賠責保険の損害調査を行っています。また、当機構では自賠責保険基準料率の算出を行っていますが、自賠責保険基準料率の算出に必要なデータを収集するため、公正かつ中立的な立場で自賠責保険に係る損害調査を行うことは、自賠法の目的である自動車事故被害者の救済の観点からも重要な役割を果たしているといえます。

現在、当機構では、全国に 7 か所の地区本部を配置し、その下に 54 か所（平成 27 年 1 月 1 日現在）の自賠責損害調査事務所を設置して自賠責保険の損害調査を行っています。

３．損害調査の流れ

自賠責保険における損害調査の流れの概略は、次のとおりとなっています。

（１）自賠責保険への請求

自賠責保険からの支払を受けようとする場合、請求者（加害者あるいは被害者）は、事故および損害の発生を証明する書類など必要な書類を整え、損害保険会社等（共済事業者を含みます。以下同様とします。）に必要書類を提出します。

なお、加害者側から損害保険会社等に対して行われる保険請求の中には、加害者の契約する任意自動車保険会社が自賠責保険相当額を立替えて、任意自動車保険から一括して支払を行った後に、自賠責保険相当額を請求するものも含まれます。

（２）損害保険会社等における損害調査

請求を受けた損害保険会社等は契約の有効性、請求書類の点検等の必要事項について確認を行い、請求書類を自賠責損害調査事務所に送付します。

（３）自賠責損害調査事務所における損害調査

自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払の的確性（自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故との間に因果関係があるかどうかなど）および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査を行い、その結果を損害保険会社等に報告します。

また、損害保険会社等から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

① 事故当事者に対する事故状況の照会
② 医療機関に対する被害者の治療状況の確認
③ 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握

（４）自賠責保険の支払

報告を受けた損害保険会社等は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

４．損害調査体制

（１）自賠責損害調査事務所における損害調査

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で損害調査を行います。

（２）地区本部・本部における審査

損害調査の過程において、自賠責保険から支払われないもしくは減額される可能性がある事案・後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部・本部で審査が行われます。

（３）自賠責保険（共済）審査会制度

高度な専門的知識が要求され判断が困難な事案および調査結果や支払額に不服があるために再度請求が行われた異議申立事案は、「特定事案」として、「自賠責保険（共済）審査会」で審査が行われます。

「自賠責保険（共済）審査会」は、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

死亡事故で自賠責保険が支払われないか減額される可能性がある事案や有無責等の認定に対する異議申立てがあった事案は、自賠責保険（共済）審査会の有無責等の専門部会で審査されます。

また、脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案、非器質性精神障害に該当する可能性がある事案、後遺障害の等級認定に対して異議申立てがあった事案等は、自賠責保険（共済）審査会の後遺障害の専門部会で審査されます。

○自賠責保険における損害調査体制

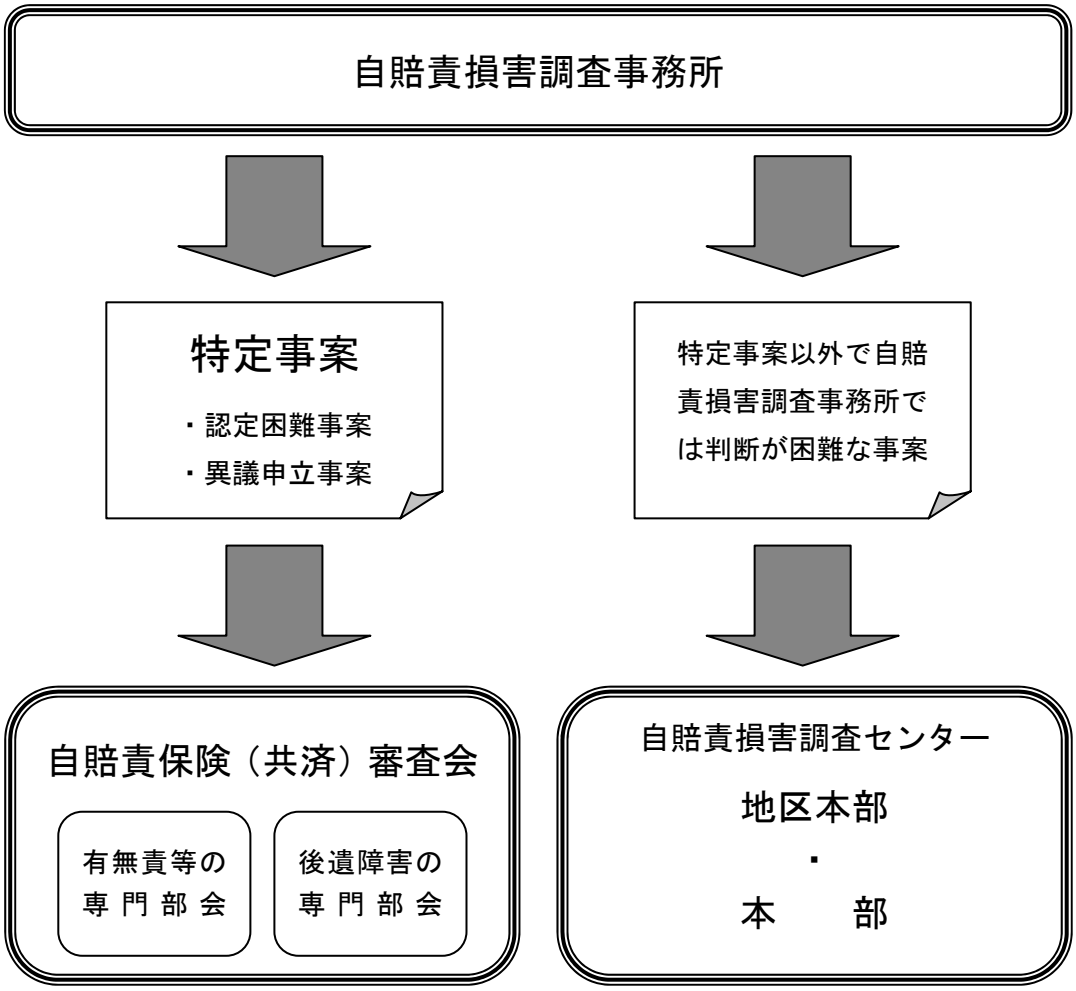

（注）異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

Ⅳ．データバンク機能の概要

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（任意自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する膨大なデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、次の業務を通じて、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

１．保険統計の作成・提供

参考純率および基準料率の算出の基礎データとして収集したデータをもとに、会員向けに保険商品開発等の参考として作成した保険統計をフィードバックするとともに、消費者向けにディスクロージャー資料として作成した保険統計を提供しています。

また、参考純率や基準料率を算出していない保険の種類の一部についても、会員から収集したデータに基づき保険統計を作成し、会員にフィードバックしています。

２．各種の調査・研究

次のような情報の収集、調査および研究を行い、その成果を会員等に提供しています。

① 保険制度・保険商品・保険市場動向等に関する国内外の情報の収集・調査・研究
② 危険の実態に見合った純保険料率の算出方法に関する情報の収集・調査・研究
③ 事故の予防と損害の軽減のための各種事故事例・関連情報の収集・調査・研究

３．会員に対するコンサルティング

蓄積したデータや専門性の高いノウハウをもとに、個々の会員ニーズに応じて、次のコンサルティング・サービスを会員に対し行っています。

① 保険商品開発や契約・支払の詳細分析等に役立つ保険統計の作成・提供
② 保険数理・保険約款に関する相談・支援
③ 地震、風水災にかかる被害想定額の算出
④ 海外の保険情報収集・提供等

４．ディスクロージャー

当機構の事業内容、参考純率と基準料率の算出等の概要、自賠責保険の損害調査のしくみ等についてわかりやすく説明した冊子やホームページ等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めています。

Ⅴ．ディスクロージャー資料のご紹介

損保料率機構では、以下のディスクロージャー資料を発行しています。
（○は和文、●は英文、[HP] はホームページ上に内容を掲載している資料を表しています。）

【組織案内】
○ 損害保険料率算出機構 組織のご案内 [HP]
● General Insurance Rating Organization of Japan (GIROJ) Profile （英文による組織・業務の概要）

【説明書】
○ 自動車保険の概況 [HP]
○ 参考純率のあらまし [HP]
○ 自賠責保険基準料率のあらまし [HP]
○ 地震保険基準料率のあらまし [HP]
○ 消火設備のあらまし
○ 自賠責保険（共済）損害調査のしくみ [HP]
○ 政府の保障事業のご案内 [HP]
○ 日本の地震保険 [HP]
● EARTHQUAKE INSURANCE IN JAPAN [HP]
（英文による地震保険制度の解説書）
● Automobile Insurance in Japan [HP]
（英文による自動車保険料率・制度の概要）
● Automobile Liability Security Act [HP]
（英文による自動車損害賠償保障法、関連政省令、支払基準、自賠責保険普通保険約款）

【料率表】
○ 自賠責保険基準料率 [HP]　○ 地震保険基準料率 [HP]

【標準約款】
○ 自動車保険　○ 火災保険・地震保険　○ 傷害保険

【統計表】
○ 損害保険料率算出機構統計集 [HP]
（自動車保険・火災保険・傷害保険・自賠責保険・地震保険の基本統計）

【調査・研究書】
○ 2007 年災害研究フォーラム講演録 [HP]
○ 地震保険研究 [HP]

【ホームページ】
○● http://www.giroj.or.jp/

【ディスクロージャー資料に関するお問合せ先】

〒163-1029　東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29Ｆ

損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部　広報グループ

TEL：03-6758-1300（代表）

自動車保険の概況　平成 26 年度（平成 25 年度データ）

平成 27 年（2015 年）２月発行

発　行　　損害保険料率算出機構（損保料率機構）
〒163-1029
東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29Ｆ
TEL　03(6758)1300（代表）
URL　http://www.giroj.or.jp/

印　刷　　株式会社　高山

〒113-0034
東京都文京区湯島 1-1-12

Printed in Japan　February 2015

本書の転載・複製、その他本書に関するお問合せは、総務企画部広報グループまでお願いします。